

## 資料2

### 入間市行政改革推進委員会 委員名簿

(任期：令和7年11月28日～令和9年11月27日まで)

No.	氏 名	備 考
1	荒井 英明 アライ ヒデアキ	知識経験者
2	奥富 茂生 オクトミ シゲオ	市内税理士（入間市商工会）
3	久礼 亮一 クレ リョウイチ	市内事業者（入間市工業会）
4	近藤 一幸 コンドウ カズユキ	埼玉県職員（埼玉県西部地域振興センター）
5	外所 宏陽 トドコロ ヒロハル	知識経験者（入間市DX推進アドバイザー）
6	羽渕 貴司 ハブチ タカシ	学識経験者（駿河台大学経済経営学部准教授）
7	宮部 圭太郎 ミヤベ ケイタロウ	市内金融機関（入間市金融団）
8	吉川 哲夫 ヨシカワ テツオ	市内で活動する団体（こども食堂ネットワークいるま）

(50音順)

#### 【事務局】

No.	職 名	氏 名	備 考
1	企画部長	浅見 嘉之 アサミ ヨシユキ	
2	企画次長	片岡 成浩 カタオカ マサヒロ	
3	企画課デジタル行政推進室長	古賀 直樹 コガ ナオキ	
4	企画課デジタル行政推進室副主幹	中島 良太 ナカジマ リョウタ	
5	企画課デジタル行政推進室主任	金子 韶 カネコ ヒビキ	
6	企画課デジタル行政推進室主事	豊泉 寿祈 トヨイズミ ジュウキ	



入企第445号

令和7年11月28日

入間市行政改革推進委員会会長様

入間市長 杉島理一郎



## 次期入間市行政改革大綱及び入間市DXビジョンについて（諮問）

入間市行政改革推進条例（昭和60年条例第14号）第2条の規定に基づき、下記のことについて、貴審議会の意見を求めるます。

## 記

## 1 諒問事項

次期入間市行政改革大綱及び入間市DXビジョンについて

## 2 諒問の趣旨

本市が効率的な行政運営を図るための行政改革大綱及びDXビジョンの策定について、今後、社会環境の変化が見込まれる中で、デジタル技術の積極的な活用を含め、業務のあり方や進め方そのものを変革することで行政サービスを最適化し、より効率的、効果的なサービス提供体制の整備を図る観点から、貴審議会に諮問し、意見を求めるものです。

# 令和7年度第1回 行政改革推進委員会

令和7年1月28日  
企画部 企画課  
デジタル行政推進室

# 目 次

- 1. 「入間市行政改革大綱」及び  
「入間市DXビジョン」の経緯について**
  
- 2. 「次期入間市行政改革大綱」及び  
「入間市DXビジョン」（素案）について**

# **1. 「入間市行政改革大綱」及び 「入間市DXビジョン」の経緯について**

# 入間市行政改革大綱・入間市DXビジョン

## これまでの経緯

昭和60年度 「入間市行政改革大綱」策定（平成9年度・13年度に時点見直し）

平成18年度 「入間市行政改革長期プラン」及び「前期・後期実行計画」を策定

平成28年度 「入間市行政改革大綱」全面改訂、「入間市行政改革大綱第1期実行計画」策定

令和 3年度 「入間市行政改革大綱第2期実行計画」策定

令和 4年度 「入間市DXビジョン」策定

## 各行政計画の位置づけ

### 入間市 行政改革大綱

期間を設定せずに、**本市の行政運営における基本姿勢と、行政改革の基本的な方向性**をまとめたもの。「行政サービスの最適化」という基本理念と、行政改革の推進に向けた5つの基本的視点を掲げている。

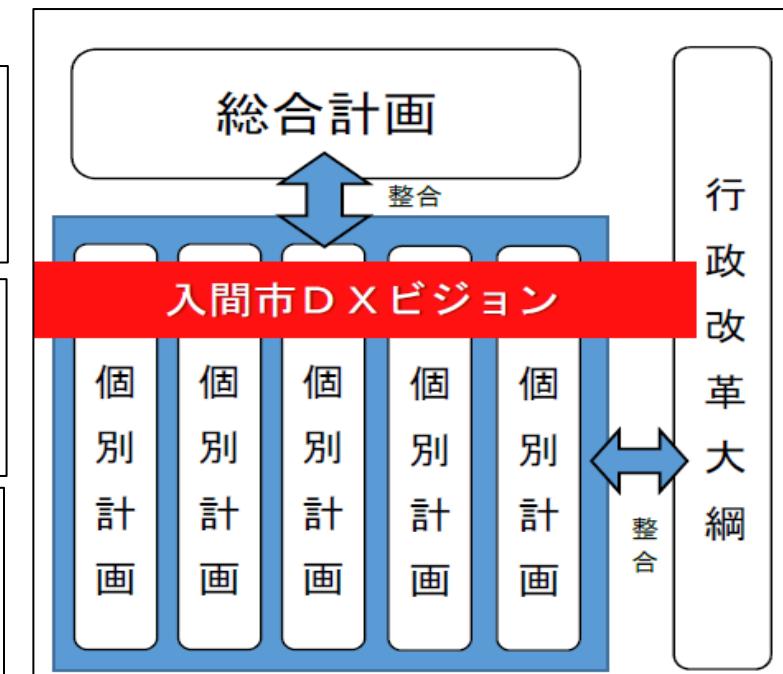
### 入間市行政改革 大綱実行計画

大綱に基づく**具体的な取組を列挙した事業計画**。第1期と第2期は5か年計画として策定している。

### 入間市 DXビジョン

令和3年のデジタル庁発足等を背景に、**デジタル技術とデータを活用するための指針**を策定したもの。「DXのねらいや考え方、手法」を掲げ、このビジョンを通じて既存行政計画の事務事業もDXを推進していくことを図った。

【入間市DXビジョンより抜粋】



## **2. 「次期入間市行政改革大綱」及び 「入間市DXビジョン」(素案)について**

# 令和6年度までの取組実績（第2期実行計画ベース）

## 行政改革効果額の推移

※赤字：期待効果額未達成

【主な取組】公民館のあり方の検討  
6,384万円

	R4年度	R5年度	R6年度（暫定額）	R7年度	R8年度	分類別合計
(1)サービスの最適化	489万円	1,008万円	1,750万円	－	－	3247万円
(2)公共施設の最適化	3,196万円	1億1,846万円	1億8,394万円	－	－	3億3,436万円
(3)担い手の最適化	294万円	353万円	364万円	－	－	1,011万円
(4)事務事業の最適化	3億1,325万円	5億1,719万円	8億4,015万円	－	－	16億7,059万円
(5)組織機構の最適化	0万円	0万円	0万円	－	－	0万円
合計	3億5,304万円	6億4,926万円	10億4,523万円	－	－	20億4,753万円

## 期待効果額（目標値）

【主な取組】新たな財源の確保（ふるさと納税等）  
1億8,059万円

	R4年度	R5年度	R6年度（暫定額）	R7年度	R8年度	分類別合計
(1)サービスの最適化	200万円	8,230万円	8,230万円	－	－	1億6,660万円
(2)公共施設の最適化	4,020万円	2億4,490万円	1億6,360万円	－	－	4億4,870万円
(3)担い手の最適化	2,100万円	2,100万円	1億3,100万円	－	－	1億7,300万円
(4)事務事業の最適化	2億8,805万円	4億2,100万円	8億7,160万円	－	－	15億8,065万円
(5)組織機構の最適化	0万円	0万円	0万円	－	－	0万円
合計	3億5,125万円	7億6,920万円	12億4,850万円	－	－	23億6,895万円

# 令和6年度におけるDX主な取組成果

## 取組内容①

### 取組前

#### 学童保育室 入室申請のオンライン化

- ・10~11月に時間外勤務が極端に増加
- ・申請期間内に保護者は来庁しなければならなかつた



### 成果

- ・オンラインでの申請数**1,278件**（全体の申請件数**1,286件**）
- ・オンラインでの申請率**98%**   ・満足度約**70%**   ・窓口開庁時間外での申請率**71%**
- ・作業時間**168時間**の削減   ・A4ベースで**6,340枚**のペーパーレス化

## 取組内容②

### 稼働状況

#### RPAによる業務自動化（主にシステムへの入力作業）

#### 6課 16業務で導入



### 成果

- 作業時間**1,350時間**の削減
- 人件費約**296万円**の削減

# 令和6年度までの取組における評価点・課題点（概要）

## 評価点

- ・「**公共施設の最適化**」や「**事務事業の最適化**」の取組、DXの取組において一定の効果があがっている。
  - PDCAサイクルによる改善や事務事業のスクラップアンドビルドなど、行政改革の基本的な姿勢・方向性は大きく変わらないものと認識。

## 課題点

- ・現取組の効果額においては、**成果が表れているものといないものの二極化**が見受けられる。
- ・昨今の物価・人件費高騰が効果額に影響している取組がある。**今後の社会情勢を踏まえた取組の見直しも必要となる。**
  - **具体的な取組は、大きく見直していく必要がある。**
  - **デジタル技術を活用する手法との連動性も含めて検討する必要がある。**

- 
- ◆ 基本的な方向性に大きな変動はないと捉え、**行政改革大綱は必要最小限の見直し案で検討**
  - ◆ 具体的な取組は抜本的な見直しが必要であり、**実行計画作成時に詳細に協議していく**

# 次期入間市行政改革大綱・入間市DXビジョン（素案）

## 全体

- ・行政改革とDXを一体的に推進していくため、次期入間市行政改革大綱・入間市DXビジョンは一体化する。  
(片方に溶け込ますのではなく、それぞれまとめたものを第1編・第2編という形で合本する)

### 次期入間市行政改革大綱

- ・基本的な方向性として、必要最小限の見直しとする。

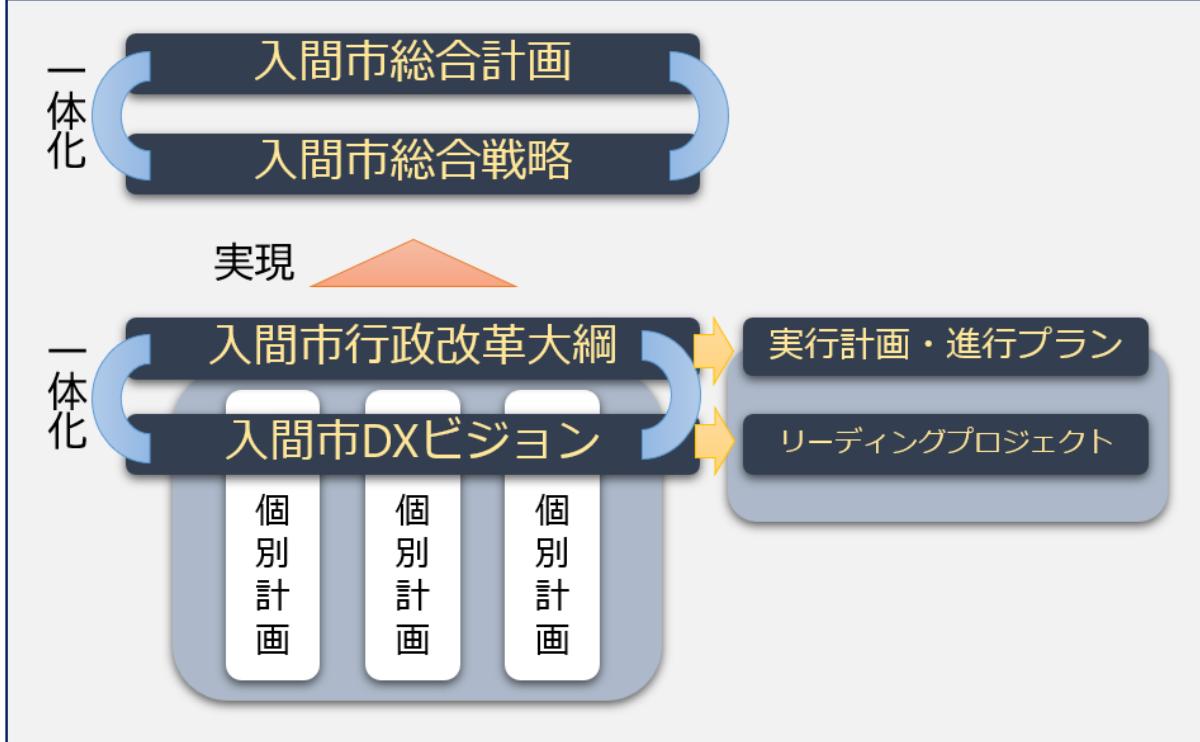
### 入間市DXビジョン

- ・「デジタル技術やデータの活用」に関する考え方・取り組み方について、時点修正を図る。

### 入間市行政改革大綱実行計画

(入間市行政改革大綱・入間市DXビジョンに関する  
諮詢・答申後に協議いただく予定)

### 【体系図】



# 今後のスケジュール

## ○次期入間市行政改革大綱及び入間市DXビジョンの策定に向けたスケジュール

### -令和7年度-

**令和7年11月28日（金） 第1回行政改革推進委員会（大綱諮問・協議）※本日**

**令和8年1月予定** 第2回行政改革推進委員会（協議）

**令和8年3月～4月** パブリックコメントの実施

### -令和8年度-

**令和8年5月予定** 第3回行政改革推進委員会（大綱答申・実行計画諮問・協議）

**令和8年7月予定** 第4回行政改革推進委員会（協議）

**令和8年8月予定** 第5回行政改革推進委員会（実行計画答申）

# 資料5

## 入間市行政改革大綱

平成29年3月

### 目次

第1章 序論 .....	2
1 行政改革の経緯 .....	2
2 行政運営の基本姿勢 .....	2
第2章 大綱 .....	3
1 基本理念 .....	3
2 構成と期間 .....	3
3 基本的な視点 .....	4
4 各視点における推進方向 .....	5
(1) サービスの最適化（社会情勢の変化に応じたサービスの編成） .....	5
(2) 公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現） .....	6
(3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現） .....	7
(4) 事務事業の最適化（選択と集中による財政の健全化） .....	9
(5) 組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築） .....	10
第3章 推進体制 .....	12
1 推進体制 .....	12
(1) 計画構成 .....	12
(2) 推進組織 .....	12
2 評価システム .....	13

## 第1章 序論

### 1 行政改革の経緯

本市では、昭和60年度に「入間市行政改革大綱」を策定し、その後、平成9年度と平成13年度に2回の見直しを行いながら行政改革に取り組んできました。

また、平成18年度には、入間市行政改革大綱と国の行政改革の推進指針を背景に、真に自立した自治体を目指すための10年間の長期計画として、平成19年度から28年度までを計画期間とする「入間市行政改革長期プラン」を策定し、その具体的な推進方向を記載した「前期実行計画（平成20～23年度）」「後期実行計画（平成24～28年度）」に基づき、効率的な行政運営による歳出削減や積極的な収入確保に向けてさまざまな取り組みを進めてきたところです。

今回、この長期プランが計画期間を終えることから、これまでの行政改革の成果を踏まえ、これまでの行政改革大綱を全面的に改訂し、将来を見据えた基本的な行政運営の理念として整理し、新たに定めるものです。

### 2 行政運営の基本姿勢

首都圏近郊のベッドタウンとして人口の増加を基調に発展してきた本市では、多様化する市民要望に応えるために、公共施設の整備をはじめ、さまざまな分野において行政サービスの展開と充実を図ってきました。市制施行後50年を経て、本市の行政運営は人口減少社会の到来とともに新たな局面を迎えており、本市を取り巻く環境の変化を踏まえた、新たな視点からの行政運営に向けた改革が必要とされています。

今後、人口が減少する中で、少子化、高齢化が一層進行していくと、本市の歳入の根幹である市税収入が減少する一方、社会保障費は増加していくものと見込まれます。さらに、これまで整備してきた多くの施設について、一斉に更新や維持補修の対応が生じることが想定され、このままでは歳入と歳出のバランスが崩れて、大きな乖離が生じていく恐れがあります。

こうした中、これからも生活都市としての本市の特性を生かしたまちづくりを進めていくためには、より効率的、効果的行政運営を行っていくことが必要となります。そのためには計画的な財政運営によって健全な財政運営を維持するとともに、市民の要請に的確に対応できる組織、人員の配置を行い、行政サービスの提供においても市民や事業者との協働の推進を図りながら進めていくことが求められます。

これまでの行政改革は、ともすれば事業の廃止や縮小、人員の削減という視点のみに重きが置かれていきました。しかし、今後は人口減少に歯止めをかけるためにも、市民にとって魅力のあるまちづくりを進めていく視点を持って、限られた財源と資源を最大限有効に活用しながら、その時点における環境の変化を踏まえた適正なサービスを的確に実施することを行政運営の基本姿勢として、行政改革に取り組んでいきます。

## 第2章 大綱

### 1 基本理念

入間市行政改革大綱（以下「大綱」という。）の基本理念として「行政サービスの最適化」を掲げ、市民と行政との協働の推進と社会情勢の変化に応じた行政サービスの再編の方向性を明らかにしながら、政策力、情報力、分析力の強化を図り、市民の利便性の確保に配慮した、より効率的、効果的なサービス提供体制の整備に取り組みます。

このことを踏まえ、次の3点をテーマに大綱に基づいて行政改革の推進を図り、安定した行政運営と充実した行政サービスの提供をめざします。

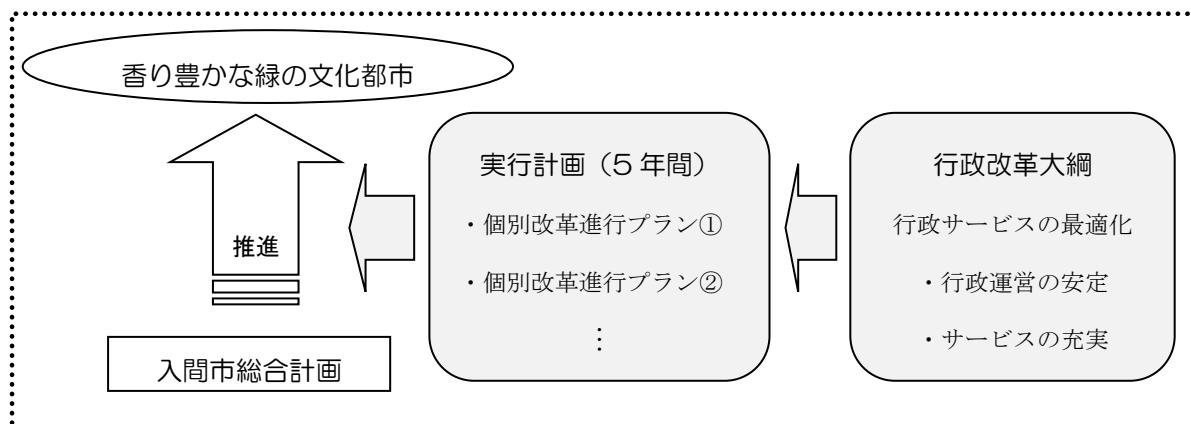
#### ◆基本理念：行政サービスの最適化

- 社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた行政サービスへの見直し
- 多様な事業主体によるサービス提供体制の構築
- 簡素で効率的な組織体制の構築

### 2 構成と期間

- ・「総合計画」を行政運営にかかる縦軸の方針とし、「行政改革大綱」は各種施策の展開における横軸の理念として位置づけます。大綱では、行政改革の基本的な理念、視点、推進方向について定めます。
- ・大綱に基づく具体的な取り組みについては、各所管において「個別改革進行プラン」を作成して推進を図ります。各プランを体系的、総合的に推進していくために、5年間を単位とする事業計画（実行計画）を策定します。
- ・本大綱は、本市の行政運営における基本的な方向性として定め、期間を設定しません。ただし、大綱は5年ごとの「実行計画」の見直しと併せて記載内容を検証し、その時点における課題を踏まえて修正を図ります。

#### ●大綱の全体構成イメージ



### 3 基本的な視点

安定した行政運営を継続し、より効率的、効果的な行政サービスの提供を通じて、「行政サービスの最適化」を図るために、下記の5点を行政改革の推進に向けた基本的な視点として設定します。また、視点ごとに推進方向を掲げて、具体的な展開を図ります。

#### (1) サービスの最適化（社会情勢の変化に応じたサービスの編成）

- ①市民ニーズの把握と活用
- ②市政情報の共有化の推進
- ③情報通信技術（ＩＣＴ）の活用
- ④広域行政の推進

#### (2) 公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現）

- ①行政サービスに応じた施設機能の見直し
- ②施設の活用、長寿命化の推進
- ③管理運営の効率化

#### (3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現）

- ①公共サービスの提供における市民（民間）と行政の役割分担
- ②多様な主体による協働の推進
- ③民間活力の有効活用

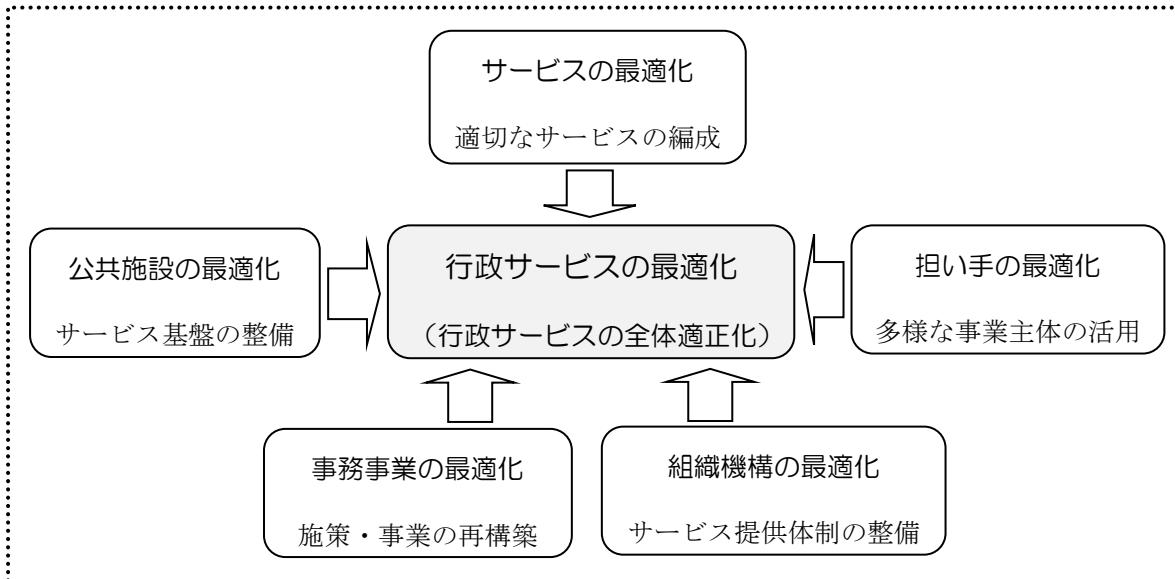
#### (4) 事務事業<sup>ii</sup>の最適化（選択と集中による財政の健全化）

- ①歳入の確保
- ②事務事業の評価と改善
- ③事務事業の選択と重点化
- ④歳出の効率化と事業費の削減

#### (5) 組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築）

- ①職員意識の改革
- ②人材育成の推進
- ③組織機構の簡素化と効率化
- ④定員の適正管理の推進

## ■基本的な視点の配置■



## 4 各視点における推進方向

### (1) サービスの最適化（社会情勢の変化に応じたサービスの編成）

- ・社会情勢の変化に伴って複雑化、多様化する行政課題に対応するために、市民ニーズの把握に努め、行政運営に反映させていきます。
- ・行政運営や入間市のまちづくりに関するさまざまな情報を、より多くの人が知り、手軽に活用できるようにすることで、効率的なサービスの提供と市民生活の充実につなげます。
- ・広域的な行政課題への対応を図るため、関連する自治体との連携を深めます。

### <推進方向>

#### ①市民ニーズの把握と活用

- ・さまざまな手法を用いて、幅広く市民の意見を聴き取ることで、市民ニーズの把握に取り組みます。
- ・市民から寄せられる意見や要望をサービスの改善に活用します。
- ・日々変化していく地域の状況やさまざまな情報を利用して、市民意識の把握に取り組みます。
- ・市民ニーズと合わせて、地域のさまざまな情報を踏まえた適切なサービスの提供に取り組みます。

---

## ②市政情報の共有化の推進

- ・わかりやすさや伝わりやすさに配慮した積極的で迅速な市政情報の公開と発信に努め、地域情報や行政課題等の市民との共有化を進めます。
- ・行政内部の情報の共有化や業務の連携を一層推進し、行政サービスの充実や業務の効率化につなげます。
- ・個人情報をはじめとする多くの情報資産の管理にあたっては、情報セキュリティの確保に留意します。
- ・行政課題を積極的に市民と共有化し、解決に取り組みます。

---

## ③情報通信技術（ＩＣＴ）の活用

- ・高度情報化の進展に対応してＩＣＴを適切に活用し、行政サービスの充実に取り組むとともに、市民の日常生活の利便性の更なる向上を図ります。また、ＩＣＴの安全性・信頼性の確保についても合わせて取り組んでいきます。

---

## ④広域行政の推進

- ・広域的な行政課題に対応するため、関係する自治体と連携、協力し、行政サービスの向上に取り組みます。
- ・それぞれの自治体の地域特性を活かし、機能分担を図りながら近隣自治体との一体的な振興・発展を目指し、広域的な視点に立った行政の推進を図ります。
- ・公共施設などの相互利用を促進し、行政サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

---

## （2）公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現）

- ・市民にとって真に必要な施設サービスを持続的に提供していくための全体適正化に向けて、適切な量の施設を、適切に配置して、効率的な維持管理と利活用を図ることで、公共施設の最適化に取り組みます。

---

### ＜推進方向＞

---

#### ①行政サービスに応じた施設機能の見直し

- ・社会情勢の変化や市民生活の将来見通しを考慮した上で、適正な行政サービスが提供できるよう公共施設の機能を見直し、それに見合った施設量、施設配置への再編を図ります。

---

## ②施設の活用、長寿命化の推進

- ・有効活用を図るためにには、複合化や多機能化、統廃合などによる施設の再整備に取り組む必要があり、再整備に係る費用の縮減や平準化のために施設の選択と集中を図り、保有量や配置の適正化、長寿命化に取り組んでいきます。

---

## ③管理運営の効率化

- ・市民ニーズに見合った行政サービスとは何かを導きだした上で、施設の再整備を含め管理の全体効率化に取り組みます。

---

## (3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現）

- ・「元気な入間まちづくり基本条例」及び「入間市協働ガイドライン」に基づいて、市民や自治会等の住民組織、NPO法人等の市民活動団体、民間事業者等と市が、互いの特性を活かした協働によるまちづくりを推進します。
- ・市民、住民組織、市民活動団体、民間事業者等の公共的、公益的な活動の支援を強化し、活性化を図ることで、市民の暮らしに密着した公共サービスの充実と効率化を図ります。
- ・行政サービスの提供にあたっては、市民、住民組織、市民活動団体、民間事業者等と市との役割を整理し、行政が行うよりも効率的で効果的なものについては、市の責任に留意した上で、業務の委託化等の取り組みを進めます。

### <推進方向>

---

#### ①公共サービスの提供における市民（民間）と行政の役割分担

- ・市民の暮らしに密着した公共サービスの提供にあたっては、市民と市が互いをまちづくりのパートナーとして捉え、それぞれの特性に応じた役割の整理と分担を進めます。
- ・市民や市民活動団体の公益的な活動をさまざまな形で支援し、活性化を促していきます。
- ・市民活動に対する職員の認識と協働意識の向上を図り、市民、住民組織、市民活動団体と市との相互理解と連携を強化します。

## ②多様な主体による協働の推進

- ・市民、住民組織、市民活動団体、民間事業者等の多様な主体と、公共サービスの提供において協力し、相互に補完する関係を築きながら、協働によるまちづくりを推進します。
- ・活動主体に対する活動場所や必要な情報の提供等による支援を行うとともに、活動の中心となる人材や新たに協働の主体となる団体等を育成する環境づくりに取り組みます。

## ③民間活力の有効活用

- ・行政運営の効率化、行政サービスの向上を図るため、民間委託等の実施が可能な事務事業については、個人情報の保護や守秘義務の確保、行政サービスの維持向上など行政としての責任に留意した適正な管理監督のもと、計画的に業務の委託等を推進します。
- ・公の施設の管理運営にあたっては、多様化する市民ニーズに対して、より効率的かつ効果的に対応するため、民間のノウハウの活用と専門性に配慮した指定管理者等の制度を積極的に活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ります。

### ■協働事業の構成■

領域	行政以外のサービス			行政サービス
区分	市民が中心（市民主導）	市民／行政	行政が中心（行政主導）	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域自治活動</li><li>・地域活性化活動</li><li>・地域課題の発掘</li><li>・地域イベント</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者の生活支援</li><li>・子育て支援</li><li>・防災活動</li><li>・防犯活動</li><li>・環境保全活動</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・審議会等への市民参加</li><li>・行政計画への策定参画</li><li>・公の施設の管理、運営</li><li>・パブリックコメント</li></ul>	
協働形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助、助成</li><li>・後援</li><li>・事業協力（市民主体）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・共催事業</li><li>・実行委員会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託</li><li>・事業協力（行政主体）</li></ul>	<p>PPP (PFI等)<sup>iii</sup></p>

※「入間市協働ガイドライン」より（一部修正）

---

#### (4) 事務事業の最適化（選択と集中による財政の健全化）

- ・安定した歳入確保への取り組みを推進するとともに、施策の目的達成への貢献度や効果等から事務事業を評価して改善を図るほか、効率的で効果的な実施に向けて事務や事業の改善を図り、より質の高いサービスへの移行を進めます。

#### <推進方向>

---

##### ①歳入の確保

- ・市税等の確実な収納を基本とし、有料広告、施設の使用料などさまざまな観点から歳入の増加策に取り組むことで、将来にわたって安定した自主財源の確保に努めるとともに、歳入に見合った財政規模を堅持します。
- ・様々なサービスを利用する際の料金等について、負担の公平性の観点からあり方を検討し、受益者負担の適正化を図ります。

---

##### ②事務事業の評価と改善

- ・さまざまな事務や事業をより効率的かつ効果的に実施するために、内容の点検と評価を継続的に実施し、手法の工夫や見直しを行います。また、評価結果について市民にわかりやすく公表します。
- ・必要性、有効性、効率性、公平性、優先性の5つを評価の視点として、個別、全体の両面から事務事業や施策を評価します。評価にあたっては、市民意識に配慮するとともに、成果だけではなく実施までの経過も考慮することとします。
- ・行政運営にかかる総コストを把握した上で、評価の結果を効果的かつ積極的に活用し、P D C A (Plan[計画] Do[実行] Check[評価] Act[改善]) サイクルにより改善を図ります。

---

##### ③事務事業の選択と重点化

- ・事務事業については、現在の社会情勢に見合った目標設定となっているか確認し、類似事業との集約化や終期の設定を含め、そのあり方について見直しを行います。
- ・安定的かつ持続的なサービスの提供に向けて、限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用するために業務の内容や手続きを見直し、最適化に取り組みます。
- ・より効率的かつ効果的な行政運営を実現し、限られた財源の中で多様化し、高度化する市民ニーズに的確に対応するため、事務事業の評価を踏まえて定期的に検証を行い、効果や

必要性が低い事業は見直します。また、社会情勢の変化に応じて実施すべき施策や事業の重点化を図ります。

---

#### ④歳出の効率化と事業費の削減

- ・歳出の効率化を図るために、政策や施策の目的達成に向けた貢献度を踏まえて事務事業のスクラップアンドビルトを進めます。
- ・各種経費の削減に努め、全体コストの縮減を図ることで歳出の効率化を進めます。
- ・効率的な業務運営とサービス提供の利便性を向上させるために、ＩＣＴの活用と最適化を進めます。
- ・様々な団体に対する補助金等のあり方について、市として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担等について定期的に検証した上で見直し、廃止や統合、終期の設定等の整理、合理化を推進します。

---

#### (5) 組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築）

- ・「入間市人材育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの意識改革を推進します。
- ・質の高い行政サービスを提供していくために、入間市職員としての自覚と責任を果たせる人材の育成を図ります。
- ・社会情勢や市民ニーズの変化、地域の実情に応じた新たな行政課題に対応できるように、業務の量や質を考慮して機動性を持った職員配置に取り組むとともに、必要に応じて部局横断的な対応を図るなど、柔軟で目的志向の組織の運用を行います。

#### <推進方向>

---

##### ①職員意識の改革

- ・市民サービスの向上に向けて、業務運営にあたり全ての職員が常に市民の立場で考え、行動できるように職員の意識改革を進めます。
- ・行政サービスの向上と事務の効率化を図るため、常に何が最良であるのかを考えて事務にあたる職場風土を醸成し、継続的に事務改善に取り組みます。
- ・組織並びに職員一人ひとりが、目標を設定し、コスト意識を持って、より効率的かつ効果的な事務事業の実施に取り組みます。また、行政内部の連携を強化し、効率的な事務執行を図ります。

---

## ②人材育成の推進

- ・さまざまな行政課題に積極的に対応し、必要とされる行政サービスの適切な実施や、複雑多様化する行政課題に対してスピード感を持って対応できる職員の育成に取り組みます。また、職員の政策力や協働に対する意識を高めるとともに、専門職の能力向上を図ります。
- ・市民との協働によるまちづくりを進める行動力のある職員を育成します。
- ・若手職員の早期育成、管理監督者の人材育成能力の向上を軸とした研修を実施するなど、業務の管理能力や法令、社会的規範の遵守の意識を高め、組織の機能強化を図ります。
- ・人事制度を活用し、職員の意欲・能力を最大限発揮できる環境の実現に向けて取り組みます。

---

## ③組織機構の簡素化と効率化

- ・社会情勢の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するために、市民にわかりやすく、簡素で効率的な組織体制を確保するとともに、組織の機能強化を図ることを目指し、継続的に組織の見直しを進めます。
- ・組織を横断するプロジェクト等の組織体制を効果的に活用して、組織の柔軟性、機動性の向上を図ります。

---

## ④定員の適正管理の推進

- ・事業の見直し、組織の見直し、民間委託の推進等を通じて職員数を見直しつつ、社会経済の動向、市民ニーズの変化等、新たな行政需要の増加に対して適切に職員の配置を行うことで、職員数の適正化を図ります。
- ・事務事業を効率的かつ効果的に実施するため、業務内容に応じた専門職の確保を図るとともに、再任用職員、非常勤職員、臨時職員、任期付き職員など、さまざまな任用形態を活用して多様な人材の活用を進めます。

## 第3章 推進体制

### 1 推進体制

#### (1) 計画構成

##### ①実行計画

- ・大綱に基づく具体的な行政改革の取り組みについては、基本的視点を踏まえたアクションプランとして「実行計画」を策定して取り組みます。
- ・「実行計画」は5年間を計画期間として設定し、年度ごとの改革の項目、目標等を明確にして取り組みます。

##### ②個別改革進行プラン

- ・「実行計画」における個別の改革項目については、各所管が作成する「個別改革進行プラン」によって構成します。
- ・「個別改革進行プラン」は、各所管において現状を分析し、課題を明らかにした上で、各年度における効果や目標値を設定した年次計画として策定します。

#### (2) 推進組織

##### ①入間市行政改革推進委員会

- ・「入間市行政改革推進委員会条例」により、知識経験者で構成される市長の附属機関として「入間市行政改革推進委員会」を設置します。
- ・「入間市行政改革推進委員会」は、5年ごとの「実行計画」の策定時に設置し、市長の諮問に応じて、大綱に基づく行政改革の総括評価を行うとともに、その時点における行政課題等を踏まえ、大綱の記載内容を検証し、修正等についての答申を行います。

##### ②入間市行政改革推進本部

- ・「入間市行政改革推進本部設置要綱」に基づき、市長、副市長、教育長及び部長相当職で構成する庁内組織として「入間市行政改革推進本部」を設置します。
- ・「入間市行政改革推進本部」は、行政改革の推進に関する方針及び施策を決定するとともに、実施事業について管理、評価を行う視点から、「実行計画」「個別改革進行プラン」について協議、決定します。

### ③全庁体制

- ・「個別改革進行プラン」の推進は各所管部長の指示によることとし、プランに掲げた目標の達成に向かって、庁内の連携を図りながら取り組みます。
- ・職員一人ひとりが行政運営に改革意識を持ち、全庁・全職員が一体となって改革を推進します。

### ④事務局

- ・事務局を企画部に置いて全庁的な調整を行うことにより、行政改革の円滑な推進と大綱に掲げる理念の実現を図ります。

## 2 評価システム

- ・「行政改革大綱」の実効性を担保するために、「実行計画」及び「個別改革進行プラン」の取り組み項目ごとに目標を設定し、達成度について毎年度事務局においてPDCAサイクルの手法を取り入れた進捗状況の把握を行い、進行管理していきます。
- ・進捗状況については、広く市民に対して、広報紙やホームページ等を通じて公表し、市民の目に見える形で行政改革を進めます。

### ◇文章注記◇

<sup>i</sup> 行政サービス：この大綱では、公共サービスのうち行政が担うサービスを指します。

<sup>ii</sup> 事務事業：事務事業とは、行政が実施する事務的な業務と事業全般の総称です。事務事業は施策を実現させるための具体的な手段であり、施策とは政策を実現するための方策を指します。

<sup>iii</sup> PPP（PFI等）：公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組みをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼び、公共工事等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことをPFI（プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ）と呼びます。PFIはPPPの手法の一つであり、PPPの中に、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

# 入間市行政改革大綱

## 第2期実行計画

### 構成

- I 基本認識
- II 基本方針
- III 計画目標
- IV 個別改革進行プラン
- V 実行計画の推進

令和4年4月

入間市

## I 基本認識

1 行政改革大綱と実行計画の位置づけ	-----	1
2 入間市行政改革大綱第1期実行計画の中間総括	-----	2
3 計画期間における基礎的条件	-----	3
(1) 第6次入間市総合計画・基本構想及び基本計画		
(2) 将来人口		
(3) 財政見通し		

## II 基本方針

1 第2期実行計画基本方針	-----	6
---------------	-------	---

## III 計画目標

1 目標とする額	-----	7
2 目標とする指標	-----	8

## IV 個別改革進行プラン

1 サービスの最適化	-----	9
(1) 市民ニーズの把握と活用		
(2) 市政情報の共有化の推進		
(3) 情報通信技術（ICT）の活用		
(4) 広域行政の推進		
2 公共施設の最適化	-----	10
(1) 行政サービスに応じた施設機能の見直し		
(2) 施設の活用、長寿命化の推進		
(3) 管理運営の効率化		

3 担い手の最適化	-----	11
(1) 公共サービスの提供における市民（民間）と行政の役割分担		
(2) 多様な主体による協働の推進		
(3) 民間活力の有効活用		
4 事務事業の最適化	-----	13
(1) 歳入の確保		
(2) 事務事業の評価と改善		
(3) 事務事業の選択と重点化		
(4) 歳出の効率化と事業費の削減		
5 組織機構の最適化	-----	16
(1) 職員意識の改革		
(2) 人材育成の推進		
(3) 組織機構の簡素化と効率化		
(4) 定員の適正管理の推進		

## V 実行計画の推進

1 推進体制について	-----	18
(1) 推進体制		
(2) 推進方法		
2 第2期実行計画の期待効果額について	-----	19
(1) 年度ごとの期待効果額		
(2) 基本的視点ごとの期待効果額		

## I 基本認識

### 1 行政改革大綱と実行計画の位置づけ

本市では、昭和 60 年度に「入間市行政改革大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、平成 9 年度と平成 13 年度に 2 回の見直しを行いながら行政改革に取り組んできました。また、平成 18 年度には、真に自立した自治体を目指すための 10 年間の長期計画として、平成 19 年度から 28 年度までを計画期間とする「入間市行政改革長期プラン」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。

そして、平成 28 年度末には大綱を全面的に改訂し、基本理念として「行政サービスの最適化」を掲げ、期間を設定せずに、本市の行政運営における基本的な方向性として定めました。

平成 29 年度からは、この大綱及び基本理念の下、次の 3 点をテーマとして行政改革を推進し、安定した行政運営と充実した行政サービスの提供を目指しています。

#### **基本理念 「行政サービスの最適化」**

- 社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた行政サービスへの見直し
- 多様な事業主体によるサービス提供体制の構築
- 簡素で効率的な組織体制の構築

大綱に基づく具体的な取り組みについては、所管課において「個別改革進行プラン」を作成して推進を図ります。そして、各プランを体系的、総合的に推進していくために策定する事業計画が「実行計画」です。

「実行計画」は 5 年を単位として策定するものとしていることから、今回の実行計画については、平成 29 年度から令和 3 年度までを計画期間とした「行政改革大綱第 1 期実行計画」に次ぎ、令和 4 年度から 8 年度までの 5 か年を計画期間とします。また、上位計画となる大綱が期間を設定しておらず、今後継続していくことから、「行政改革大綱第 2 期実行計画」とします。

## 2 入間市行政改革大綱第1期実行計画の中間総括

行政改革大綱第1期実行計画は、限られた財源と資源を最大限に活用する「行政サービスの最適化」の第一歩となる計画とすること、市民の理解、協力を得て取り組む計画とすることを基本方針としました。この基本方針のもと、大綱で掲げた5つの基本的視点に基づく102の個別改革進行プランの推進に取り組んできました。また、必要な都度、新たな改革項目を追加して取り組むなど、改革を強化してきました。この結果102の個別改革進行プランのうち、着手率は98%であり、このうち実行に至り効果を生み出したもの、検討を完了して結論をまとめたものや実行に至ったものは合わせて46%となっています。

効果額については、行政改革大綱第1期実行計画における最終年度（令和3年度）の目標効果額20億9,780万円に対して、令和2年度の効果額は14億2,648万円となっています。このような状況を踏まえると行政改革大綱第1期実行計画については目標額の到達には至らない見込みです。これは保育無償化や情報セキュリティ対策の強化など国の制度変更等の影響、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けて、収入増や支出減を予定どおり実現できない取り組みが出たことが要因と考えられます。しかしながら、個別改革進行プラン外の新たな取り組みの実施や国等の補助金・負担金の活用などにより、できる限り多くの効果額を生み出した上で、財政調整基金の繰り入れなどの調整を行うことで各年度において歳入・歳出かい離額の解消を図ってきています。

また、「財政健全化に向けた自治体経営を進めるための運営目標」として目標とする指標（毎年度の目標及び最終年度（令和3年度）の目標）を設定しています。令和2年度決算において、毎年度の目標について、公債費負担比率、基礎的財政収支、市税現年度収納率、地方債発行額、地方債現在高の5指標が目標を達成しています。一方、最終年度（令和3年度）の目標については、令和2年度現在の状況で、職員数、人件費比率及び義務的経費比率の3指標が目標を達成していますが、経常収支比率、財政調整基金、投資的経費比率の3指標が未達成となっています。

行政改革大綱第1期実行計画は、今まで経験したことがない人口減少に直面し、少子高齢化が進行する等、不安定な状況が続くことが見込まれる中で、「行政サービスの最適化」の第一歩となる計画としてスタートしました。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大など厳しい状況が続きますが、最終年度となる令和3年度においても目標額並びに指標における毎年度の目標及び最終年度の目標の達成を目指して行政改革に取り組んでいきます。

### 3 計画期間における基礎的条件

#### (1) 第6次入間市総合計画・基本構想及び基本計画

平成29年度から令和8年度までを計画期間とする第6次入間市総合計画は、10年間のまちづくりの目標を「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」とし、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されています。

#### 【基本構想】

基本構想は、本市の将来見通しを基礎として、10年間のまちづくりの目標、計画の基本的視点、施策の大綱等を記述しています。

第6次入間市総合計画では次の6つを計画の基本的視点として示し、総合計画の各分野の施策を横断する重点的なテーマとしています。

- ① 人口減少、少子化・高齢化への備え
- ② 安全で安心なくらしを守る
- ③ 厳しい財政状況における行政運営
- ④ 将来にわたって持続可能なまちづくり
- ⑤ グローバル社会への対応と情報通信技術の利活用
- ⑥ 新たな自治のあり方への対応

また、次の6つを施策の大綱として示しています。

- ① つながりを大切にしたまちづくり (人権、コミュニティ、交流)
- ② 学びあいのまちづくり (生涯学習、教育、スポーツ)
- ③ ささえあいのまちづくり (福祉、健康)
- ④ 住みやすく緑豊かなまちづくり (都市環境、生活環境、自然環境)
- ⑤ 活気に満ちたまちづくり (産業、観光、市民文化)
- ⑥ 安全で安心してくらせるまちづくり (危機管理、交通安全、生活安全)

#### 【基本計画】

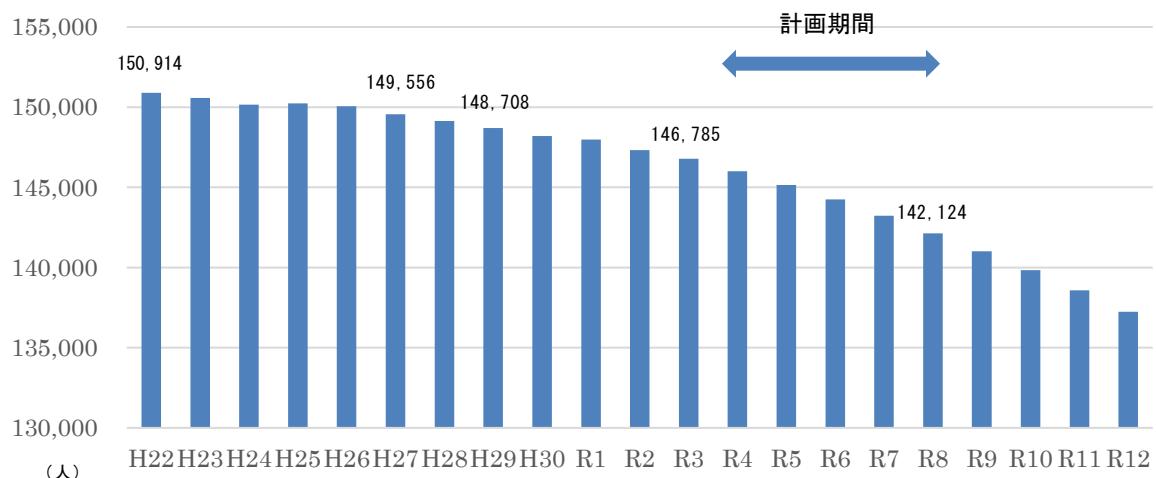
計画期間の10年間を前期5か年及び後期5か年に分けて策定する基本計画において、施策や事業を具体化・体系化し、基本構想の実現を図ることとしています。

## (2) 将来人口

### 【総人口】

本市の人口は、令和 22 年（2040 年）には現在の約 17% 減の 12 万 2 千人程度になると推計され、65 歳以上の人口が約 39% になる一方、生産年齢人口は徐々に減少していくと推計されています。

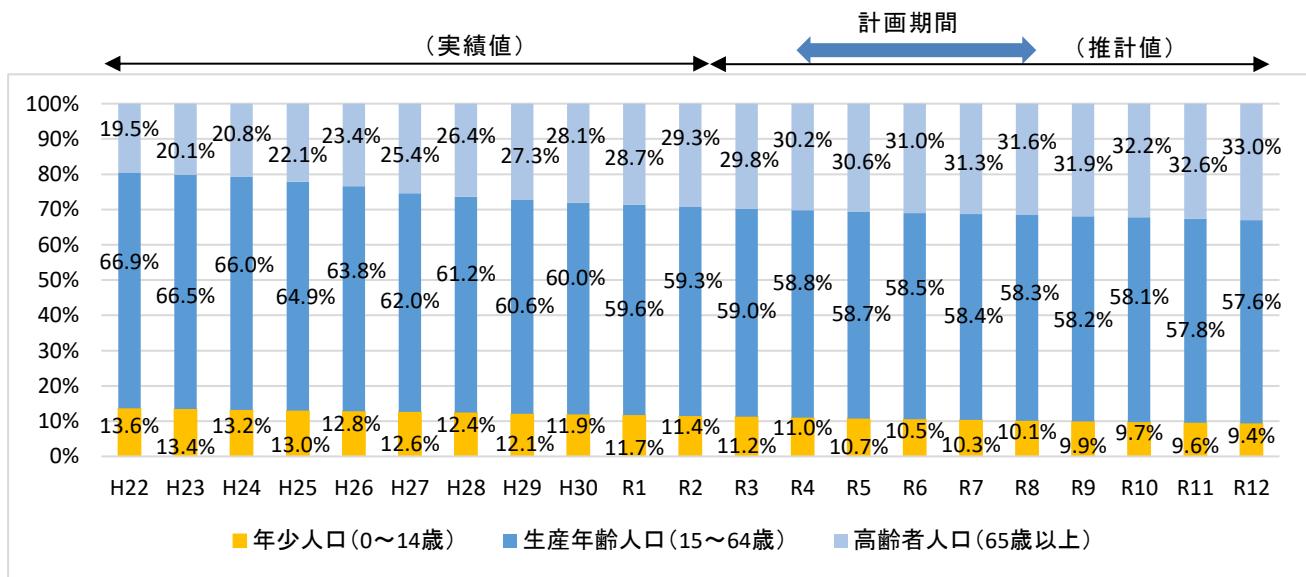
第 2 期実行計画の計画期間においても本格的な人口減少が見込まれ、最終年度である令和 8 年度における人口は概ね 14 万 2 千人と推計され、5 年間で約 5 千人が減少する見込みです。



※将来人口については、平成 27 年度に策定した「入間市人口ビジョン」における人口推計を令和元年に時点修正したものをお示しています。推計は入間市住民基本台帳の各年 10 月 1 日時点の人口を基に算出しています。

### 【年齢別人口構成】

人口減少に合わせて少子化・高齢化は現在よりも一層進み、生産年齢人口は大幅に減少して、年齢別人口構成も大きく変わることになります。このことから、最終年度の令和 8 年（2026 年）の年齢別構成（割合）を年少人口 10.1%、生産年齢人口 58.3%、高齢者人口 31.6% と見込みます。



### (3) 財政見通し

近年の決算額及び予算額を基礎データとして、過去の傾向や人口推計、確定している制度変更等をもとに、計画期間内の財政見通しを算出しています。令和3年度時点での見通しを示すものであり、基本計画における事業見直しや行政改革の効果、現時点では未確定の制度変更等の影響といった変動要素については見込んでいません。

この財政見通しを指標として、歳入と歳出がかい離していく傾向を踏まえた上で、基本計画及び実施計画において施策効果を見込んだ事業展開を図ります。また、より効率的、効果的な行政運営を行うために行政改革に取り組んでいきます。

**【計画期間における財政見通し表】**

単位：百万円

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
歳入見込額	42,679	42,767	41,983	43,134	44,433
自主財源	22,784	22,993	22,593	22,703	22,836
依存財源	19,895	19,774	19,390	20,431	21,597
歳出見込額	46,069	46,079	46,039	47,252	49,208
義務的経費	24,906	25,029	25,180	25,468	25,507
投資的経費	3,176	2,875	2,313	3,201	4,756
その他経費	17,987	18,175	18,546	18,583	18,945
歳入・歳出かい離額	△3,390	△3,312	△4,056	△4,118	△4,775

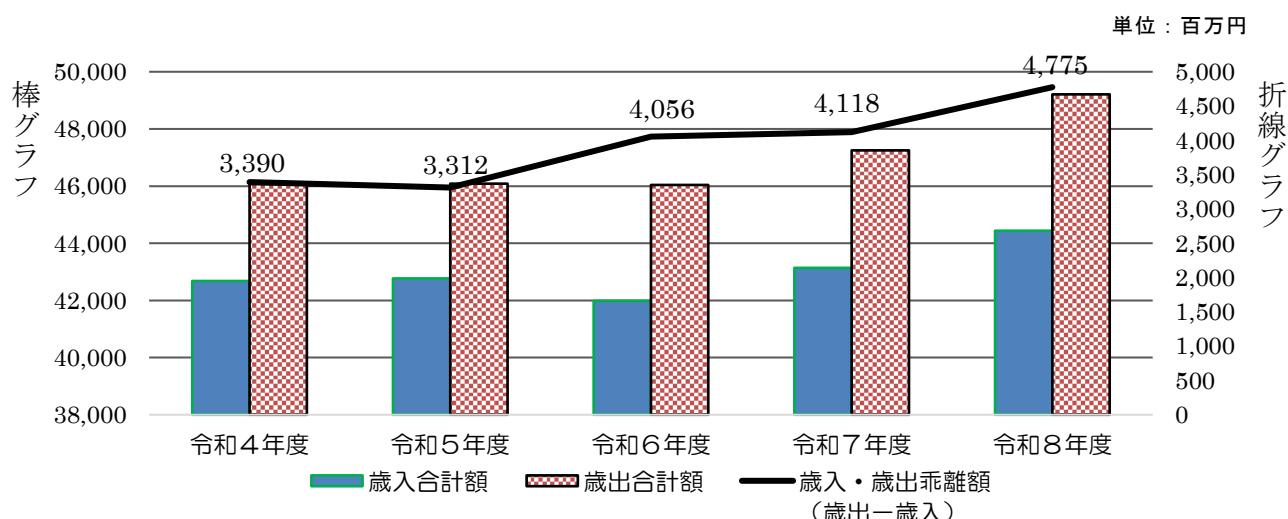
\***自主財源**：市が自主的に収入することができる財源のことと、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など。

\***依存財源**：国や県から交付される財源のことと、国・県支出金や地方債など。

\***義務的経費**：任意に削減できない固定的に支出される経費で、人件費、生活保護費等の扶助費及び公債費など。

\***投資的経費**：道路、公園、公共施設の建設等の社会的資本の整備に要する経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費など。

**【財政見通しによる歳入・歳出かい離額の推計グラフ】**



## II 基本方針

### 1 第2期実行計画基本方針

「I 基本認識」において示した現状を踏まえ、大綱で掲げた5つの基本的視点（サービスの最適化・公共施設の最適化・担い手の最適化・事務事業の最適化・組織機構の最適化）に基づく個別改革進行プランを推進するため、第2期実行計画基本方針を以下のとおり定めます。

- SDGs、DX（デジタルトランスフォーメーション）など新たな視点を踏まえつつ、価値を生み出す行政改革を図り、限られた財源と資源を最大限に活用する「行政サービスの最適化」を推進する計画とします。
- 年度ごとの取組内容と成果を公表し、市民の理解、協力を得て取り組む計画とします。

この基本方針のもと、個別改革進行プランを推進していくことにより、第6次入間市総合計画・後期基本計画、第2期入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略、入間市公共施設等総合管理計画、入間市中期財政計画等の計画や入間市DXビジョンと連動し、それらの計画に基づき展開する事業を「行政サービスの最適化」の視点から検証していきます。

### III 計画目標

#### 1 目標とする額

前述の財政見通しは、第6次入間市総合計画・基本構想における財政見通しであり、この一方で、入間市中期財政計画においては、想定される歳入及び歳出の推計値を集計した、今後5年間の財政推計を下記のとおり明示しています。

単位：百万円

財政推計	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
歳入推計	45,010	44,620	44,524	46,688	46,301	227,143
歳出推計	45,010	45,783	46,256	48,749	48,665	234,463
歳入・歳出 かい離額	0	▲1,164	▲1,732	▲2,061	▲2,363	▲7,320

歳入・歳出かい離額は令和5年度に11億6,400万円、6年度に17億3,200万円、7年度に20億6,100万円、8年度の23億6,300万円となる見込みです。

これらのかい離の解消に向けて、個別改革進行プランに取り組むことによる、行政改革の目標とする額（期待効果額）は下表のとおりです。

単位：百万円

行政改革 期待効果額	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
歳入増加額	160.1	420.0	669.3	664.8	576.3	2,490.5
歳出削減額	191.5	349.2	579.2	607.0	624.0	2,350.9
合計	351.6	769.2	1,248.5	1,271.8	1,200.3	4,841.4

※ 詳細については、「V 実行計画の推進 2 第2期実行計画の期待効果額について」参照

また、入間市中期財政計画は、財政推計における歳入及び歳出のかい離を財源不足額としてとらえ、5年間のかい離を解消した財政計画を示しています。この計画は、令和4年度当初予算、令和4年度版実施計画と整合しており、公共施設マネジメントの推進による期待効果を含む行政改革の期待効果額、財政調整基金の繰り入れなどの調整要素を見込み、歳入と歳出のかい離を解消しています。

単位：百万円

中期財政計画	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
歳入計画	45,010	45,580	45,917	48,285	48,183	232,975
歳出計画	45,010	45,580	45,917	48,285	48,183	232,975
歳入・歳出 かい離額	0	0	0	0	0	0

## 2 目標とする指標

### 【毎年度の目標】

- 公債費負担比率 12%以下
- 基礎的財政収支 黒字
- 市税現年度収納率 99%以上
- 地方債現在高 歳入総額の範囲内

### 【最終年度（令和8年度）の目標】

- 経常収支比率 令和8年度決算ベースで90%未満とする
- 職員数 令和8年4月の職員数を902人以下とする
- 財政調整基金 令和8年度決算ベースで標準財政規模の10%を確保する
- 人件費比率 令和8年度決算ベースで17.0%以下とする
- 義務的経費比率 令和8年度決算ベースで50%以下とする
- 投資的経費比率 令和8年度決算ベースで10%前後とする

### ■用語解説■

- 公債費負担比率** 公債費（借金の返済額）の状況から財政運営の弾力性を測定する指標で、一般財源（使途を制限されていない財源）のうちどれだけを公債費にあてたかを表す比率です。
- 基礎的財政収支** 市の財政収支で、地方債などの借入金を除いた税収などによる歳入から、地方債の元利払い費など過去の借入金返済に要する経費を除いた歳出を引いたものことで、その時点の市の財源に対する負担と、市の支出による受益とが等しくなることを意味する財政安定化の指標で、プライマリーバランスともいいます。
- 経常収支比率** 税や普通交付税など自由に使える一般財源のうち、人件費・扶助費・公債費など必要最低限の経費が占める割合で、市が独自のインフラ整備などに自由に投資する余裕がどれだけあるかを示すものです。この比率が低いほど財政構造に弾力性があることになります。
- 財政調整基金** 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金です。地方公共団体の財政は経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害発生等により思わぬ支出の増を余儀なくされたりすることがあります。そうした予期しない収入の減少や支出の増に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源の積み立てを行うものです。
- 人件費比率** 歳出総額に占める人件費の割合です。
- 義務的経費比率** 義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に削減できない経費で、通常、人件費・扶助費・公債費の3つの費目をいい、極めて硬直性の強い経費といえます。義務的経費比率とは、その義務的経費が、歳出全体に占める割合をいい、この数値が高いほど市独自の政策的予算が縮まります。
- 投資的経費比率** 投資的経費は、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設などがストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、具体的には普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなります。投資的経費比率は、これらの経費の合計が歳出総額に占める割合で表されます。

## IV 個別改革進行プラン

➡ 検討      ➡ 準備・実行

### 1 サービスの最適化

#### (1) 市民ニーズの把握と活用

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>市民意見聴取の充実</b>	企画課				
	各種アンケート調査の共通化や I C T の活用等、様々な形での聴取方法を検討し、市民意見聴取の更なる充実を図る。					➡
2	<b>公募型政策提案制度の検討</b>	企画課				
	公募による政策提案制度の対象、範囲、審査・評価方法等を検討し、制度の実現を図る。	➡		➡		➡

#### (2) 市政情報の共有化の推進

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>広報事業の充実</b>	企画課				
	公式ホームページや SNS、ローカルメディア等の特性を生かした活用方向を随時見直し、より効果的に情報発信を行う。					➡
2	<b>オープンデータ化の推進</b>	関係各課 (デジタル行政推進課)				
	オープンデータ化を意識した情報整理を行い、民間事業者等が活用できる市保有情報をオープンデータとして公開していく。					➡

#### (3) 情報通信技術（ICT）の活用

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>情報化基本計画による情報化の推進（システムの全体適正化）</b>	全庁（情報政策課）				
	情報化基本計画に基づき、情報通信技術を活用したまちづくりの推進に向けた取り組みを計画的に行うとともに事務事業の効率化を図る。					➡
2	<b>マイナンバーカードの利用促進</b>	関係各課（情報政策課）				
	マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、マイナンバーカードの利便性向上に取り組む。					➡
3	<b>マイナポータルへの情報提供の推進</b>	関係各課（情報政策課）				
	マイナポータルの機能を十分に活用し、国が提供する活用事例などを参考に、マイナンバーカード利用者に合った情報提供を推進する。					➡
4	<b>オンライン申請の推進</b>	関係各課（情報政策課）				
	携帯端末等からいつでも申請ができるように行政手続のオンライン化を充実させ、来なくとも済む市役所の実現に向けて取り組む。					➡

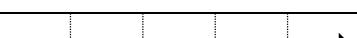
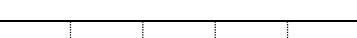
5	公衆無線 L A N サービスの推進	関係各課（情報政策課）
	まちづくり、行政サービスの向上や防災対策を目的に Wi-Fi アクセスポイントを整備し、地域の活性化を図る。	

#### (4) 広域行政の推進

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	新たな広域連携の推進	企画課				
	新たな広域連携について調査、研究を進める。他自治体で実施されている広域連携による事務処理等について実現の可能性等を検討する。					
2	施設の管理・運営を受託する公社等の広域化の検討	企画課				
	各種施設の管理、事業運営を受託又は指定管理している公社等の統廃合、近隣市にある同様の公社等との統合化を検討する。					
3	施設の相互利用の促進	関係各課（企画課）				
	公共施設の新たな相互利用を検討するとともに、近隣市等との連携による公共施設の共同運営、共同管理等の実現可能性を調査、研究する。					

## 2 公共施設の最適化

#### (1) 行政サービスに応じた施設機能の見直し

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	機能の見直しに対応した施設整備	関係各課 (公共施設マネジメント推進課)				
	社会情勢や市民生活の変化に合わせた行政サービスの適正化と公共施設の機能の見直しに対応した施設整備を進める。					
2	地域における市民活動の拠点施設の検討	地域振興課				
	設置目的・機能、運営方法、想定される利用者や利用状況、予想される効果等の調査、研究により、拠点施設のあり方を検討する。					
3	屋外体育施設（スポーツ広場等）の最適化	スポーツ推進課				
	平成 27 年度に策定した「地区スポーツ広場整備計画」に基づき、屋外体育施設の適正な整備を図る。					
4	市営プールの統廃合の推進	スポーツ推進課				
	令和 3 年度に決定した方針に基づき、市営プールの統廃合を進める。					
5	公民館のあり方の検討	社会教育課				
	現状の機能について再確認し、地区センター化後の地域における社会教育推進のあり方について検討する。					

## (2) 施設の活用、長寿命化の推進

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>保有施設の有効活用</b>	関係各課 (公共施設マネジメント推進課)				
	施設の長寿命化や保全に努めるとともに、不要と判断した施設の転用・貸与・売却などを検討する。					→
2	<b>施設保有量と配置の適正化</b>	関係各課 (公共施設マネジメント推進課)				
	必要な行政サービスと施設機能の維持を図りつつ、施設の統廃合・複合化・多機能化、更新時の延床面積の縮減を進める。					→
3	<b>学校施設の最適化</b>	教育総務課				
	学校施設の適正規模・適正配置についての指針に基づき、通学区域の変更、学校の統廃合、地域の拠点化について、総合的に検討する。					→
4	<b>文化財の利活用（西洋館・旧黒須銀行）</b>	博物館				
	個別の施設としてではなく、相互補完的な施設として位置づけ、シティセールスの一環として、一体的な活用・運営が行えるよう取り組む。					→

## (3) 管理運営の効率化

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>ファシリティ・マネジメントの推進</b>	関係各課 (公共施設マネジメント推進課)				
	施設利用率の向上及び光熱水費や維持管理費等の削減に努め、施設保有に伴う効果の最大化、費用の最小化を図る。					→
2	<b>施設管理・運営における民間活力の活用</b>	関係各課 (公共施設マネジメント推進課)				
	施設の維持管理や運営について、指定管理、包括的管理業務委託等の導入を検討する。					→

## 3 担い手の最適化

### (1) 公共サービスの提供における市民（民間）と行政の役割分担

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>役割分担の見直しに向けた事業の仕分け</b>	デジタル行政推進課				
	市民、市民団体、市（行政）が、どの公共サービスを提供するかの役割を分担できるように、事業の仕分けを検討し、実施する。					→
2	<b>住民自治組織の検討</b>	地域振興課				
	地域コミュニティの課題整理等を通じ、課題を解決するための地域における団体の連携に向けた検討を進め、方向性を示す。	→				→

3	<b>市民活動の活性化の推進</b>	地域振興課
	市民活動センターの機能(中間支援事業)に対するニーズを把握し、ニーズに対応した事業の検討、実施体制の見直しにより、活性化を図る。	
4	<b>庁内における協働推進意識の向上と推進策の整備</b>	地域振興課
	協働の意識を高めるための職員研修により事務事業における協働の意識向上を図る。また、協働の推進策を検討する。	
5	<b>地域ささえあい活動の積極的支援</b>	福祉総務課
	自治会単位での組織化も視野に入れた取り組みや社会福祉協議会の取り組みへの支援等を推進する。	

## (2) 多様な主体による協働の推進

No.	名称 概要	所管課				
		R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>審議会等の公募制度の見直しによる市民参画の推進</b> 各種委員の選考方法を検討するとともに、専門知識が必要である審議会においても市民参画が拡大される選考方法を検討する。	デジタル行政推進課				
2	<b>まちづくりワークショップ等の推進</b> 計画を策定する過程において、市民参加のワークショップや100人委員会等、まちづくりに多様な意見を反映できる手法を調査、研究する。	企画課				
3	<b>市民提案型協働事業の推進</b> 中間支援組織との協働による市民活動団体等への支援の充実、ニーズや制度趣旨を踏まえた制度の見直しなど改善を図りつつ、推進する。	地域振興課				
4	<b>産官学連携による未来共創の推進</b> 庁内体制（未来共創推進室）を整備し、企業、団体、大学等と市が連携するプラットフォームを構築し、課題解決と未来共創を推進する。	企画課				

## (3) 民間活力の有効活用

No.	名称 概要	所管課				
		R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>地方行政サービス改革調査対象事業に係る業務改革の検討と推進</b> 他市町村のモデルとなる事例等の調査研究を行い、民間委託等の業務改革を積極的に検討、推進する。	デジタル行政推進課				
2	<b>包括的業務委託等の検討と推進</b> 民間委託が可能である業務について、年間を通じての維持補修や施設管理を一括して委託する包括的業務委託等を検討、推進する。	デジタル行政推進課				
3	<b>指定管理者制度導入施設の第三者評価見直し</b> 多角的な視点から評価を行う「指定管理者第三者評価制度」を設けるとともに、指定期間中の評価により、評価結果を施設運営に活用する。	デジタル行政推進課				
4	<b>施設整備・運営における民間活力の活用</b> 公共施設の整備や運営について、PPP/PFI手法等の導入を検討する。	関係各課 (公共施設マネジメント推進課)				

5	<b>地域団体等への施設委譲の推進</b> 施設の運営体制や管理主体の見直しを進め、施設の譲渡も含めた取扱方法を検討し、事例に合わせて対応を進める。	関係各課 (公共施設マネジメント推進課)
6	<b>公用車運転業務の適正化</b> 市三役、議長、行政委員の公用車の運転業務について民間委託と直接雇用の経費及び管理面での比較を行い、最適な方法を選択する。	管財課
7	<b>民間委託化の検討、推進（窓口業務）</b> 委託化による効果が期待できる業務を抽出し、効率・費用・課題等を現行と比較・調査・研究する。結果を新庁舎における窓口の業務形態に反映させる。	関係各課
8	<b>民間委託化の検討、推進（道路維持補修業務）</b> 土木業務員が担っている道路維持補修等について、災害時対応等の必要性も踏まえて、包括的業務委託を含めて検討する。	道路整備課
9	<b>民間委託化の検討、推進（総合相談支援窓口業務）</b> 子どもから高齢者までワンアクションで支援する、総合相談支援窓口の効果的な運営に向けて、民間委託を含めて検討する。	福祉総務課
10	<b>公共施設の民間委託化（青少年活動センター）</b> 施設の魅力と能力を生かし、より効果的、効率的な施設利用を図るために、民間事業者の活用を含めた施設運営の方向性を整理する。	青少年課
11	<b>公共施設の民間委託化（博物館）</b> 学芸部門の直営化を活かしながら、指定管理制度を継続的に活用し、施設運営におけるサービス向上とコスト縮減を図る。	博物館
12	<b>公共施設の民間委託化（図書館）</b> 現状（本館のみ直営、分館は指定管理）における経費面及び運営面での分析により、図書館の民間委託化に向けて調査、研究する。	図書館

#### 4 事務事業の最適化

##### (1) 歳入の確保

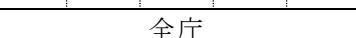
No.	名称 概要	所管課				
		R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>有料広告の充実</b> 広告付きフロアマット、ネーミングライツ等、現在取り組んでいない有料広告や導入例の少ない有料広告の積極的な活用を推進していく。	関係各課 (デジタル行政推進課)				
2	<b>施設等使用料の適正化</b> 施設等使用料設定の基本方針を検討・設定して、この方針を踏まえて各施設の使用料を改定し、使用料適正化、受益者負担の公平化を図る。	関係各課 (デジタル行政推進課)				
3	<b>証明等手数料の適正化</b> 近隣市等の額改定についての状況を確認し、その結果や経済状況等を踏まえ、手数料の適正化について、時期を含めて検討する。	関係各課 (デジタル行政推進課)				
4	<b>新たな財源の確保</b> クラウドファンディング、企業版ふるさと納税等、新たな財源の確保に向けての仕組みづくり（相談対応等）や庁内体制の整備を図る。	関係各課 (企画課・財政課・デジタル行政推進課)				

5	<b>国・県に対する負担要望</b> 事業担当課が予算の確保に取り組んでいく視点から、全局的に、近隣市町村と連携しての要望、新たなチャンネルでの要望等を図る。	関係各課（企画課・財政課） 
6	<b>公共施設駐車場の管理方法の適正化</b> 公共施設の駐車場について有料化を含めた管理方法の適正化を検討するとともに、未利用財産での駐車場整備を検討する。	関係各課（デジタル行政推進課） 
7	<b>公有財産の有効活用</b> 先着順により売却できる期間を増やす方法の検討及び有料広告業務委託の検討を行う。駐車場用地としての貸付を検討する。	関係各課（管財課） 
8	<b>目的外使用料の適正化</b> 目的外使用許可により設置している公共施設内の自動販売機の対応等、適正化を図る。	関係各課（管財課） 
9	<b>償却資産の課税強化</b> 未申告調査の強化及び申告内容の精査により課税の適正化を図るとともに、償却資産についてPRし、申告制度の推進を図る。	資産税課 
10	<b>収納率の向上</b> 市税・国民健康保険税・保育料・介護保険料・水道料金・給食費等、市が徴収している税や料金等の収納率向上を図る。	関係各課 
11	<b>優良企業の転出防止と誘致促進</b> 企業誘致を含め、既存企業の市外流出を防止するため、企業専門担当を置くとともに、条例に基づく「特定地域」の見直しを検討する。	商工観光課 
12	<b>保育所保育料・学童保育料の見直し</b> 県内市町村の保育料、ダイアプラン5市の保育料を踏まえ、保育所及び学童保育室の保育料の見直しを検討する。	保育幼稚園課・青少年課 
13	<b>青少年活動センター宿泊等使用料の検討</b> 宿泊等使用料の徴収に向けて検討する。	青少年課 
14	<b>がん検診等に対する負担の検討</b> 有料で検診を実施している事例、有料化による受診率の影響を調査、研究するとともに、医師会との調整を図り、有料化を推進する。	健康管理課 
15	<b>安定した経営基盤の確保</b> 今後必要な更新投資額とその財源を精査し、計画的に事業を実施するとともに、様々な経費に対して効率的な財源の確保を図っていく。	上下水道経営課 
16	<b>有収率の向上</b> 漏水調査、老朽化した塩化ビニル管の計画的な更新により漏水量を減らし、有収率96%を上回る値の維持に努める。	水道施設課 
17	<b>法人市民税の課税強化</b> 法人市民税の未登録・未申告法人の実態調査を強化することにより、課税の適正化を目指し、課定額の向上を図る。	市民税課 

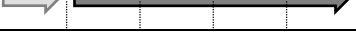
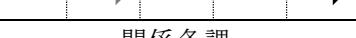
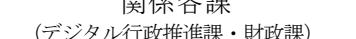
## (2) 事務事業の評価と改善

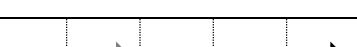
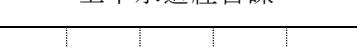
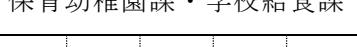
No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>体系的な評価制度の導入</b>	デジタル行政推進課				
	政策、施策、事務事業、予算事業、それぞれの階層の達成度について評価する制度を導入し、事務事業等の改善を図る。					
2	<b>PDCA サイクルによる効率化の推進</b>	全庁 (デジタル行政推進課)				
	PDCA サイクルによる業務改善を職員に定着させ、すべての施策、事業において改善を進める。					

## (3) 事務事業の選択と重点化

No.	名称	所管課					
	概要	R4	R5	R6	R7	R8	
1	<b>実施計画と予算編成の連動性の確保</b>	全庁 (企画課・財政課)					
	財政計画、実施計画、予算、決算などが連動している仕組みを検討する。						
2	<b>事業の棚卸しの実施</b>	全庁 (デジタル行政推進課)					
	スクラップ・アンド・ビルトを進める一手法として、事業の必要性や実施方法を、ゼロベースで議論、評価する事業の棚卸しを実施する。						
3	<b>BPR 手法による業務の見直し</b>	全庁 (デジタル行政推進課)					
	業務手続きを再構築する BPR (Business Process Re-engineering) 手法により、事務事業の無駄な手続き(作業)を省き、最適化を図る。						

## (4) 歳出の効率化と事業費の削減

No.	名称	所管課						
	概要	R4	R5	R6	R7	R8		
1	<b>報酬、報償の適正化</b>	関係各課 (デジタル行政推進課)						
	報酬、報償について、近隣他市の状況調査、比較等を通じて、同一業務に対する金額の統一等の適正化を図る。							
2	<b>保険料の適正化</b>	関係各課 (デジタル行政推進課)						
	保険料と保障内容の費用対効果の検証等、損害保険料の適正化の取り組みを全庁的に進め、市民総合賠償保険への加入を検討する。							
3	<b>補助金制度の適正化</b>	関係各課 (デジタル行政推進課・財政課)						
	補助の公益性の確認、補助対象・経費・補助率等の見直し、サンセット方式の設定等により、さらなる適正化を図る。							
4	<b>超過勤務の縮減</b>	全庁 (人事課)						
	職員の超過勤務について、職員の健康管理の観点から、上限時間の管理を行うとともに、全庁的な取り組みにより縮減を図る。							
5	<b>給与事務等の効率化の検討</b>	人事課						
	給与事務や厚生事務、勤怠管理等の庶務事務について、業務の効率化を図る。							

6	<b>市営葬負担金の見直し</b> 本人負担分の引き上げ、また、市補助なしで祭壇と葬具をセットにした低廉な料金で標準的な葬儀ができる制度について検討する。	市民課 
7	<b>入間西部衛生組合負担金の適正化</b> 処理施設設置市に配慮しつつ、汚泥投入量割合や使用人口割合を反映させた割合となるように負担金の見直しを図る。	生活環境課 
8	<b>保護樹林の見直し</b> 借上げ型から奨励型への移行を進め、費用の縮減を図る。	都市計画課 
9	<b>市営住宅業務の見直し</b> 市営住宅の管理運営委託を継続するとともに、木造住宅団地について、入居者の移転を進め、移転完了の団地については売却を図る。	都市計画課 
10	<b>要援護高齢者タクシー券の見直し</b> 地域公共交通の見直しなどの状況にあわせ、事業のあり方について調査、研究を進める。	高齢者支援課 
11	<b>プラネタリウム業務の見直し</b> 設備が老朽化していることから、今後の方向性に基づき修繕するとともに、番組や事業の内容の充実を図り、積極的にPRに努める。	青少年課 
12	<b>トレーニング室事業の見直し</b> 民間との差別化、近隣市との整合性を踏まえた適正な料金設定、更に新しい生活様式を視野に入れた運営のあり方について検討を図る。	地域保健課 
13	<b>介護認定業務の効率化の検討</b> 業務システムオンライン化等により業務の効率化を図りながら、専門職の雇用や再任用職員の活用等による効率化の検討を行う。	介護保険課 
14	<b>負担金・補助金の適正化（下水道事業会計）</b> 市が負担すべきとされている雨水処理経費等は市の負担を受けながら、経営に対する補助金にあたる部分について、縮減を図る。	上下水道経営課 
15	<b>給食調理業務のあり方の検討</b> 学校給食センター更新に関する検討と並行して、保育所給食及び学校給食の業務運営のあり方について調査、研究する。	保育幼稚園課・学校給食課 

## 5 組織機構の最適化

### (1) 職員意識の改革

No.	名称 概要	所管課				
		R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>組織目標管理の実施</b> 「部の基本方向」、「部の重点方針」、「課の目標」で構成した部目標及び課目標を継続して実施し、担当目標の設定についても検討する。	デジタル行政推進課・人事課 				
2	<b>行政事務改善制度の充実</b> 制度の目的や推進体制を検証するとともに、現在の取り組みにおける課題の解決や充実等を通じて、行政事務改善制度の充実を図る。	デジタル行政推進課 				

3	<b>人事評価制度の充実</b>	人事課				
	実際の評価、給与への反映といった運用を通じて、人事評価制度の課題の整理及び検証を行い、制度の充実を図る。					

## (2) 人材育成の推進

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>女性活躍の推進</b>	人事課				
	職員が仕事と生活の両立ができるよう、職員のニーズを把握したうえで、女性活躍推進に係る対策の計画的かつ着実な推進を図る。					
2	<b>未来を担う人材の確保</b>	人事課				
	優秀な職員の採用に向けて、市の魅力を発信するとともに、試験制度や環境を整備し、応募人数の増加に向けた取り組みを実施する。					
3	<b>人材育成制度の充実</b>	人事課				
	人材育成方針に則した人事管理、職員研修、職場環境の観点から人材育成施策の検討を行い、職員の知識や能力のスキルアップを図る。					
4	<b>国・県・他自治体との人材交流の実施</b>	人事課				
	様々な行政主体と連携していくため、国・県・他自治体との交流派遣を実施する。					

## (3) 組織機構の簡素化と効率化

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>効率的、効果的な組織機構の見直し</b>	デジタル行政推進課				
	課題の変化に対応するため継続的な組織の見直しを進めるとともに、プロジェクト等の活用により組織の柔軟性、機動性の向上を図る。					
2	<b>各部政策機能の充実</b>	全庁 (企画課・デジタル行政推進課)				
	新たな課題に対して柔軟な対応を図ることができるよう、各部の政策調整機能の充実を図る。					

## (4) 定員の適正管理の推進

No.	名称	所管課				
	概要	R4	R5	R6	R7	R8
1	<b>職員数の適正化</b>	デジタル行政推進課・人事課				
	定員管理計画に基づく計画的な職員採用に取り組むとともに、業務内容に応じたさまざまな任用形態の活用を図る。					
2	<b>多様な任用方法の活用</b>	デジタル行政推進課・人事課				
	新たな政策課題に対応するための、最先端の知識を有する人材の活用方法について検討し、民間企業等との人材交流を行う。					

## V 実行計画の推進

### 1 推進体制について

大綱では、「第3章 推進体制」において、行政改革の推進体制として計画構成及び推進組織について、並びに評価システムについて記述しています。

ここでは、実行計画の推進体制として推進組織及び推進方法について定めます。

#### (1) 推進体制

##### ① 行政経営会議

三役（市長・副市長・教育長）及び部長相当職で構成する行政経営会議は、実際の取り組みである「個別改革進行プラン」及び同プランを体系的、総合的に推進する「実行計画」について協議、決定し、行政改革の推進を図ります。

各部長は、この会議での協議、庁議での決定に基づき、大綱の基本理念である「行政サービスの最適化」、実行計画の基本方針、個別改革進行プランに掲げた目標を達成するため、政策調整担当者又は部内各課等に対応を指示します。

##### ② 政策調整担当者

政策調整担当者は、各部門における施策の調整、検討及び進行管理を行います。また、大綱の下での実行計画、個別改革進行プランの推進にあたっても、改革課題の調整、進行管理を担います。

##### ③ 事務局

推進体制の事務局を企画部デジタル行政推進課に置き、「全庁・全職員が一体となって改革を推進」するという大綱の考えに基づき、全庁的な調整を図りながら、行政改革を推進します。

## (2) 推進方法

所管課は個別改革進行プランの推進のため、年度当初に、それぞれの個別改革進行プランについて、当年度に取り組むべき内容及び目標を定め、部長まで報告します。

また、翌年度当初に、取り組むべき内容及び目標の進捗状況をまとめ、部長に報告のうえ、政策調整担当者経由で事務局に報告します。

事務局は、政策調整担当者経由で報告された個別改革進行プランの状況を取りまとめ、広報紙や市公式ホームページ等を通じて公表します。

個別改革進行プランの実施にあたって、所管課は市民に対して十分に説明することとし、また、事務局による市民に対する公表を通じて、市民の理解を得ながら行政改革を推進していきます。

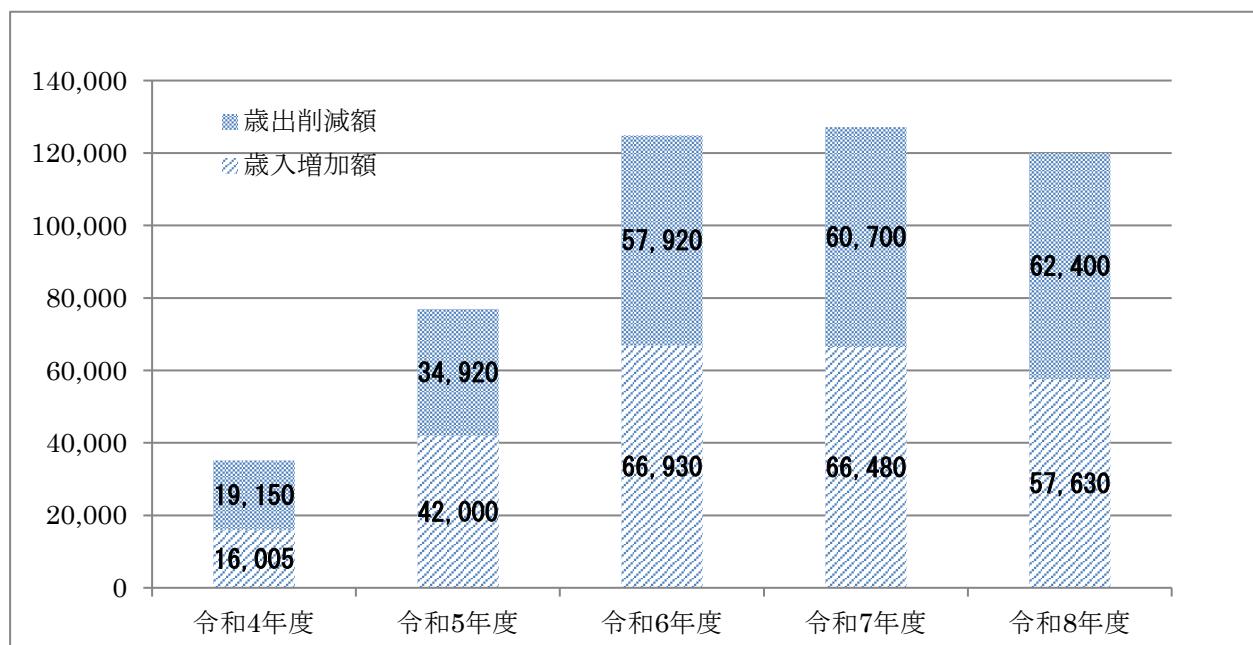
## 2 第2期実行計画の期待効果額について

### (1) 年度ごとの期待効果額

単位：万円

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
歳入増加額	16,005	42,000	66,930	66,480	57,630	249,045
歳出削減額	19,150	34,920	57,920	60,700	62,400	235,090
合計	35,155	76,920	124,850	127,180	120,030	484,135

単位：万円



(2) 基本的視点ごとの期待効果額

令和4年度 3億5,155万円（歳入増加額 1億6,005万円・歳出削減額 1億9,150万円）

No.	個別改革進行プラン 【所管課】	期待効果額
サービスの最適化		230万円
	その他（歳出） 市政情報の共有化の推進 など	230万円
公共施設の最適化		4,020万円
2-(1)-4	市営プールの統廃合の推進 【スポーツ推進課】	930万円
	その他（歳入） 文化財の利活用 など	430万円
	その他（歳出） 公共施設の保有量と配置の適正化 など	2,660万円
担い手の最適化		2,100万円
3-(3)-13	公共施設の民間委託化（博物館） 【博物館】	200万円
	その他（歳出） 民間活力の有効活用 など	1,900万円
事務事業の最適化		2億8,805万円
4-(1)-7	公有財産の有効活用 【関係各課（管財課）】	500万円
4-(1)-9	償却資産の課税強化 【資産税課】	300万円
4-(1)-10	収納率の向上 【関係各課】	600万円
4-(4)-3	補助金制度の適正化 【関係各課（デジタル行政推進課・財政課）】	2,000万円
4-(4)-18	負担金・補助金の適正化（下水道事業会計） 【上下水道経営課】	590万円
	その他（歳入） 新たな財源の確保の取り組み など	13,975万円
	その他（歳出） 事業の棚卸しの実施 など	10,840万円
組織機構の最適化		0万円

令和5年度 7億6,920万円（歳入増加額 4億2,000万円・歳出削減額 3億4,920万円）

No.	個別改革進行プラン 【所管課】	期待効果額
サービスの最適化		8,230万円
1-(3)-1	情報システムの全体適正化 【全庁（情報政策課）】	8,000万円
	その他（歳出） 市政情報の共有化の推進 など	230万円
公共施設の最適化		2億4,490万円
2-(1)-4	市営プールの統廃合の推進 【スポーツ推進課】	930万円
	その他（歳入） 文化財の利活用 など	17,700万円
	その他（歳出） 公共施設の保有量と配置の適正化 など	5,860万円
担い手の最適化		2,100万円
3-(3)-13	公共施設の民間委託化（博物館） 【博物館】	200万円
	その他（歳出） 民間活力の有効活用 など	1,900万円
事務事業の最適化		4億2,100万円
4-(1)-1	有料広告の充実【関係各課（デジタル行政推進課）】	350万円
4-(1)-7	公有財産の有効活用 【関係各課（管財課）】	500万円
4-(1)-9	償却資産の課税強化 【資産税課】	300万円
4-(1)-10	収納率の向上 【関係各課】	1,200万円
4-(4)-3	補助金制度の適正化 【関係各課（デジタル行政推進課・財政課）】	3,500万円

4-(4)-8	保護樹林の見直し 【都市計画課】	160万円	歳出
4-(4)-18	負担金・補助金の適正化（下水道事業会計）【上下水道経営課】	2,990万円	歳出
	その他（歳入） 新たな財源の確保の取り組み など	21,750万円	歳入
	その他（歳出） 事業の棚卸しの実施 など	11,350万円	歳出
組織機構の最適化		0万円	

令和6年度 12億4,850万円（歳入増加額 6億6,930万円・歳出削減額 5億7,920万円）

No.	個別改革進行プラン 【所管課】	期待効果額	
サービスの最適化		8,230万円	
1-(3)-1	情報システムの全体適正化 【全庁（情報政策課）】	8,000万円	歳出
	その他（歳出） 市政情報の共有化の推進 など	230万円	歳出
公共施設の最適化		1億6,360万円	
2-(1)-4	市営プールの統廃合の推進 【スポーツ推進課】	930万円	歳出
	その他（歳入） 文化財の利活用 など	700万円	歳入
	その他（歳出） 公共施設の保有量と配置の適正化 など	14,730万円	歳出
担い手の最適化		1億3,100万円	
3-(3)-13	公共施設の民間委託化（博物館）【博物館】	200万円	歳入
	その他（歳出） 民間活力の有効活用 など	12,900万円	歳出
事務事業の最適化		8億7,160万円	
4-(1)-1	有料広告の充実【関係各課（デジタル行政推進課）】	360万円	歳入
4-(1)-7	公有財産の有効活用【関係各課（管財課）】	500万円	歳入
4-(1)-9	償却資産の課税強化【資産税課】	300万円	歳入
4-(1)-10	収納率の向上【関係各課】	1,800万円	歳入
4-(4)-3	補助金制度の適正化【関係各課（デジタル行政推進課・財政課）】	4,500万円	歳出
4-(4)-8	保護樹林の見直し【都市計画課】	250万円	歳出
4-(4)-18	負担金・補助金の適正化（下水道事業会計）【上下水道経営課】	4,490万円	歳出
	その他（歳入） 新たな財源の確保の取り組み など	63,070万円	歳入
	その他（歳出） 事業の棚卸しの実施 など	11,890万円	歳出
組織機構の最適化		0万円	

令和7年度 12億7,180万円（歳入増加額 6億6,480万円・歳出削減額 6億700万円）

No.	個別改革進行プラン 【所管課】	期待効果額	
サービスの最適化		8,230万円	
1-(3)-1	情報システムの全体適正化 【全庁（情報政策課）】	8,000万円	歳出
	その他（歳出） 市政情報の共有化の推進 など	230万円	歳出
公共施設の最適化		1億9,630万円	
2-(1)-4	市営プールの統廃合の推進 【スポーツ推進課】	930万円	歳出
	その他（歳入） 文化財の利活用 など	5,540万円	歳入
	その他（歳出） 公共施設の保有量と配置の適正化 など	13,160万円	歳出
担い手の最適化		1億3,100万円	

3-(3)-13	公共施設の民間委託化（博物館）【博物館】	200万円	歳入
	その他（歳出） 民間活力の有効活用 など	12,900万円	歳出
事務事業の最適化		8億6,220万円	
4-(1)-1	有料広告の充実【関係各課（デジタル行政推進課）】	370万円	歳入
4-(1)-7	公有財産の有効活用【関係各課（管財課）】	500万円	歳入
4-(1)-9	償却資産の課税強化【資産税課】	300万円	歳入
4-(1)-10	収納率の向上【関係各課】	2,400万円	歳入
4-(4)-3	補助金制度の適正化【関係各課（デジタル行政推進課・財政課）】	5,500万円	歳出
4-(4)-8	保護樹林の見直し【都市計画課】	340万円	歳出
4-(4)-18	負担金・補助金の適正化（下水道事業会計）【上下水道経営課】	6,390万円	歳出
	その他（歳入） 新たな財源の確保の取り組み など	57,170万円	歳入
	その他（歳出） 事業の棚卸しの実施 など	13,250万円	歳出
組織機構の最適化		0万円	

令和8年度 12億30万円（歳入増加額 5億7,630万円・歳出削減額 6億2,400万円）

No.	個別改革進行プラン【所管課】	期待効果額	
サービスの最適化		8,230万円	
1-(3)-1	情報システムの全体適正化【全庁（情報政策課）】	8,000万円	歳出
	その他（歳出） 市政情報の共有化の推進 など	230万円	歳出
公共施設の最適化		2億5,970万円	
2-(1)-4	市営プールの統廃合の推進【スポーツ推進課】	930万円	歳出
	その他（歳入） 文化財の利活用 など	11,880万円	歳入
	その他（歳出） 公共施設の保有量と配置の適正化 など	13,160万円	歳出
担い手の最適化		1億3,100万円	
3-(3)-13	公共施設の民間委託化（博物館）【博物館】	200万円	歳入
	その他（歳出） 民間活力の有効活用 など	12,900万円	歳出
事務事業の最適化		7億2,730万円	
4-(1)-1	有料広告の充実【関係各課（デジタル行政推進課）】	380万円	歳入
4-(1)-7	公有財産の有効活用【関係各課（管財課）】	500万円	歳入
4-(1)-9	償却資産の課税強化【資産税課】	300万円	歳入
4-(1)-10	収納率の向上【関係各課】	3,000万円	歳入
4-(4)-3	補助金制度の適正化【関係各課（デジタル行政推進課・財政課）】	6,000万円	歳出
4-(4)-8	保護樹林の見直し【都市計画課】	340万円	歳出
4-(4)-18	負担金・補助金の適正化（下水道事業会計）【上下水道経営課】	7,590万円	歳出
	その他（歳入） 新たな財源の確保の取り組み など	41,370万円	歳入
	その他（歳出） 事業の棚卸しの実施 など	13,250万円	歳出
組織機構の最適化		0万円	

# 入間市DX×ビジョン

～ デジタル技術とデータの活用で  
誰一人取り残さない入間市に ～



令和4年4月



# 目 次

◆ <u>はじめに～市長メッセージ～</u>	1
◆ <u>1. 背景と課題</u>	2
(1) 国の背景と課題	2
(2) 入間市の背景と課題	5
◆ <u>2. 「DX」とは何か</u>	7
(1) 社会の動きとDX	7
(2) 行政分野のDX	8
(3) 自治体のDX	10
◆ <u>3. 入間市の現状とDXで目指す姿</u>	13
(1) 入間市の情報化の現状	13
(2) 目指すべき姿	13
◆ <u>4. 目指す姿の実現に向けて</u>	15
(1) ビジョンの役割	15
(2) ビジョンの位置づけ	15
(3) 具体的なアクション	17
(4) 推進体制	23
◆ <u>5. リーディングプロジェクト</u>	25
◆ <u>用語集</u>	26



## はじめに～市長メッセージ～



我が国は本格的な人口減少社会が到来し、政治経済をはじめとして社会環境が大きく変動していく局面を迎えてます。入間市も例外ではなく、高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口が激減するいわゆる2040年問題に向き合わなければなりません。2040年問題に備えるためにも、地域共生社会の実現を目指し、住民一人ひとりの安心できる暮らしや生きがい、そして地域をともに創っていく必要があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によって社会生活は一変しました。私たちは生活の中で「密」を避けることや人との接触を回避するための行動、働き方の変容などを強いられることとなっています。

皮肉なことに、ウィズコロナの新しい生活様式は、未来の生活を先取りする形となり、テレワークやリモート授業、オンライン会議、キャッシュレス決済などの導入が進みました。ニューノーマル時代の到来です。

このニューノーマルへの移行には、デジタル技術やデータの力が必要不可欠です。これまで行政のデジタル化が謳われていましたが、これからは単にデジタル化を進めるだけではなく、それによって住民サービスのデザインや行政の仕事のスタイルを根底から変えなくては、2040年問題の懸念のひとつである「半分の職員数で現状のサービスレベルを維持していく」ことは叶いません。

令和2年12月には総務省が「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、令和3年9月にはデジタル庁が設置され、いよいよ自治体のDX化が本格的に動き出しました。

本市としても、このDXを推進し、市民の皆様の利便性向上や行政事務の効率化を進めるとともに、あらゆる地域課題の解決を図る「デジタル未来都市・入間」を目指し、ここに「入間市DXビジョン」を掲げます。

入間市長 杉 島 理一郎

## 1. 背景と課題

### (1) 国の背景と課題

近年の情報通信技術の急速な発展は、私たちの社会生活に大きな利便と変化をもたらしました。特にスマートフォンなどの情報通信機器の急速な普及は、多様かつ大量の情報の取得と発信を可能にし、世界中の人々とコミュニケーションをとることができるように、日常生活でも買物や決済などが手のひらで完結するといった利便を提供してくれました。

今後も情報通信技術はさらに発展し、一層の利便をもたらすことが期待できる反面、我が国の未来には避けられない課題が顕在化してくることも予想されています。

そのひとつが人口の問題です。我が国の総人口が減少の一途を辿っていることは論を待ちません。2040年頃をピークに高齢者人口は増加する一方で、少子化により生産年齢人口は減少していきます。このため、経済規模の縮小や社会保障費の増大、社会の担い手の大幅な不足といった、社会構造の維持にかかわるような課題が深刻化していきます。いわゆる「2040年問題」であり、この問題への対応は全国共通の課題です。

さらに、昨今の新型コロナウィルス感染症により、「新しい生活様式」が求められ、テレワークなどのデジタル技術を活用したニューノーマルが浸透しつつあります。

これらの「課題の見える化」や「日常生活の変化」は、我が国が長年取り組んできたものの成果が見えず、定着させることができなかった「デジタルによる変革」を強力に後押しすることになりました。

国は、予見できるこれらの課題を解決し、目指すべき未来社会を実現するため、「第5期科学技術基本計画」において「Society 5.0」を提唱しました。これはデジタルによる「第4次産業革命」とも言われるもので、現在の「情報社会」の次の姿として「超スマート社会」の誕生を指し示しています。この社会変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、「希望

の持てる社会」、「世代を超えて互いに尊重し合あえる社会」、「一人ひとりが快適で活躍できる社会」を実現するとしています。



【出典】内閣府「Society5.0 科学技術政策」  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/index.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)

## 1. 背景と課題

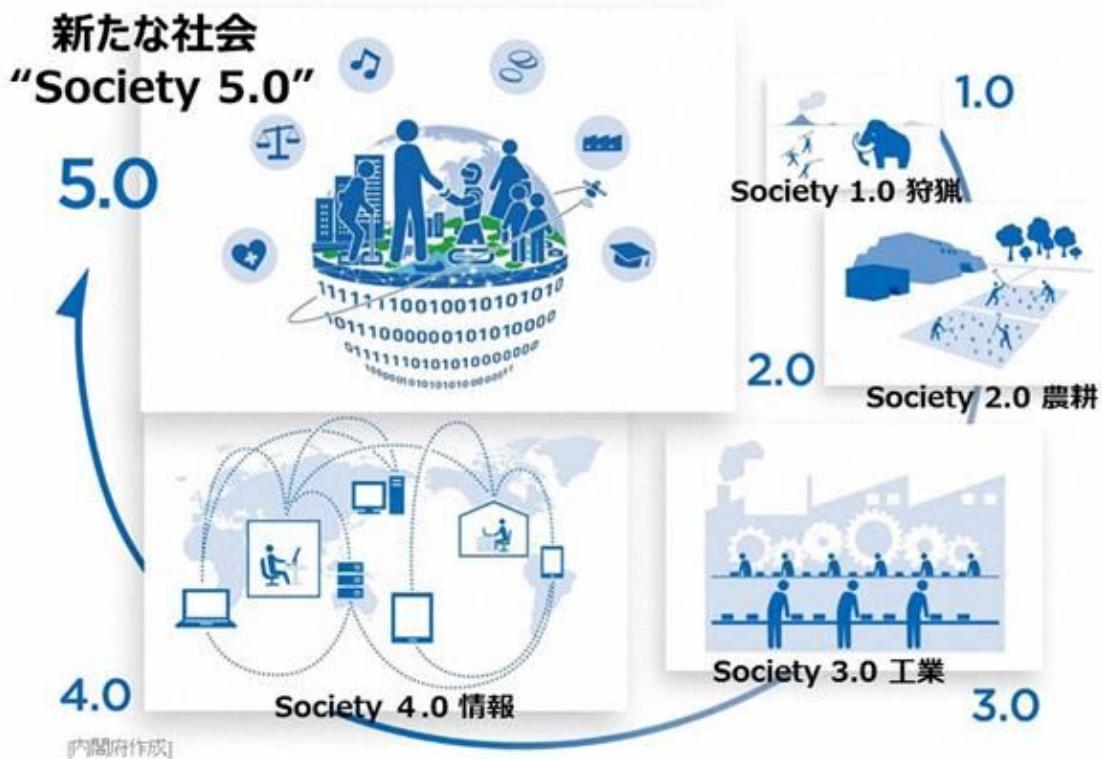
コラム：これから目指すべき社会「Society 5.0」とは  
Society（ソサエティ）5.0とは、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、日本が目指すべき未来の社会の姿として提唱されているもので、「超スマート社会」とも言われています。

情報社会である Society4.0 では、パソコン・スマートフォン等の端末を使ってインターネットにアクセスしていました。

一方、「超スマート社会」Society 5.0 は、仮想空間（サイバー空間）と現実空間（フィジカル空間）を高度に融合させたシステムにより実現する社会で、IoT（Internet of Things）により、あらゆるもののがインターネットとつながる社会でもあります。

Society 5.0 では、仮想空間に蓄積されたデータを AI（人工知能）が解析し、その結果が現実空間に即座に作用することも当たり前になってきます。特に、医療分野や農業分野での活用が期待されています。例えば医療分野では健康状態のデータをリアルタイムに計測し、AIが解析することで、健康促進や病気の早期発見などが可能になります。さらに、社会全体としても医療費や介護費などの削減や、医療現場等での人手不足を解決することができます。このようにAI等の力を使うことで、これまで行っていた作業や調整から解放され、一人ひとりが快適で活躍できる社会を生み出すことができます。

Society 5.0 は、経済発展と社会的課題の解決を両立させる社会であり、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会といえます。



【出典】内閣府「Society5.0 科学技術政策」 [https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/index.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)

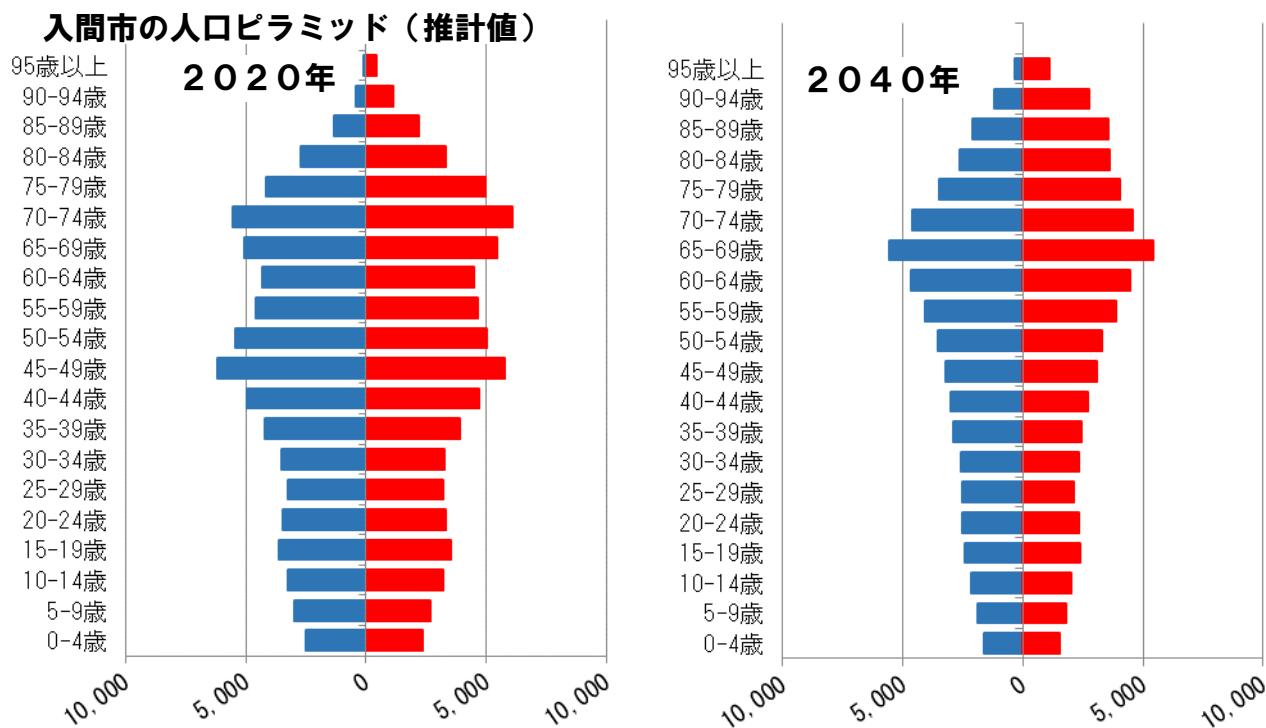
## (2) 入間市の背景と課題

繰り返しになりますが、「2040年問題」への対応は全国共通の課題です。当然、入間市にも当てはまります。

これらの予見できる課題に対応するためには、市の財源や職員の減少など経営資源が大きく制約されることを前提としながら、情報（データ）という潤沢な資源をデジタル技術で活用するといった考え方で業務のあり方を変革していく必要があります。

国の研究会の報告（平成30年7月、総務省自治体戦略2040構想研究会報告）によれば、「2040年頃には人口減少と高齢化による環境の変化により、日本国内における行政上の危機を迎える」としています。そして、自治体においては「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある」ことから、『スマート自治体』への転換が必要であると提言しています。

高齢者人口の増加は、福祉需要と社会保障関連経費の増大に直結し、全国共通の課題として対応が迫られています。本市でも2040年頃には65歳



【出典】埼玉県の市町村別将来人口推計ツールを用いて作成

## 1. 背景と課題

以上の市民が全人口の約40パーセントを占め、大幅に減少するであろう職員で複雑かつ多様化する市民ニーズに対応しつつ、現在の行政サービスのレベルを維持していかなければなりません。

そして、本市のまちづくりのビジョンとして掲げられる「香り豊かな緑の文化都市」を実現するためにも、「ひと」、「カネ」といった行政経営資源の大きな減少といった脅威に向き合いながら、自治体を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していくための体質改善を図っていかなければなりません。行政経営の基本的な考え方も、より効率的でより高い付加価値の創出へのシフトは必須です。

デジタル化の手法も、前述の課題が横たわっている以上、デジタル技術とデータ活用を基本として、「課題が解決され、住民の満足度向上も同時に実現した社会」といった理想像を先に描き、そこからバックキャストで取組みを進めるといった、従来の延長線ではない常識にシフトすることが必要です。

肝要なのは、「誰一人取り残さない、入間市民に優しい行政経営」で市民の信託に応えていく、信念を貫くためにデジタル化を進めることです。



【出典】埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画から抜粋

## 2. 「DX」とは何か

DX（ディー・エックス）とは、Digital Transformation / デジタル・トランسفォーメーションの略で、デジタル技術やデータを使い、業務のあり方を変革することを意味します。英語圏では“Transformation”を“X-formation”と表現するため、「DX」と表記しています。

この「DX」と「従来のデジタル化」では何が違うのでしょうか。

これまででは、情報通信技術（ＩＣＴ）やデジタル化された情報（データ）を「業務の効率化」に用いることを目的としていました。

一方、「DX」の目的は、さらに進化したデジタル技術や大量に蓄積されたデータを用いて、過去の延長ではなく、仕事のスタイルやサービスのデザインを根こそぎ変えて「利用者本位に再構築する」ことで、新たな価値を創出することです。そして、来るべき課題に備えるとともに、あらゆる変化に柔軟に対応できる体質に変化させていくことも「DX」の本質のひとつであると言えます。

### （1）社会の動きとDX

令和2年12月25日、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（以下「デジタル改革基本方針」という。）が閣議決定されました。デジタル改革基本方針では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げました。これは、SDGsにも共通する理念であり、すべての人にとって幸せな日常をデジタルで提供していくこうとするものです。さらに、行政が保有するデータも国民・企業が活用できるような形で公開し、社会全体のデジタル化のための基盤を構築も合わせて進めていかなければなりません。

また、令和3年9月1日に発足したデジタル庁もこの中で発表されており、政府が従来とは異なる決意をもって本格的にデジタル化に取り組もうとする姿勢もこの方針から読み取れます。さらに、デジタル庁発足と同日、IT基本法に代わる、「デジタル社会形成基本法」も施行されました。

## 2. 「DX」とは何か

### (2) 行政分野のDX

社会のDXを進める上で、国や地方公共団体といった行政分野のデジタル化、つまり「デジタル・ガバメント」の推進も重要な役割を担います。新型コロナウイルス感染症により、行政分野のデジタル化の遅れが国民の日常生活や企業活動に悪い影響を及ぼしていることが大きくクローズアップされたことは、その象徴と言えます。

このような背景がある中、令和3年12月24日に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「デジタル社会重点計画」という。）が、閣議決定されました。国・地方公共団体は、このデジタル社会重点計画に沿ってDXに取り組んでいくことが求められます。

なお、デジタル社会重点計画と同日に閣議決定された「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」では、行政サービスを改革し、利用者の全体的な体験を最良のものとするために、「サービス設計12箇条」により行政サービスの改革を進めることとしています。このサービス設計12箇条は、後述する「自治体DX推進計画」においても、その基本的な考え方となる重要な指針として位置づけられています。

#### ＜サービス設計12箇条＞

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンドで考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 情報システムではなくサービスを作る

行政サービスの改革を成功させるためには、上記以外にも業務プロセスの見直し（BPR：Business Process Re-engineering）を徹底するとともに、以下に記す「行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるためのデジタル3原則」を基本として、利用者の体験（UX：User eXperience）が最良となることを目指す必要があります。

#### ＜デジタル3原則＞

##### ①デジタルファースト

個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する

##### ②ワンストップ

行政に一度提出した情報は二度提出することを不要とする

##### ③コネクテッド・ワンストップ

民間サービスを含め、複数の手續・サービスをワンストップで実現する

「デジタル3原則」は、令和元年に改正された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」（以下「デジタル手続法」という。）で、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠な基本原則を明確化したものです。これは、DXを推進するうえで非常に重要な基本原則でもあります。

また、行政分野のDXを確実に進めるために、「デジタル技術の活用」と並んで「積極的なデータ活用」の視点が欠かせないということは、1（2）「市の背景と課題」で述べたとおりです。平成28年12月7日に成立した「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」（以下「官民データ基本法」という。）では、行政が保有するデータを市民や企業が容易に利用できるように、「積極的なオープンデータ化の推進」を掲げています。そして、市町村（特別区を含む。）に対し、「市町村官民データ活用推進計画」の策定を求めています。その目的は、「事務負担の軽減」や「地域課題の解決」、「住民及び事業者の利便性向上」を実現することで、このことは民間における様々

## 2. 「DX」とは何か

なデジタル・ビジネスの創出や官民連携による新たな価値の創出など、地域社会のデジタル化のための基盤を構築していくことにもつながります。

データを活用することは、「客観的な証拠に基づいた政策や施策の企画立案（EBPM : Evidence Based Policy Making）」の大前提であることはもちろん、行政分野のDXの目的でもある「効果的かつ効率的な行政活動」や「真に豊かさを実感できる地域社会」の実現に大きく貢献するものでもあります。

### (3) 自治体のDX

デジタル改革基本方針で掲げられた「目指すべきデジタル社会のビジョン」を実現するために、市区町村の役割は極めて重要です。デジタル・ガバメント実行計画にも地方自治体に関連する施策が多く盛り込まれており、その実現のためには国が主導的な役割を果たしつつ、すべての自治体が足並みを揃えて主体的に取り組んでいく必要があります。

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）は、デジタル改革基本方針、デジタル・ガバメント実行計画改定の閣議決定に合わせ、同日に総務省から公表されました。そして、「自治体DX推進計画」を踏まえ、各自治体が着実にDXに取り組むことができるよう、「自治体DX推進手順書」が令和3年7月7日に公表されました。自治体はこの手順書を参考に自らの力で自治体DXを進めています。

この「自治体DX推進計画」では、重点的に取り組むべき事項として、次の6項目を掲げています。

#### ＜重点取組事項＞

- ・自治体の情報システムの標準化・共通化
- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・自治体の行政手続のオンライン化
- ・自治体のA I・R P Aの利用推進
- ・テレワークの推進
- ・セキュリティ対策の徹底

これらの取組みを実施することで、「自治体がデジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させ、さらに、業務効率化を図ることで人的資源を行政サービスの更なる向上のために投入していく」という連鎖を生み出していくかなければなりません。

そして、「誰一人取り残さない」ためには、地域社会のデジタル化を進めるとともに、インターネットや情報通信機器が活用できる人とできない人に生じる情報格差、いわゆるデジタルデバイドへの対策もあわせて実施し、あらゆる人や事業者がその恩恵を受けられるようにしていきます。

### (参考：埼玉県のDX)

埼玉県では、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を令和3年3月に策定しました。この計画では「社会全体のDXの実現による快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県への変革」を目標としています。

計画の中では、県内市町村との取組みとして、「埼玉県市町村共同クラウド（埼玉県クラウド）を運用し、県内市町村とのシステムの共同運用を進め、行政機関のデータやサービスの連携を図るとともに、コスト面やセキュリティ面で効果の高いシステム運営を目指していく」ことを掲げています。これによって、各市町村が独自で保有していたシステムを共同運用したり、取得したデータの安全で効果的な利活用ができたりすることも期待できるため、費用を抑えつつもサービスの向上に繋げることができます。

令和4年1月、10年先のデジタルによる社会全体の変革を目指した埼玉県の将来像である「DXビジョン」と、そのビジョン実現に向け、今やるべきことをバックキャスティングして直近3年間の具体的工程を示す「ロードマップ」を策定しました。

また、埼玉県及び県内市町村の情報システム部門で構成される「スマート自治体推進会議」を設置し、情報システムに関する情報共有や共同利用の検討などを進めています。

さらに、「日本一暮らしやすい埼玉県」をコンセプトに、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」が動き始めています。入間市も、「入間市版スーパー・シティ構想」を描き、このプロジェクトにエントリーしています。

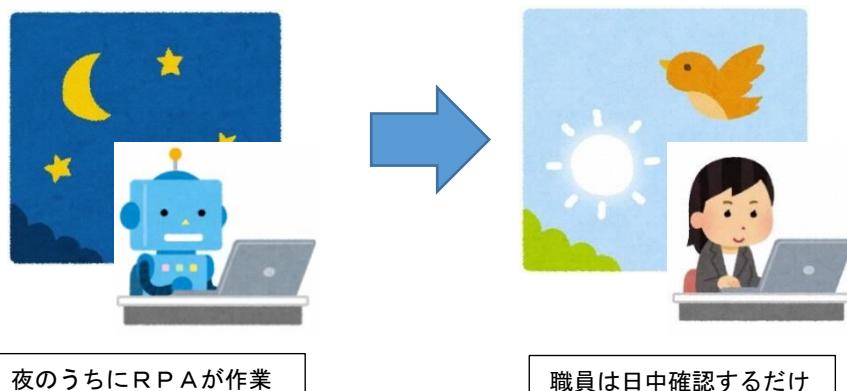
## 2. 「DX」とは何か

### コラム：DXを叶える「破壊的技術」とは？

「DX」とともに語られるキーワードに「RPA」、「AI」、「IoT」、「ビッグデータ」、「ブロックチェーン技術」等があります。これらは「破壊的技術」と呼ばれ、従来の価値基準にとらわれない、市場に新たな価値をもたらす、経済性や利便性の面で優れた技術だと言われています。

例えば、「RPA」は Robotic Process Automation の略で、職員に代わってデータ入力などを自動化する機能です。実際にRPAを導入した結果、50時間費やしていた職員の作業時間をゼロにできたという報告もあります。しかし、DXの効果を最大化するためには、今の業務スタイルのまま、単にロボットに作業させるのではなく、あわせて業務のあり方を見直すことが重要になります。

RPAの導入は、今まで疑いもしなかった「目の前の業務」の在り方を見直す良いきっかけにもなります。業務フローから俯瞰して見直すことによって、さらなる効率化と省力化を実現することにつながれば、仕事が楽になり、政策立案や相談支援といった「職員にしかできない業務」に多くの時間をかけられるようになるでしょう。



夜のうちにRPAが作業

職員は日中確認するだけ

破壊的技術は、全てを叶えてくれる魔法の杖ではありませんが、人間では到底なしえないレベルの効率化をもたらしたり、職員のノウハウやナレッジ（知識）をサポートしてくれたりするものです。従来の価値観にとらわれず、これらの破壊的技術を上手に活用することが、DXを成功に導くカギになります。

### 3. 入間市の現状とDXで目指す姿

#### (1) 入間市の情報化の現状

平成30年4月に策定した「入間市情報化基本計画」（以下「情報化基本計画」という。）では、「『地域情報化』の推進を通じた、新しい『つながり』の実現～市民生活の支援、地域社会の活性化、行政サービスの充実～」を目標に掲げています。

この情報化基本計画ではICT環境の整備やICTの活用促進に取り組んでいくこととしていますが、DXの観点までは取り入れられていません。また、入間市総合計画や入間市行政改革大綱との整合性は図られているものの、他の個別の行政計画に対してデジタル技術やデータ活用を促すことまでは言及していません。

本市の業務に目を向けると、従来の情報化の取組みにより、行政サービスのデジタル化は進みつつあるものの、いまだに紙のみで申請を受け付けていたり、従来の業務デザインの上に進められたデジタル化であったりするため、DXの目指すゴールには辿り着くことができません。当然、市民が行政サービスの申請や手続きに費やす時間も長くなり、職員の事務負担も重くなる原因となっています。

#### (2) 目指すべき姿

DXの目指す姿、ゴールは「デジタル技術を活用して持続可能な行政運営を実現し、安全安心で住み続けたい入間市」であり続けることです。

まず、一口に「デジタル化」といっても、その進化の過程では複数の段階があります。最初期のデジタル化である「Digitization（デジタイゼーション）」は、手書きの文字などのアナログ情報をデジタル化するだけの状態を指します。ワープロが登場した80年代後半から90年代の情報化です。

その次の段階である「Digitalization（デジタライゼーション）」は、デジタル化された情報を、デジタル技術を使って業務の効率化を図る情報化です。「自治体DX推進計画」が発表された頃の情報化は、この段階であると言え

### 3. 入間市の現状とDXで目指す姿

ます。

これから取り組む「DX」、つまり「Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）」は、デジタル技術やデータが存在することを前提に、ゼロ・ベースで業務やサービスそのものをデザインし直す、いわば業務のあり方を根本から変革することを目的とします。本市のDXでは、「あるべき入間市の姿」を見据え、ゴールから逆算して計画的に取り組む「バックキャスティング」の手法を用います。

2040年頃には高齢者人口がピークを迎える、生産年齢人口が大幅に減少することは前述したとおりです。入間市の職員も大きく減少することが想定されます。そのような状況下でも現在の行政サービスレベルを維持するためには、既存の業務の延長線上でデジタル化を進めるのではなく、利用者を中心とした行政サービスに組み立て直し、全く新しいサービスデザインにチャレンジする必要があります。

そのためのゴールとして、前述の「デジタル技術を活用して持続可能な行政運営を実現し、安全安心で住み続けたい入間市」であり続けることを定めました。

デジタル技術やデータを駆使することは前提ですが、とりわけ破壊的技術の活用は、業務を極限まで効率化し、人的資源の最適化も合わせて実現することを可能とするものです。

その効果をさらに高めるためには、「スマートな入間市」として、マイナンバーカードの普及促進、地域社会のデジタル化やデジタルデバイド対策を確実に実施し、例えば、手続がオンラインで完結する、必要な人に必要な情報やサービスが確実に届くなど、「市役所に行かなくても済む」といった環境づくりも欠かせない取組みになってきます。

## 4. 目指す姿の実現に向けて

このビジョンは、来るる時代のあらゆる危機や困難を乗り越え、「スマートな入間市」を実現するにあたり、デジタル技術とデータを駆使するための指針です。

本ビジョンにより、持続可能な行政運営への体質改善を図り、「誰一人取り残さない、入間市民に優しい行政経営」を実現します。

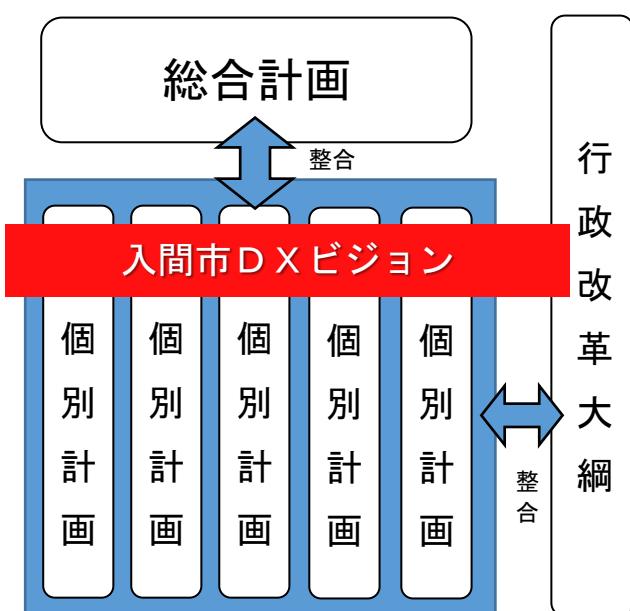
### (1) ビジョンの役割

本ビジョンには、具体的な取り組み（アクションプラン）は定めていません。すべての行政活動に、デジタル化による効果を上乗せするための指針であることから、すでに策定されている個別の行政計画に、DXの視点からの工夫や改善を加え、計画の早期達成や成果の最大化、さらなる付加価値の創出を目的としています。

また、行政計画は3年から5年単位を計画期間として策定することが一般的ですが、デジタル技術は進化し続けるため、その状況に合わせて最も効果的で効率的なデジタル化を推進できるよう、年次で管理する「計画」ではなく、臨機応変に対応できる「ビジョン」として策定しています。

### (2) ビジョンの位置づけ

それぞれの行政計画の個別計画は、「入間市総合計画」や「入間市行政改革大綱」との整合を図って策定されています。しかし、これらの計画の多くは「DX」という言葉が生まれる前に策定されたものです。よって、目標達成のために「革新的なデジタル技術やデータを



活用していくこう」という観点が盛り込まれた取組みは多くありません。しかし、その内容は、策定時点で最善の選択がなされたものです。したがって、既存の膨大な行政計画を「自治体DXを推進する」という錦の御旗のもとに端から見直すことはせず、それぞれの計画の意図や意志を尊重し、それぞれの取組みに「DXのねらいや考え方、手法」をこのビジョンによって加えることで、計画の目指す成果を最大化し、取組みを一層効率化することを目指すものです。

なお、DXの効果を行政活動全体に浸透させていくために、計画に位置づけられていない事務事業についてもビジョンで示す視点を加えていくものとします。

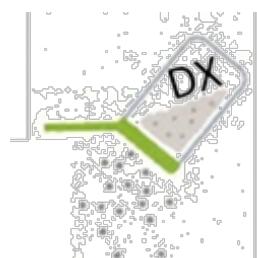
#### コラム：DXビジョンという「スパイス」を振りかけて

この入間市DXビジョンは、個別の行政計画のように、事業の取組み内容やスケジュールを詳細に計画したものではありません。

その理由は、DXの視点が既存の行政計画を確実に実施するための要素であり、その視点を追加することで、計画策定時点では想定していなかった効果をもたらす可能性があるからです。既に実施している各分野の行政計画に、DXの要素を加えることにより、計画達成のスピードを早めたり、新たな成果を生み出したりすることが期待できます。

つまり、このビジョンは行政計画という料理に振りかける「スパイス」のような役割を持っています。この「DXスパイス」を上手に使うことは、行政計画の効果をワンランク上げることにつながります。

また、この「スパイス」は常に進化しています。その進化を適時取り入れ、効果が最大化するタイミングを逸すことなく計画に振りかけていくことが、デジタル未来都市を実現するための大きな鍵と言えるでしょう。



## (3) 具体的なアクション

2(3)で示した「自治体DX推進計画」で掲げている6つの重点取組事項は、DXを象徴する取組み（目的）のようにも解釈できますが、本質的には手段であると認識しています。

DX本来の目的は、予見される困難をデジタルによって乗り越えるとともに高度な住民サービスを提供できる行政経営体質に変革することです。

本市では、手段を目的化することなく、DXを必要とする「困難が存在する時代」にあっても、「あるべき姿」を描き、その実現に向けて、常に最善のデジタル技術を採用し、価値を生み出すためのデータ活用を継続していきます。あわせて、DXの取組成果を確実かつ最大化するため、また、「誰一人取り残さない人に優しいデジタル化」を実現するために、地域社会のデジタル化と共にデジタルデバイド対策にも取り組んでいくこととします。

以下に掲げる「DXの心得」は、これらの認識のもと、既存の行政計画や現在実施している業務に加え、本市に「DX」の効果をもたらしていくための基本スタンスとして示します。

DXの心得1 破壊的技術を使う

DXの心得2 データを集める、使う、生み出す

DXの心得3 サービスをデザインし直す

DXの心得4 デジタル化の基盤を整える

DXの心得5 入間市（行政経営体質）を変革する

## DXの心得 1 破壊的技術を使う

AIやRPAなどの破壊的技術は、導入することが目的ではありません。これらの技術により、手続のプロセスを見直し、そのうえでデジタル化することで、既存の業務のあり方を根本から改革することが目的です。

これらの技術は、従来の常識の上には成り立ちません。RPAであれば職員がいない夜間や休日の時間帯にもデータ入力・処理が実行できます。また、AIは人にしかできなかった相談業務などに助言したり判断を手伝ったりすることも可能です。このような目的とその効果をきっちり把握し、現在の業務をゼロ・ベースでデザインし直すことが「DX」ということになります。

※AI—OCRなどの手書きの書類をデジタル化する技術や、音声から自動で文字起こしをする機能は、従来の業務デザインのまま、アナログからデジタルに変換したり、単にデータ化したりするものであり、本質的な「DX」とは異なります。



## DXの心得2 データを集める、使う、生み出す

データは、加工したり分析したりすることで、さらなる価値を生み出します。従来のデータは処理するもの、管理するものとして扱われてきました。今や、AIの進化等によって、数値化されたデータに限らず、日本語も十分に活用できるデータとしての価値を持ちます。デジタル化が進んだ現在では、ビッグデータと言われる膨大なデータが蓄積されています。価値のないデータはありません。まずはアナログで管理されている情報をデジタル化することから始めます。デジタル化されることによって、その情報は活用できる対象となり、役に立つことになります。

もちろん、活用にあたって情報セキュリティ対策は徹底しますが、政策立案への活用をはじめ、福祉サービスの充実や危機管理下における安全安心にも繋げるといった効果が期待できます。

市民にとっても、一度提出した情報を繰り返し提出しないで済む「ワンストップ」、複数の手続やサービスが一箇所で完結する「コネクテッド・ワンストップ」もデータがあるからこそ実現できる利便です。

そして、データを活用することで生まれるのは、やはりデータです。データの価値の連鎖は無限です。



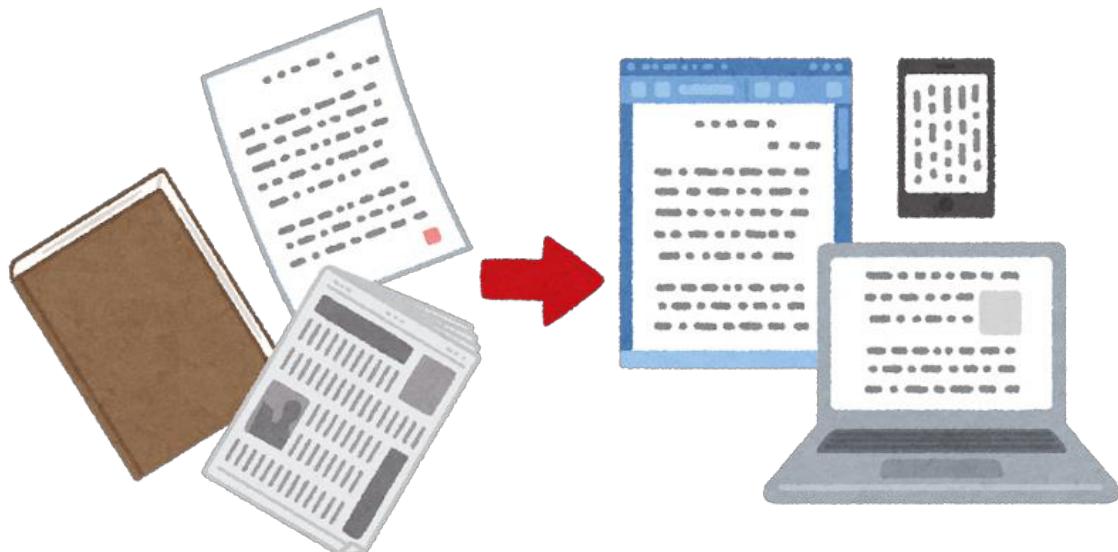
### DXの心得③ サービスをデザインし直す

現在の行政サービスは、アナログしかなかった時代から先人達が積み上げてきた「最適化されたアナログサービス」がその基礎になっています。情報化されている事務事業であっても、その設計はアナログ時代のデザインを継承しているものが多くあり、それらは効率化や高速処理は実現できても、革新的な効果は見込めないとと言われています。

そこで取り組むべきは、「サービス設計12箇条」の理念に基づき、デジタル技術やデータが存在していることを前提としてサービスデザインや業務スタイル自体を再構築すること。それが「DX」です。

サービス自体をデザインし直すうえでは、現在の業務手順をBPR（業務プロセスの見直し）の手法を用いて、デジタル化が本当に相応しいプロセス、この際不要とするプロセス、アナログとデジタルが同居することが相応しいプロセスといったことを吟味します。

最適化という言葉の意味も見方も、DX時代には大きく変わります。「サービスをデザインし直す」には大きなエネルギーと勇気が必要になりますが、その後ろ支えとして、このビジョンが存在しています。



## DXの心得4 デジタル化の基盤を整える

デジタル化による効果を最大化するためには、データのスムーズな連携が不可欠です。一人でも多くの市民が、申請する時点からデジタルでエントリーができる環境が求められます。

例えば、マイナンバーカードを使ったサービスの場合、「サービスが先か？カードの普及が先か？」といった鶏と卵の関係のような議論が交わされることは珍しくありません。しかし、「DX」の観点から言えば「サービスが先」になります。サービスの拡充が先決です。

そして、「正のスパイラル」を生むためには、カードを手に入れたときにデジタルの恩恵を受けられる実感が必要です。恩恵があることが知れ渡ればカードの普及が進み、マイナンバーカードによる認証基盤はデジタル化を推進するためのプラットフォームとなります。プラットフォーム化すれば、さらに多くの利便性の高いサービスが生まれ、電子申請やデジタル証明、デジタルサービスなどが当たり前になってきます。そうして、自治体や職員にとっても負荷が軽減され、2040年問題に対峙するための体力温存に繋がります。

これはマイナンバーカードに限った話ではありません。テレワークの推進や、自治体情報システムの標準化・共通化も、デジタル化による効果を最大化するために欠かせないものです。これらの取組みが、住民ニーズに即したプッシュ型の行政サービスなど住民目線の新たなサービスを生み出し、それらがコモディティ化することが、地域社会のデジタル化、市民の情報リテラシーの向上によるデジタルデバイドの解消という効果をもたらすことになるでしょう。効果の先の効果、さらにその先の効果まで見据えることが「DX」の取組みに必要な視座だといえそうです。



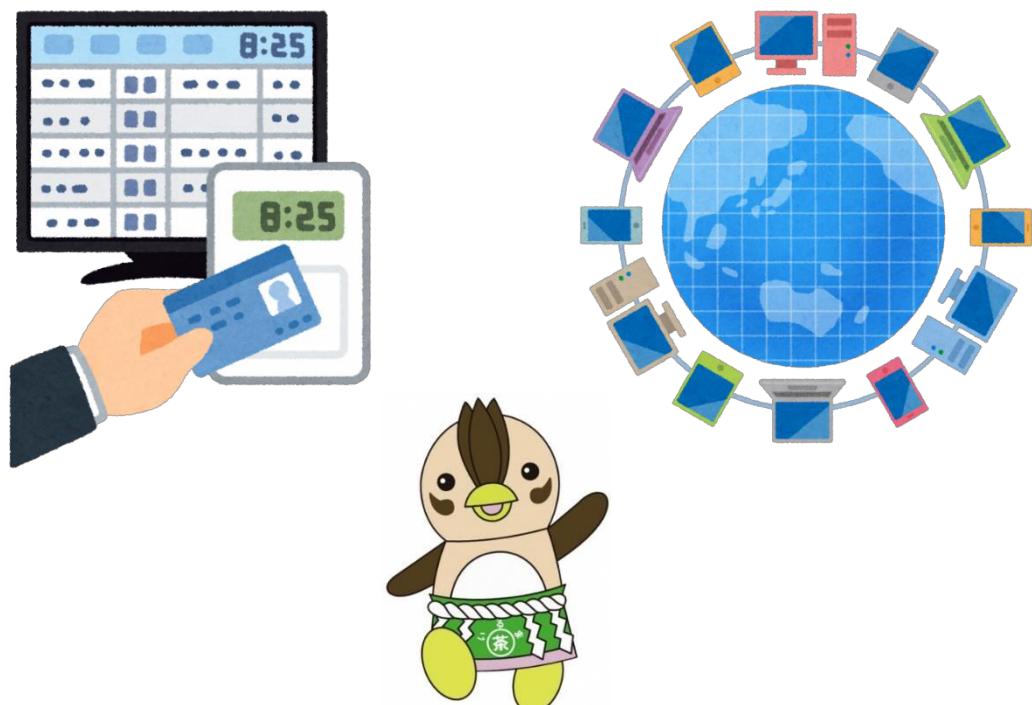
## DXの心得5 入間市（行政経営体質）を変革する

「DX」の本質は、デジタル化でもデータ活用でもなく、それらによりもたらされる「変革」です。

庁内向けに発出している「いるまDX宣言」では、デジタルで意識を変えること、デジタルによって「仕事を楽で、楽しく」を実感すること、その結果として市民や企業に「喜ばれ、信頼される」こと、「お得感」を共有できることを説いています。

小さなことから改善を始める。しかし、必ずデジタルを活用すること、今までの常識を疑うこと、市民も職員も誰も損をしないことといった視座を持って進めます。

目指すその先には「サービスデザインや業務スタイルを変革する」という強い意志で、勇気を持ってデジタル化に取組むこと、それが持続可能な行政経営体質への変革に繋がります。



## (4) 推進体制

## ア 庁内体制

DX推進のための庁内組織体制は、次のとおりです。

## (ア) 全厅的な意思決定の会議体

DX推進にかかる全厅的な意思決定の会議体は、市長・副市長・教育長・部長級職員で構成する「行政改革推進本部会議」とします。

## (イ) DX推進担当部署の設置

DX推進を担当する部署として、「デジタル行政推進課」を設置しています。

## (ウ) 外部人材の登用

DXを推進するための司令塔として非常勤特別職の政策参与（自治体DX）を登用します。政策参与（自治体DX）は、国における各種デジタル化に関する政策、自治体で使用している各種情報システムの状況及び最新のＩＣＴに関する専門的な知見を有することを条件とします。

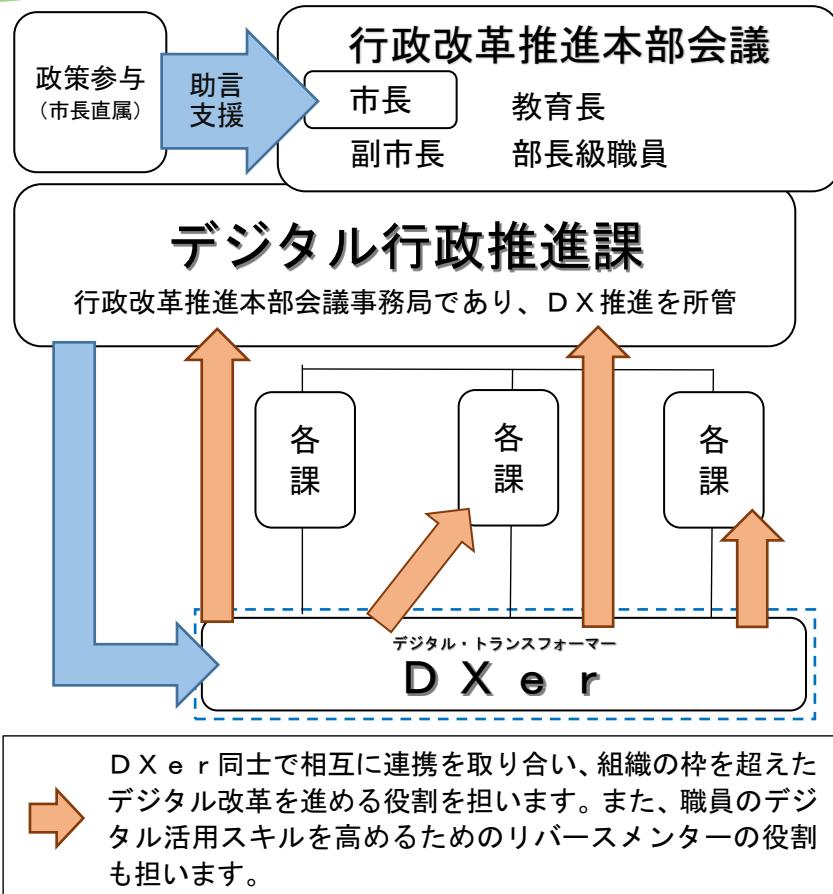
## (エ) DXの取組みを全厅的に推進していくための推進員の選任

DXの取組みには職員の育成が欠かせません。知識向上やスキルアップを目的として、OJTによる応用力や課題解決力の習得、独自の研修の充実を図ります。また、全厅的なDXの取組みの推進とデジタル人材の育成を目的に、各課1名の推進員（デジタル・トランسفォーマー=DXer）を選任します。



#### 4. 目指す姿の実現に向けて

##### 入間市のDX推進体制図



##### イ 評価方法、効果測定

庁内の行政計画自体や、行政計画に位置づけられた事業、個別の事務事業に対し、本ビジョンを用いた効果測定を実施し、評価を行います。

年度当初に各部においてDXの観点を取り入れるポイントを設定し、当初設定したポイントの達成度、効果を年度末に各部で取りまとめて報告します。取りまとめたものは、DX推進担当部署が分析・考察し、年次報告として全庁に還元・共有します。

##### ウ 見直しサイクル

本ビジョン自体は、年次を定めた取り組みではなく、常にビジョンの効果を最大化するために、国の施策や技術革新の速度に後れを取らないよう、随時見直しを実施するとともに、ブラッシュアップを図ります。

## 5. リーディングプロジェクト

「入間市DXビジョン」を先頭に立って導く取り組みや、部局を横断する規模の大きなプロジェクトなど、本市のDXを象徴する構想を、「リーディングプロジェクト」として掲げ、ビジョンの示す方向性を見える化して具体的に進めていきます。

この「リーディングプロジェクト」はその取り組み過程において、常に効果の最大化を目指し、新たに登場・発展する技術を取り入れてアップデートします。

このため、本編に組み込むことはせず、「入間市 DX ビジョン別冊」として位置づけます。

## 用語集

No.	用語	読み方	意味
1	2040年問題	ニセンヨン ジュウネン モンダイ	少子化による急速な人口減少と団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）になることで、高齢者人口が最大となる2040年頃に、日本社会が直面すると予測されている内政上の危機のこと。
2	AI	エーアイ	Artificial Intelligence の略。人工知能と訳す。人工的な方法による学習、推論、判断などの知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。人間の脳がしている知的活動を行えるようにしたコンピューターシステムのこと。
3	AI-OCR	エーアイ オーシーアー ール	OCRは、Optical Character Reader（またはRecognition）の略。OCRは、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能のこと。例えば、紙文書をスキャナーで読み込み、書かれている文字を認識してデジタル化する技術。「AI-OCR」は、OCRにAI技術を加えたもの。AI技術を組み合わせることで、機械学習による文字認識率の向上や、帳票フォーマットの設計をせずに、項目を抽出することが可能となる。
4	BPR	ビーピーアー ール	Business Process Re-engineering の略。BPRは、業務の本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおす（リエンジニアリング）という考え方のこと。
5	Digitalization	デジタライ ゼーション	デジタイゼーションでデータ化されたものを、デジタル技術によって、ビジネスモデルの変革や新たな仕組みの創出をすること。
6	Digitization	デジタイゼ ーション	紙に手で文字を書くなどの手作業で行っていたことを、ワープロなどデジタル技術を使ってデータ化すること。デジタル技術を使って効率化を図ったり、生産性を向上させたりすること。デジタル化と略されることもある。
7	DX	ディーエッ クス	Digital Transformation の略。デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。「Trans」を「X」と略すことが英語圏では一般的なためDXと表記。単なるデジタル化ではなく、現在あるコト、モノを、デジタル技術をつかって変革すること。
8	E BPM	イービーピ ーエム	Evidence Based Policy Making の略。統計データや各種指標など、客観的エビデンス（根拠や証拠）を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと。
9	ICT	アイシーテ ィー	Information and Communication Technology の略。情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
10	IoT	アイオーテ ィー	Internet of Things の略。モノのインターネット。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトのこと。
11	RPA	アルピー ーエー	Robotic Process Automation の略。ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。
12	SDGs	エスディー ジーズ	Sustainable Development Goals の略。17のゴール、169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」のこと。2015年開催の国連サミットで採択された。

## 用語集

No.	用語	読み方	意味
13	SNS	エスエヌエス	Social Networking Service(Site)の略。個人間の交流を支援するサービス(サイト)で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。
14	Society 5.0	ソサエティゴーテンゼロ	「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもので、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」を指す。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会であり、「超スマート社会」とも表現される。経済発展と社会的課題の解決を両立させる社会であり、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会。
15	UX	ユーエックス	User eXperience の略。サービスを通じて得られるすべてのユーザー体験を意味するもの。
16	アナログ		アナログ(analog)とは、データを連続的に変化していく量で表すこと。区切られることなくゆるやかに止まることなく変化していくものを「アナログ」という。「曖昧」で「切れ目のない」もの。 例) アナログ時計の針：常に連続的に動き続けて時刻を示す。 水銀式体温計：数値と数値の間をゆるやかに上昇して温度を示す。
17	アプリ		application software の略。メールや地図などの特定の目的をもって作られた専用のソフトウェアのこと。
18	イノベーション		モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすことを意味する。
19	インターネット		世界中のコンピューターなどの情報機器を接続するネットワークのこと。
20	エンドツーエンド		コンピューターや電話などの通信ネットワークで、通信が行われる二者を結ぶ経路全体、またはその両端のこと。E2E(イーツーイー)とも言う。
21	オープンデータ		国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネットなどを通じて容易に利用(加工、編集、再配布など)できるよう、①営利目的・非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、これら全てに該当する形で公開されたデータのこと。
22	オンライン化		パソコンやスマートフォンなどの電子機器をインターネットに接続した状態にすること。
23	オンライン会議		モニターやカメラ、マイクを使って遠隔地の人と会議すること。
24	オンライン申請		窓口で行っている申請や届出などの手続きが、インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンなどを使って自宅や出先でできること。
25	官民データ活用推進基本法		官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するための法律。平成28年12月公布・施行。
26	キャッシュレス決済		クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。

## 用語集

No.	用語	読み方	意味
27	クラウド		コンピューターの利用形態のひとつ。インターネットなどのネットワークに接続されたコンピューター(サーバ)が提供するサービスを、利用者がネットワーク経由で手元のパソコンやスマートフォンで使うこと。雲(クラウド)の中にシステムがあるかのように、提供されるシステムの物理的なコンピューター(サーバ)の所在地が意識されないことからこのように呼ばれている。また、クラウドの形態で提供されるサービスを「クラウドサービス」と言う。
28	コネクテッド・ワントップ		複数の行政機関をまたがる手続きなどのサービスをワンストップで実現すること。
29	コモディティ化		市場投入時には高付加価値の製品やサービスと認識されていたものが、市場に広く流通することにより、一般的になること。
30	コンビニ交付		マイナンバーカード(又は住民基本台帳カード)を利用して市区町村が発行する証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書など)が全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)から取得できるサービスのこと。
31	サービスデザイン		顧客(利用者)がサービスの利用を通して得られる体験価値を重視し、顧客の視点から事業やサービスを体系的に見直したり、新しいサービスを生み出したりする取り組みのこと。物を作るデザインとは違い、事象をデザインすること。
32	サービス設計12箇条		利用者中心の行政サービスを提供しプロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウを示したもの。「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の中で示された。
33	情報リテラシー		情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。リテラシー(literacy)は識字という意味。
34	スマート自治体		AIやRPAのような技術を駆使して、定型的な業務を自動化したり、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体のあり方のこと。
35	生産年齢人口		生産活動の中心にいる人口層のことで、15歳以上65歳未満の人口のこと。日本国内の生産年齢人口は1990年代がピークで、それ以降は減少傾向が続いており増加の見込みもないのが現状。
36	チャットボット		チャット(会話)とボット(ロボット)を組み合わせた言葉。問い合わせに自動的に対応したり、Web訪問者に語りかけたりすることができる自動的なコミュニケーションツール。「AIチャットボット」とはAIを活用した自動会話プログラム。
37	超スマート社会		Society 5.0の別称。No.14 Society 5.0を参照。
38	デジタル		デジタル(digital)とは「連続的な量を段階的に切って数字で表す」ことを指す。目盛りや指標などを使って一定の数値を表した場合を「デジタル」という。「正確」で「切れ目のある」もの。例) デジタル時計: デジタル時計は1秒や1分ごとに数字が切り替わり、時刻をわかりやすく示す。 デジタル体温計: 36.5°Cや36.6°Cと区切って数字でわかりやすく示す。
39	デジタル・ガバメント		デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。

## 用語集

No.	用語	読み方	意味
40	デジタル・トラン スフォーマー		入間市役所で各課から選任されたDXの推進を担う職員のこと。 入間市独自の造語で「DXer」と表記する。
41	デジタル3原則		「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッドワン ストップ」という3つの原則のこと。
42	デジタルデバイド		インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者 と利用できない者との間に生じる格差のこと。
43	デジタルファース ト		個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。
44	デジタル庁		2021年（令和3年）9月1日に設置された日本の行政機関。 デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助け、その行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的として内閣に設置された。
45	テレワーク		ICTを活用し、サテライト勤務、モバイル勤務、在宅勤務など、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方。
46	ナレッジ		知識を意味する「knowledge」から派生した和製英語。 企業などの組織にとって有益な知見・経験・事例・ノウハウなど付加価値のある情報のこと。
47	認証基盤		認証に必要な利用者の情報を保持し、利用者に対してユーザーID／パスワード、または証明書の提示を要求して、利用者の認証を行うシステムのこと。
48	ノウハウ		英語の「know-how」から由来するカタカナ語。 物事の方法や手順に関する知識、物事を行うための「コツ・秘 訣・技術・知識」のこと。
49	破壊的技術		従来の価値基準のもとではむしろ性能を低下させるが、新しい 価値基準の下では従来製品よりも優れた特長を持つ新技術のこと。また、このような技術、製品、ビジネスモデルがもたらす変 化を破壊的イノベーションという。
50	バックキャスティ ング		未来の姿から逆算して現在の施策を考える発想のこと。 現状からどんな改善ができるかを考えて、改善策をつみあげて いくような考え方をフォアキャスティングという。
51	ビジネスチャット		業務利用を目的として開発されたコミュニケーションツール で、会社や地方公共団体などの同一組織内はもちろん組織外とのやりとりにも利用することができるもの。
52	ピッグデータ		ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の 関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のある データ群のこと。例)ソーシャルメディア内のテキストデータ や画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々 刻々と生成されるセンサデータなどがある。
53	プッシュ型通知		システム側が外部のサーバーと連携して能動的に情報を取得して ユーザーに通知する方式のこと。何らかの情報更新があった場合 には、ユーザーが働きかけなくても更新されたことを知ることができる。
54	ブラッシュアップ		ブラシをかけるように磨き上げるという意味を持ち、能力や技 術力など今あるものに対して磨きをかけさらに良くするという ニュアンスで使われる言葉。
55	プラットフォーム		サービスやシステム、ソフトウェアを提供・カスタマイズ・運営 するために必要な「共通の土台（基盤）となる標準環境」のこと。 ITの分野では、ある機器やソフトウェアを動作させるのに必要 な、基盤となる装置やソフトウェア、サービス、あるいはそれら の組み合わせた動作環境のことをプラットフォームといふ。

## 用語集

No.	用語	読み方	意味
56	ブロックチェーン技術		分散型ネットワークを構成する複数のコンピューターに、暗号技術を組み合わせ、データを共有することで、データの耐改ざん性・透明性を実現する仕組み。
57	マイナンバーカード		プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真などが表示されたもの。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Taxで電子証明書を利用した確定申告など、様々なサービスにも利用できる。
58	ライフィベント		生活上のさまざまな出来事。特に、結婚・就職・出産・大病など、その後の人生に影響のある、大きな出来事。
59	リーディングプロジェクト		事業全体を進める上で核となり、先導的な役割を果たすプロジェクトのこと。
60	リバースメンター		上司や先輩職員が指導者（メンター）となって若手職員（メンティ）をサポートすることをメンタリングと言うが、それとは逆方向のメンタリング（リバースメンタリング）で若手職員が上司や先輩職員の指導者となること。
61	リモート授業		インターネットを介して教育学習を行うこと。インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンを使って、教員が講義を行い、学生が受講することによって、講義室に集まらなくても授業が行える。
62	ワンスオンリー		一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。
63	ワンストップ		1か所でさまざまな用事が足りる、何でも揃うという意味。行政においては、従来サービスによって複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1カ所で行えるようにすることを指す。行政におけるワンストップを、ワンストップサービスという。





デジタル行政推進課  
令和4年4月発行

## 入間市行政改革大綱（素案）

令和7年11月

## 目次

第1章 序論 .....	2
1 行政改革の経緯 .....	2
2 行政運営の基本姿勢 .....	2
第2章 大綱 .....	3
1 基本理念 .....	3
2 構成と期間 .....	3
3 基本的な視点 .....	4
4 各視点における推進方向 .....	5
(1) サービスの最適化（効率的・効果的なサービスへの編成） .....	5
(2) 公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現） .....	6
(3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現） .....	7
(4) 事務事業の最適化（選択と集中による事務事業全体量の縮減と財政の健全化） .....	8
(5) 組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築） .....	9
第3章 推進体制 .....	11
1 推進体制 .....	11
(1) 計画構成 .....	11
(2) 推進組織 .....	11
2 評価システム .....	12

## 第1章 序論

### 1 行政改革の経緯

本市では、昭和60年度に「入間市行政改革大綱」を策定し、その後、平成9年度と平成13年度に2回の見直しを行いながら行政改革に取り組んできました。

また、平成18年度には、入間市行政改革大綱と国の行政改革の推進指針を背景に、真に自立した自治体を目指すための10年間の長期計画として「入間市行政改革長期プラン（平成19～28年度）」を策定し、その具体的な推進方向を記載した「前期実行計画（平成20～23年度）」「後期実行計画（平成24～28年度）」を策定しました。その後、この長期プランが計画期間を終えることから、これまでの成果を踏まえて行政改革大綱を全面的に改訂し、基本的な行政運営の理念として整理したほか、個別改革進行プランを作成し、各プランを体系的・総合的に推進していくための事業計画として「入間市行政改革大綱第1期実行計画（平成29～令和3年度）」「入間市行政改革大綱第2期実行計画（令和4～8年度）」を策定し、効率的な行政運営による歳出削減や積極的な収入確保に向けてさまざまな取組を進めてきました。

さらには、令和3年にはデジタル庁が設置され、自治体DXが本格的に始動したことから、市民の利便性向上や行政事務の効率化を進め、あらゆる地域課題の解決を図る「入間市DXビジョン」を令和4年度に策定しました。

ここで入間市行政改革大綱第2期実行計画が計画期間を終えることから、自治体DXの推進を踏まえた入間市行政改革大綱を見直し、将来を見据えた基本的な行政運営の理念として整理するものです。

### 2 行政運営の基本姿勢

首都圏近郊のベッドタウンとして人口の増加を基調に発展してきた本市では、多様化する市民要望に応えるために、公共施設の整備をはじめ、さまざまな分野において行政サービスの展開と充実を図ってきました。市制施行後60年を経て、本市の行政運営は人口減少社会の到来とともに新たな局面を迎えており、本市を取り巻く環境の変化を踏まえた、新たな視点からの行政運営に向けた改革が必要とされています。

今後、人口が減少する中で、少子化、高齢化が一層進行していくと、本市の歳入の根幹である市税収入が減少する一方、社会保障費は増加していくものと見込まれます。さらに、これまで整備してきた多くの施設について、一斉に更新や維持補修の対応が生じることが想定され、このままでは歳入と歳出のバランスが崩れて、大きな乖離が生じていく恐れがあります。

こうした中、これからも生活都市としての本市の特性を生かしたまちづくりを進めていくためには、より効率的、効果的行政運営を行っていくことが必要となります。そのためには計画的な財政運営によって健全な財政運営を維持するとともに、市民の要請に的確に対応できる組織、人員の配置を行い、行政サービスの提供においてもデジタル技術の活用や官民共創による取組が求められます。

これまでの行政改革は、ともすれば事業の廃止や縮小、人員の削減という視点のみに重きが置かれていました。しかし、今後は人口減少に歯止めをかけるためにも、市民にとって魅力のあるまちづくりを進めていく視点を持って、限られた財源と資源を最大限有効に活用しながら、その時点における環境の変化を踏まえた適正なサービスを的確に実施することを行政運営の基本姿勢として、行政改革に取り組みます。

## 第2章 大綱

### 1 基本理念

入間市行政改革大綱（以下「大綱」という。）の基本理念として「行政サービスの最適化」を掲げ、市民と行政との協働の推進と社会情勢の変化に応じた行政サービスの再編の方向性を明らかにしながら、政策力、情報力、分析力の強化を図り、市民の利便性の確保に配慮した、より効率的、効果的なサービス提供体制の整備に取り組みます。

このことを踏まえ、次の3点をテーマに大綱に基づいて行政改革の推進を図り、安定した行政運営と充実した行政サービスの提供をめざします。

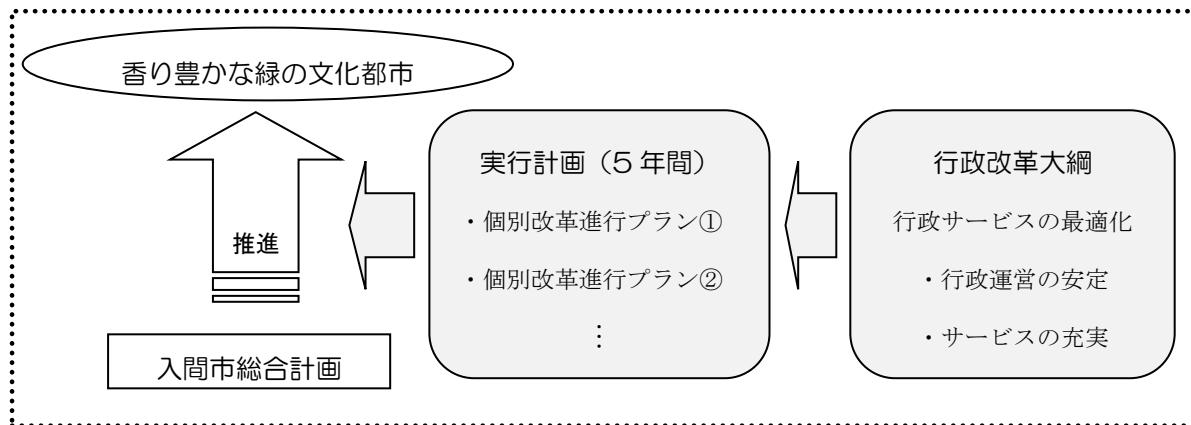
#### ◆基本理念：行政サービスの最適化

- 社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた行政サービスへの見直し
- 多様な事業主体によるサービス提供体制の構築
- デジタル技術を活用した簡素で効率的な組織体制の構築

### 2 構成と期間

- ・「総合計画」を行政運営にかかる縦軸の方針とし、「行政改革大綱」は各種施策の展開における横軸の理念として位置づけます。大綱では、行政改革の基本的な理念、視点、推進方向について定めます。
- ・大綱に基づく具体的な取組については、各所管において「個別改革進行プラン」を作成して推進を図ります。各プランを体系的、総合的に推進していくために、5年間を単位とする事業計画（実行計画）を策定します。
- ・本大綱は、本市の行政運営における基本的な方向性として定め、期間を設定しません。しかし、大綱は5年ごとの「実行計画」の見直しと併せて記載内容を検証し、その時点における課題を踏まえて修正を図ります。

## ●大綱の全体構成イメージ



### 3 基本的な視点

安定した行政運営を継続し、より効率的、効果的な行政サービスの提供を通じて、「行政サービスの最適化」を図るために、下記の5点を行政改革の推進に向けた基本的な視点として設定します。また、視点ごとに推進方向を掲げて、具体的な展開を図ります。

#### (1) サービスの最適化（効率的・効果的なサービスへの編成）

- ①社会情勢や市民ニーズの把握
- ②多様な手法による情報発信
- ③デジタル技術の活用
- ④広域行政の推進

#### (2) 公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現）

- ①行政サービスに応じた施設機能の見直し
- ②複合化や多機能化、集約化による有効活用・長寿命化の推進
- ③管理運営の効率化

#### (3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現）

- ①行政が担うべきサービスの整理と官民共創の推進
- ②民間委託等の推進

#### (4) 事務事業<sup>ii</sup>の最適化（選択と集中による事務事業全体量の縮減と財政の健全化）

- ①歳入の確保

②事務事業の評価と改善

③事務事業の選択と重点化

④歳出の効率化と事業費の削減

#### (5) 組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築）

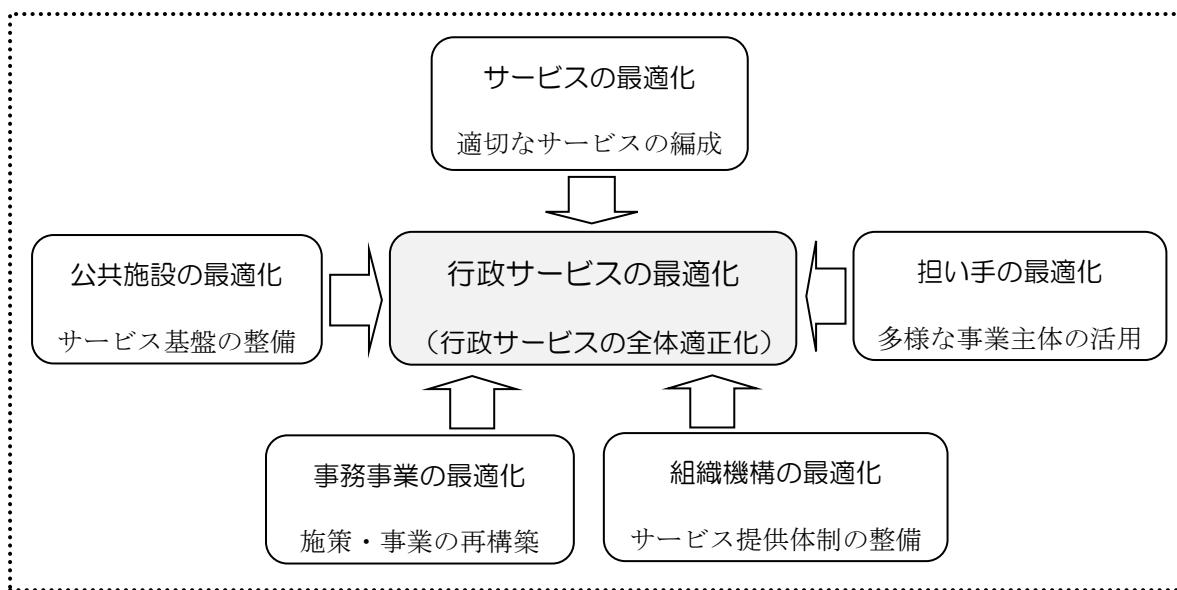
①デジタル技術導入による減員化

②職員意識の改革と人材育成の推進

③組織機構の簡素化と効率化

④定員の適正管理の推進

#### ■基本的な視点の配置■



## 4 各視点における推進方向

### (1) サービスの最適化（効率的・効果的なサービスへの編成）

- 複雑化、多様化する市民ニーズと社会情勢の変化を把握し、行政課題の解決に取り組みます。
- 行政運営や入間市のまちづくりに関するさまざまな情報を多様な手法により発信し、多くの人が知り、手軽に活用できるようにすることで、効率的なサービスの提供と市民生活の充実を図ります。
- 関連する自治体との連携を深め、広域的な行政課題への対応を図ります。

## <推進方向>

---

### ①社会情勢と市民ニーズの把握

- ・全国共通の課題、国、県、近隣市の対応方針などの情報収集に取り組みます。
- ・市民の声に限らず、市民の動向分析、市民生活の将来見通しなども市民ニーズとして捉え、さまざまな手法を用いて、多角的な市民の意見や地域状況の把握に取り組みます。

---

### ②多様な手法による情報発信

- ・わかりやすさや伝わりやすさに配慮し、市公式ホームページやSNSを中心とした積極的で迅速な市政情報の公開と発信に努め、地域情報や行政課題等の市民との共有化を進めます。
- ・行政課題を積極的に市民と共有化し、解決に取り組みます。

---

### ③デジタル技術の活用

- ・デジタル技術を適切に活用し、行政サービスの充実に取り組むとともに、市民の日常生活の利便性の更なる向上を図ります。また、デジタル技術の安全性・信頼性の確保についても合わせて取り組みます。
- ・行政内部の情報の共有化や業務の連携を一層推進し、行政サービスの充実や業務の効率化につなげます。

---

### ④広域行政の推進

- ・広域的な行政課題に対応するため、関係する自治体と連携、協力し、行政サービスの向上に取り組みます。
- ・それぞれの自治体の地域特性を活かし、機能分担を図りながら近隣自治体との一体的な振興・発展を目指し、広域的な視点に立った行政の推進を図ります。
- ・公共施設などの相互利用を促進し、行政サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

---

## (2) 公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現）

- ・市民にとって真に必要な施設サービスを持続的に提供していくための全体適正化に向けて、適切な量の施設を、適切に配置して、効率的な維持管理と利活用を図ることで、公共施設の最適化に取り組みます。

## <推進方向>

### ①行政サービスに応じた施設機能の見直し

- ・社会情勢の変化や市民生活の将来見通しを考慮した上で、適正な行政サービスが提供できるよう公共施設の機能を見直し、それに見合った施設量、施設配置への再編を図ります。

### ②複合化や多機能化、集中化による有効活用・長寿命化の推進

- ・公共施設の複合化や多機能化、統廃合などによる施設の再整備に取り組み、施設の選択と集中による有効活用、再整備に係る費用の縮減や平準化を図ります。
- ・公共施設の保有量や配置の適正化による効率的な長寿命化に取り組みます。

### ③管理運営の効率化

- ・公共施設の最適化と担い手の最適化の連動により、管理の全体効率化に取り組みます。

## (3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現）

- ・地域課題の解決にあたっては、市民、住民組織、市民活動団体、民間事業者等と市との役割を整理し、行政が担うよりも効率的で効果的なサービスについては、官民共創の取組を推進します。
- ・行政が担うべきサービスにおいても、民間委託等が可能なものは、市の責任に留意したうえで委託化を積極的に導入し、費用対効果の最大化を図ります。

## <推進方向>

### ①行政が担うべきサービスの整理と官民共創の推進

- ・市民、住民組織、市民活動団体、民間事業者等の多様な主体と、公共サービスの提供において協力し、相互に補完する関係を築きながら、官民共創によるまちづくりを推進します。
- ・活動主体に対する活動場所や必要な情報の提供等に取り組みます。

---

## ②民間委託等の推進

- ・行政運営の効率化、行政サービスの向上を図るため、民間委託等の実施が可能な事務事業については、個人情報の保護や守秘義務の確保、行政サービスの維持向上など行政としての責任に留意した適正な管理監督のもと、計画的に業務の委託等を推進します。
- ・公の施設の管理運営にあたっては、多様化する市民ニーズに対して、より効率的かつ効果的に対応するため、民間のノウハウの活用と専門性に配慮した指定管理者等の制度を積極的に活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ります。

---

## （4）事務事業の最適化（選択と集中による事務事業全体量の縮減と財政の健全化）

- ・安定した歳入確保への取組を推進するとともに、施策の目的達成への貢献度や効果等から事務事業を評価して改善を図るほか、効率的で効果的な実施に向けて事務や事業の改善を図り、より質の高いサービスへの移行を進めます。
- ・人口減少に伴う行政組織の働き手の減少を見据え、事務事業全体量の縮減を図ります。

### ＜推進方向＞

---

## ①歳入の確保

- ・市税等の確実な収納を基本とし、有料広告、ふるさと納税など、新たな歳入も含めたさまざまな観点からの歳入増加策に取り組むことで、将来にわたって安定した自主財源の確保に努めるとともに、歳入に見合った財政規模を堅持します。
- ・様々なサービスを利用する際の料金等について、負担の公平性の観点からあり方を検討し、受益者負担の適正化を図ります。

---

## ②事務事業の評価と改善

- ・さまざまな事務や事業をより効率的かつ効果的に実施するために、内容の点検と評価を継続的に実施し、手法の工夫や見直しを行います。また、評価結果について市民にわかりやすく公表します。
- ・必要性、有効性、効率性、公平性、優先性の5つを評価の視点として、個別、全体の両面から事務事業や施策を評価します。評価にあたっては、市民意識に配慮するとともに、成果だけではなく実施までの経過も考慮することとします。

- ・行政運営にかかる総コストを把握した上で、評価の結果を効果的かつ積極的に活用し、P DCA（Plan[計画] Do[実行] Check[評価] Act[改善]）サイクルにより改善を図ります。

---

### ③事務事業の選択と重点化

- ・事務事業については、現在の社会情勢に見合った目標設定となっているか確認し、類似事業との集約化や終期の設定を含め、そのあり方について見直しを行います。
- ・安定的かつ持続的なサービスの提供に向けて、限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用するために業務の内容や手続きを見直し、最適化に取り組みます。
- ・より効率的かつ効果的な行政運営を実現し、限られた財源の中で多様化し、高度化する市民ニーズに的確に対応するため、事務事業の評価を踏まえて定期的に検証を行い、効果や必要性が低い事業は見直します。また、社会情勢の変化に応じて実施すべき施策や事業の重点化を図ります。

---

### ④歳出の効率化と事業費の削減

- ・歳出の効率化を図るために、政策や施策の目的達成に向けた貢献度を踏まえて事務事業のスクラップアンドビルトを進めます。
- ・各種経費の削減に努め、全体コストの縮減を図るとともに、社会情勢や市民ニーズの変化に応じて縮小、廃止が可能な事務事業は見直し、事務事業全体量の縮減を図ります。
- ・様々な団体に対する補助金等のあり方について、市として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担等について定期的に検証した上で見直し、廃止や統合、終期の設定等の整理、合理化を推進します。

---

## （5）組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築）

- ・質の高い行政サービスを提供していくために、「入間市人材育成基本方針」に基づく職員の意識改革、入間市職員としての自覚と責任を果たせる人材の育成を図ります。
- ・社会情勢や市民ニーズの変化、地域の実情に応じた新たな行政課題に対応できるように、業務の量や質、デジタル技術の活用を考慮して機動性を持った職員配置に取り組むとともに、必要に応じて部局横断的な対応を図るなど、柔軟で目的志向の組織の運用を行います。

## <推進方向>

---

### ①デジタル技術導入による減員化

- ・デジタル技術を活用することで行政サービスの提供体制を効率化し、限られた人材の効果的な配置を図ります。

---

### ②職員意識の改革と人材育成の推進

- ・行政サービスの向上と事務の効率化を図るため、常に市民の立場で考え、最善の選択を考える職場風土を醸成します。
- ・組織及び職員一人ひとりが目標を設定し、コスト意識を持ってより効率的かつ効果的な事務事業の実施に取り組みます。また、デジタル人材を育成し、事務改善、事業見直しにおいてデジタル技術活用の活性化を図ります。
- ・官民共創によるまちづくりを進める行動力のある職員を育成します。また、職員の政策形成能力を高めるとともに、専門職の能力向上を図ります。
- ・若手職員の早期育成と管理監督者の人材育成能力の向上を柱とする研修を実施し、業務管理能力を強化するとともに、法令及び社会的規範の遵守意識を高め、組織の強化につなげます。

---

### ③組織機構の簡素化と効率化

- ・社会情勢の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するために、市民にわかりやすく、簡素で効率的な組織体制を確保するとともに、組織の機能強化を図ることを目指し、継続的に組織の見直しを進めます。
- ・組織を横断するプロジェクト等の組織体制を効果的に活用して、組織の柔軟性、機動性の向上を図ります。

---

### ④定員の適正管理の推進

- ・事業の見直し、組織の見直し、民間委託の推進等を通じて職員数を見直し、人口減少社会における持続可能な行政組織を確保します。
- ・事務事業を効率的かつ効果的に実施するため、業務内容に応じた専門職の確保を図るとともに、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員など、さまざまな任用形態を活用して多様な人材の活用を進めます。

## 第3章 推進体制

### 1 推進体制

#### (1) 計画構成

##### ①実行計画

- ・大綱に基づく具体的な行政改革については、基本的視点を踏まえたアクションプランとして「実行計画」を策定して取り組みます。
- ・「実行計画」は5年間を計画期間として設定し、年度ごとの改革の項目、目標等を明確にして取り組みます。

##### ②個別改革進行プラン

- ・「実行計画」における個別の改革項目については、各所管が作成する「個別改革進行プラン」によって構成します。
- ・「個別改革進行プラン」は、各所管において現状を分析し、課題を明らかにした上で、各年度における効果や目標値を設定した年次計画として策定します。

#### (2) 推進組織

##### ①入間市行政改革推進委員会

- ・「入間市行政改革推進委員会条例」により、知識経験者で構成される市長の附属機関として「入間市行政改革推進委員会」を設置します。
- ・「入間市行政改革推進委員会」は、5年ごとの「実行計画」の策定時に設置し、市長の諮問に応じて、大綱に基づく行政改革の総括評価を行うとともに、その時点における行政課題等を踏まえ、大綱の記載内容を検証し、修正等についての答申を行います。

##### ②行政経営会議

- ・市長、副市長、教育長及び部長相当職で構成する「行政経営会議」において、行政改革の推進に関する方針及び施策を決定するとともに、実施事業について管理、評価を行う視点から、「実行計画」「個別改革進行プラン」について協議、決定します。

### ③全庁体制

- ・「個別改革進行プラン」の推進は各所管部長の指示によることとし、プランに掲げた目標の達成に向かって、庁内の連携を図りながら取り組みます。
- ・職員一人ひとりが行政運営に改革意識を持ち、全庁・全職員が一体となって改革を推進します。

### ④事務局

- ・事務局を企画部に置いて全庁的な調整を行うことにより、行政改革の円滑な推進と大綱に掲げる理念の実現を図ります。

## 2 評価システム

- ・「行政改革大綱」の実効性を担保するために、「実行計画」及び「個別改革進行プラン」の取組項目ごとに目標を設定し、達成度について毎年度事務局においてPDCAサイクルの手法を取り入れた進捗状況の把握を行い、進行管理していきます。
- ・進捗状況については、広く市民に対して、広報紙や市公式ホームページ等を通じて公表し、市民の目に見える形で行政改革を進めます。

### ◇文章注記◇

<sup>i</sup> 行政サービス：この大綱では、公共サービスのうち行政が担うサービスを指します。

<sup>ii</sup> 事務事業：事務事業とは、行政が実施する事務的な業務と事業全般の総称です。事務事業は施策を実現させるための具体的な手段であり、施策とは政策を実現するための方策を指します。

# 入間市DX×ビジョン (案)

～ デジタル技術とデータの活用で  
誰一人取り残さない入間市に ～





# 目 次

◆ <u>はじめに～市長メッセージ～</u>	1
◆ <u>1. 背景と課題</u>	2
(1) 国の背景と課題	2
(2) 入間市の背景と課題	4
◆ <u>2. 「DX」とは何か</u>	6
(1) 社会の動きとDX	6
(2) 行政分野のDX	6
(3) 自治体のDX	8
◆ <u>3. 入間市の現状とDXで目指す姿</u>	11
(1) 入間市の情報化の現状	11
(2) 目指すべき姿	11
◆ <u>4. 目指す姿の実現に向けて</u>	12
(1) ビジョンの役割	12
(2) ビジョンの位置づけ	12
(3) 具体的なアクション	14
(4) 推進体制	18
◆ <u>用語集</u>	20



## はじめに～市長メッセージ～



我が国は本格的な人口減少社会が到来し、政治経済をはじめとして社会環境が大きく変動していく局面を迎えてます。入間市も例外ではなく、高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口が激減するいわゆる2040年問題に向き合わなければなりません。2040年問題に備えるためにも、地域共生社会の実現を目指し、住民一人ひとりの安心できる暮らしや生きがい、そして地域をともに創っていく必要があります。

令和2年12月に総務省が「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体のDX化は本格的に動き出しました。

令和3年9月にはデジタル庁が設置され、令和4年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンが改めて位置づけられました。重点計画においては、特に生成AIをはじめとする昨今のAI関連技術の顕著な発展に触れており、AI・デジタル等テクノロジーの徹底活用を妨げている規制・制度の見直しを進め、AIフレンドリーな制度環境を整備する方向性を掲げています。

入間市は、令和4年4月に「入間市DXビジョン」を策定し、DX推進を通じて、市民の皆様の利便性向上や行政事務の効率化を進めてまいりました。社会情勢の変化とともにめまぐるしく進化していくデジタル技術の動向を捉え、この「入間市DXビジョン」を更新していくことにより、引き続きあらゆる地域課題の解決を図る「デジタル未来都市・入間」の実現に邁進してまいります。

入間市長 杉 島 理一郎

## 1. 背景と課題

### 1. 背景と課題

#### (1) 国の背景と課題

近年の情報通信技術の急速な進歩は、私たちの生活に大きな利便性と変化をもたらしています。スマートフォンの普及により、世界中の人とコミュニケーションがとれるだけでなく、買物や決済が手軽に行えるようになりました。

一方、今後の技術発展と並行して、我が国の人口減少や少子化、高齢化による生産年齢人口の減少など、構造的な課題も深刻化します。経済の縮小、社会保障費の増加、労働力不足など、いわゆる「2040年問題」は全国的な課題です。

さらに、新型コロナウイルスによる「新しい生活様式」が定着し、テレワークなどデジタル技術を活用した働き方が広がりました。これにより、従来から進めてきた「デジタルによる変革」が一層推進されています。

国はこれらの課題に対応し、未来社会の実現を目指して「第5期科学技術基本計画」で「Society 5.0」を提唱しました。これはデジタルを核とした第4次産業革命により、情報社会を超えた「超スマート社会」の誕生を示しており、閉塞感を打破し、希望に満ちた、世代を超えた尊重と個々が快適に活躍できる社会の実現を目指すものです。



【出典】内閣府「Society5.0 科学技術政策」  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/index.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)

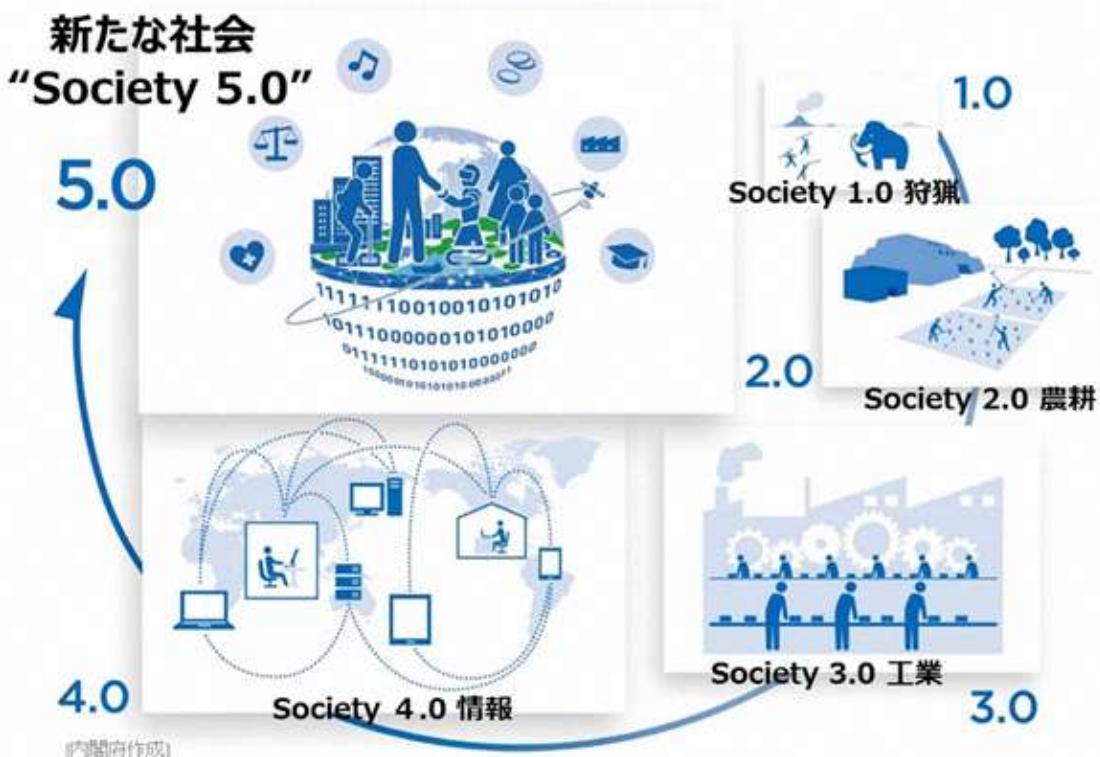
### コラム：これから目指すべき社会「Society 5.0」とは

Society（ソサエティ）5.0とは、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、日本が目指すべき未来の社会の姿として提唱されているもので、「超スマート社会」とも言われています。

情報社会である Society4.0 では、パソコン・スマートフォン等の端末を使ってインターネットにアクセスしていました。一方、Society 5.0 は、仮想空間（サイバー空間）と現実空間（フィジカル空間）を高度に融合させたシステムにより実現する社会であり、IoT（Internet of Things）により、あらゆるものがインターネットとつながることが特徴です。

Society 5.0 では、仮想空間に蓄積されたデータをAI（人工知能）が解析し、その結果が現実空間に即座に反映されることが当たり前になりつつあります。例えば、医療分野では健康状態のデータをリアルタイムに計測し、AIが解析することで、健康促進や病気の早期発見が可能になります。さらに、社会全体としても医療費や介護費の削減、医療現場等での人手不足の解決が期待されています。このようにAIなどの技術を活用することで、従来の作業や調整から解放され、個々が快適に活躍できる社会を創出します。

Society 5.0 は、経済発展と社会的課題の解決を両立させる社会であり、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる、人間中心の社会です。



【出典】内閣府「Society5.0 科学技術政策」 [https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/index.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)

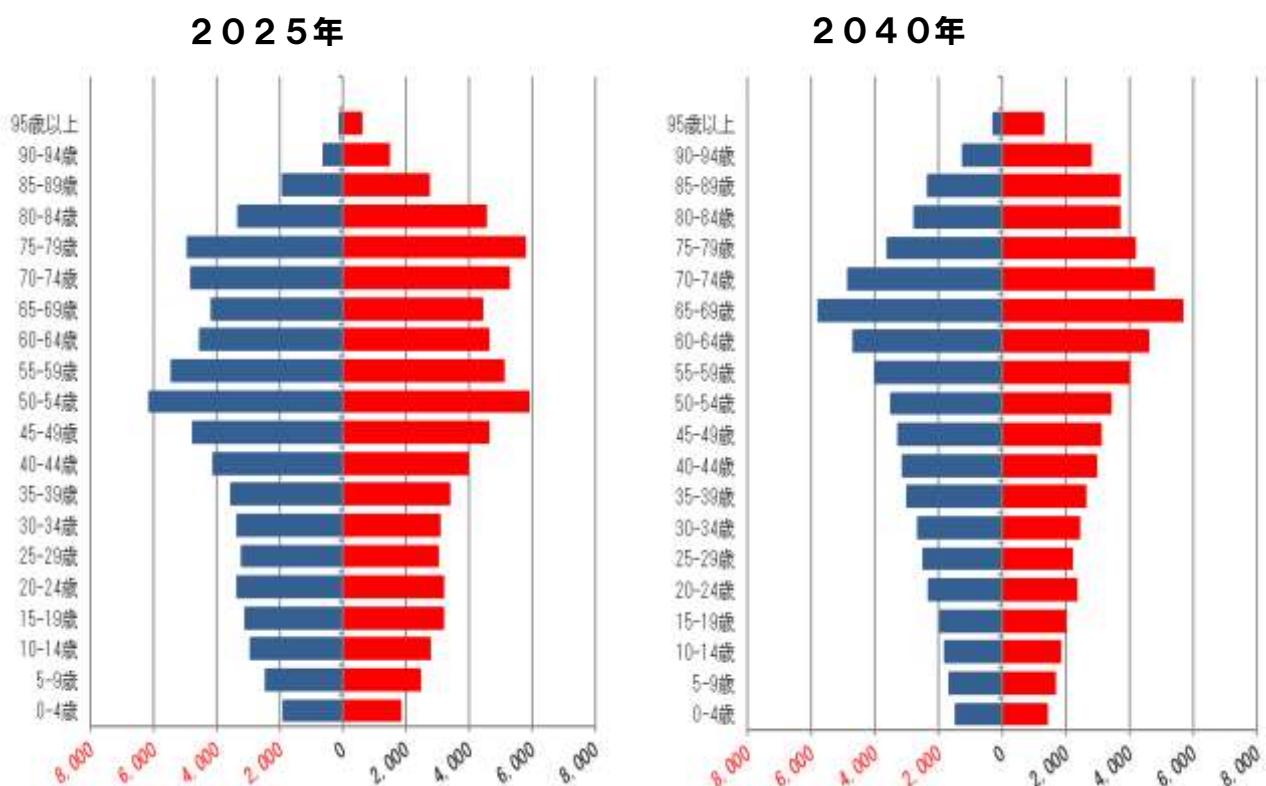
## 1. 背景と課題

### (2) 入間市の背景と課題

「2040年問題」は全国共通の課題であり、入間市も例外ではありません。市の財源や職員の減少という制約の中、充実した情報資源を活用し、デジタル技術によって業務の変革を実現する必要があります。

平成30年7月の総務省自治体戦略「2040構想研究会報告」では、人口減少と高齢化により行政危機が訪れると指摘され、従来の半数職員でも自治体機能を維持できる「スマート自治体」への転換が提言されています。高齢化に伴う福祉や社会保障費の増大は全国の課題であり、入間市でも2040年には65歳以上が全人口の約40%に達すると予想され、職員減少と多様化する市民ニーズへの対応が求められます。

入間市の人口ピラミッド（推計値）



【出典】埼玉県の市町村別将来人口推計ツールを用いて作成

また、「香り豊かな緑の文化都市」を実現するためにも、ヒト・モノ・カネなどの行政資源が大幅に減少する中で、変化に柔軟に対応する体制への改善

が必要です。行政経営の基本方針も、効率性と高付加価値の創出にシフトすることが急務です。

さらに、デジタル化の取組は、理想とする「課題が解決され住民満足度が向上した社会」というビジョンを先に描き、バックキャスティングで実行していくアプローチが求められます。何より、「誰一人取り残さない、入間市民に優しい行政経営」を実現し、市民の信頼に応えるという信念が重要です。



【出典】埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画から抜粋

## 2. 「DX」とは何か

### 2. 「DX」とは何か

DX（ディー・エックス）とは、Digital Transformation（デジタル・トランسفォーメーション）の略で、デジタル技術とデータを活用し、業務やサービスの在り方を根本的に変革することを意味します。英語圏では“Transformation”を“X-formation”と表現することから「DX」と呼ばれます。

従来のデジタル化は、情報通信技術（ICT）やデジタル化されたデータを用いた業務の効率化を目的としていました。一方で、DXは最新技術と大量のデータを活用して、従来の延長線を超えて、仕事のスタイルやサービスデザインを利用者本位に一新し、新たな価値を創出することを目指します。また、今後の課題に備え、あらゆる変化に柔軟に対応できる体質の構築もDXの本質です。

#### （1）社会の動きとDX

令和2年12月25日の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げ、個々のニーズに応じたサービス提供と多様な幸せの実現を目指しています。この理念はSDGsとも共通し、全ての人に幸せな日常をデジタルで提供することを意図しています。

また、行政が保有するデータを公開し、国民や企業が活用できる基盤整備が求められています。令和3年9月1日に発足したデジタル庁は、政府が従来とは異なる決意でデジタル化に取り組む姿勢を示すとともに、同日に「IT基本法」に代わる「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の法的基盤が整えられました。

#### （2）行政分野のDX

行政のデジタル化、つまり「デジタル・ガバメント」の推進は、社会のDXにおいて重要な役割を担っています。新型コロナウイルス感染症により、行政のデジタル化の遅れが日常生活や企業活動に悪影響を及ぼしていること

が明らかになりました。これを受け、令和3年12月24日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下「デジタル社会重点計画」という。）」が閣議決定され、国や地方公共団体はこの計画に基づきDXに取り組むことが求められています。

また、デジタル社会重点計画と同日に決定された「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」では、「サービス設計12箇条」に基づいて行政サービスを改革し、利用者体験（UX）の向上を目指すことが示されました。また、業務プロセスの見直し（BPR）や「デジタル3原則」に基づくデジタル完結型サービスの実現も重要です。令和元年に改正された「デジタル手続法」は、これらの原則を明確化し、DX推進の基盤となっています。

#### ＜サービス設計12箇条＞

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンドで考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 情報システムではなくサービスを作る

※12箇条の詳細は、巻末に参考資料を掲載

#### ＜デジタル3原則＞

- ①デジタルファースト

個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する

## 2. 「DX」とは何か

### ②ワンスオンリー

行政に一度提出した情報は二度提出することを不要とする

### ③コネクテッド・ワンストップ

民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

さらに、行政のDXには「デジタル技術の活用」と「積極的なデータ活用」が不可欠です。平成28年に成立した「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」（以下「官民データ基本法」という。）は、行政データのオープン化を促進し、市町村に「官民データ活用推進計画」の策定を求めています。これにより、事務負担の軽減や地域課題の解決、住民の利便性向上を図り、地域社会のデジタル化基盤を構築します。

データの活用は、「客観的な証拠に基づいた政策や施策の企画立案（EBPM : Evidence Based Policy Making）」の大前提であるとともに、行政分野のDXの目的である「効果的かつ効率的な行政活動」や「真に豊かさを実感できる地域社会」の実現に大きく貢献するものです。

### （3）自治体のDX

デジタル改革基本方針のビジョンを実現するには、市区町村の役割が非常に重要です。デジタル・ガバメント実行計画には多くの自治体関連施策が含まれており、国が主導しつつ、すべての自治体が主体的に取り組む必要があります。

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）は、デジタル改革基本方針とデジタル・ガバメント実行計画の改定に合わせて総務省から公表されました。これに基づき、自治体は「自治体DX全体手順書」（令和3年7月7日公表、令和7年3月28日改定）を参考に、自らDXを進めています。この手順書では、重点的に取り組むべき6項目が掲げられています。

### <重点取組事項>

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・自治体の情報システムの標準化・共通化
- ・マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAI・RPAの利用推進
- ・テレワークの推進

これらの取組により、デジタル技術とデータを活用し住民の利便性を向上させ、業務効率化を図ることで、人的資源を行政サービス向上に投入することが求められます。

また、「誰一人取り残さない」ためには、地域社会のデジタル化を進めるとともに、デジタルデバイドへの対策を講じ、すべての人や事業者がその恩恵を受けられるようにすることが重要です。

#### (参考：埼玉県のDX)

埼玉県では、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を令和3年3月に策定しました。この計画では「社会全体のDXの実現による快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県への変革」を目標としています。

計画の中では、県内市町村との取組として、「埼玉県市町村共同クラウド（埼玉県クラウド）を運用し、県内市町村とのシステムの共同運用を進め、行政機関のデータやサービスの連携を図るとともに、コスト面やセキュリティ面で効果の高いシステム運営を目指していく」ことを掲げています。これにより、各市町村が独自に保有していたシステムを共同運用し、取得したデータの安全で効果的な利活用が期待され、費用を抑えつつもサービスの向上につなげることができます。

令和4年1月には、10年先のデジタルによる社会全体の変革を目指した埼玉県の将来像である「DXビジョン」と、そのビジョン実現に向けた直近3年間の具体的工程を示す「ロードマップ」を策定しました。

また、埼玉県および県内市町村の情報システム部門で構成される「スマート自治体推進会議」を設置し、情報システムに関する情報共有や共同利用の検討を進めています。

さらに、「日本一暮らしやすい埼玉県」をコンセプトに、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」が始動しています。入間市も「入間市版スーパー・シティ構想」を描き、このプロジェクトにエントリーしています。

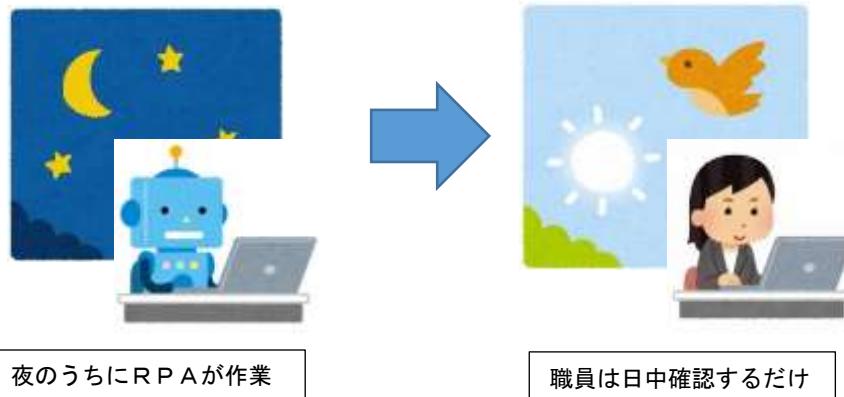
## 2. 「DX」とは何か

### コラム：DXを叶える「破壊的技術」とは？

「DX」とともに語られるキーワードには、「RPA」、「AI」、「IoT」、「ビッグデータ」、「ブロックチェーン技術」などがあります。これらは「破壊的技術」と呼ばれ、従来の価値基準にとらわれず、市場に新たな価値をもたらし、経済性や利便性の面で優れた技術とされています。

例えば、「RPA」は Robotic Process Automation の略で、職員に代わってデータ入力などを自動化する機能です。実際にRPAを導入した結果、50時間かかっていた職員の作業時間をゼロにできたという報告もあります。しかし、DXの効果を最大化するためには、今の業務スタイルを見直し、単にロボットに作業を任せるだけでなく、業務のあり方そのものを再評価することが重要です。

RPAの導入は、これまで疑いもしなかった「目の前の業務」の在り方を見直す良い機会です。業務フローを俯瞰して見直すことで、さらなる効率化と省力化を実現できれば、職員はより多くの時間を政策立案や相談支援といった「職員にしかできない業務」に充てることができるようになるでしょう。



破壊的技術は、すべてを叶えてくれる魔法の杖ではありませんが、人間では達成し得ないレベルの効率化をもたらしたり、職員のノウハウや知識をサポートしたりします。従来の価値観にとらわれず、これらの破壊的技術を効果的に活用する事が、DXを成功に導くカギになります。

### 3. 入間市の現状とDXで目指す姿

#### (1) 入間市の情報化の現状

平成30年4月に策定した「入間市情報化基本計画」（以下「情報化基本計画」という。）では、「地域情報化」を通じた市民生活の支援、地域社会の活性化、行政サービスの充実を目標としています。この計画はICT環境の整備や活用促進を進めていますが、DXの観点は十分に取り入れられていません。また、入間市総合計画や行政改革大綱との整合性はあるものの、他の行政計画におけるデジタル技術やデータ活用の促進には触れていません。

入間市の業務では、情報化の取組により行政サービスのデジタル化は進んでいますが、紙のみでの申請受付や従来の業務デザインを踏襲したデジタル化に留まっています。このため、DXの目指すゴールには達しておらず、市民の手続き時間が長くなり、職員の事務負担も増大しています。

#### (2) 目指すべき姿

DXの目標は「デジタル技術を活用し、持続可能な行政運営を実現して、安全安心で住み続けたい入間市」を維持することです。デジタル化には段階があり、最初はアナログ情報をデジタル化する「Digitization（デジタイゼーション）」、次にデジタル情報を活用して効率化を図る「Digitalization（デジタライゼーション）」があります。現在の情報化はこの段階にあります。

「DX」、つまり「Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）」は、デジタル技術とデータを活用し、業務やサービスをゼロから再設計し、根本的に変革することを目指します。入間市のDXは「あるべき入間市の姿」を見据え、ゴールから逆算する「バックキャスティング」の手法を用います。2040年頃には高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口が減少し、職員も大幅に減ることが予想されます。この状況で行政サービスを維持するためには、利用者中心の新しいサービスデザインが必要です。

目指すゴールは、「デジタル技術を活用して持続可能な行政運営を実現し、安全安心で住み続けたい入間市」です。特に破壊的技術の活用により、業務を効率化し、人的資源の最適化を図ります。「スマートな入間市」として、マ

## 4. 目指す姿の実現に向けて

イナンバーカードの普及促進、地域社会のデジタル化、デジタルデバイド対策を進め、オンラインで手続を完結させ、必要な情報やサービスを提供する「市役所に行かなくても済む」環境づくりが重要です。

## 4. 目指す姿の実現に向けて

このビジョンは、デジタル技術とデータを活用して「スマートな入間市」を実現し、時代の危機や困難を乗り越えるための指針です。持続可能な行政運営を目指し、「誰一人取り残さない、入間市民に優しい行政経営」を実現します。

### (1) ビジョンの役割

本ビジョンは具体的なアクションプランを定めるものではなく、既存の行政計画にDXの視点を加え、計画の早期達成や成果の最大化、付加価値の創出を目指す指針です。行政計画は通常3～5年単位で策定されますが、デジタル技術は常に進化しています。そのため、状況に応じて最も効果的なデジタル化を推進できるよう、年次管理の「計画」ではなく、柔軟に対応できる「ビジョン」として策定しています。

### (2) ビジョンの位置づけ

各行政計画は「入間市総合計画」や「入間市行政改革大綱」と整合しています。本ビジョンでは、それぞれの意図を尊重しつつ、このビジョンを通じて「DXの狙いや考え方、手法」を加えることで、成果の最大化と効率化を目指します。



す。各行政計画でもデジタル技術やデータ活用について記載していますが、計画に含まれていない視点をこのビジョンが補うことで、DXの効果を行政全体に浸透させます。

#### コラム：DXビジョンという「スパイス」を振りかけて

この入間市DXビジョンは、個別の行政計画のように、事業の取組内容やスケジュールを詳細に計画したものではありません。

その理由は、DXの視点が既存の行政計画を確実に実施するための要素であり、その視点を追加することで、計画策定時点では想定していなかった効果をもたらす可能性があるからです。既に実施している各分野の行政計画に、DXの要素を加えることにより、計画達成のスピードを早めたり、新たな成果を生み出したりすることができる期待できます。

つまり、このビジョンは行政計画という料理に振りかける「スパイス」のような役割を持っています。この「DXスパイス」を上手に使うことは、行政計画の効果をワンランク上げることにつながります。

また、この「スパイス」は常に進化しています。その進化を適時取り入れ、効果が最大化するタイミングを逸することなく計画に振りかけていくことが、デジタル未来都市を実現するための大きな鍵と言えるでしょう。



## 4. 目指す姿の実現に向けて

### (3) 具体的なアクション

「自治体DX推進計画」で掲げられている6つの重点取組事項は、DXを象徴する目的ではなく手段です。DXの本来の目的は、デジタル技術で予見される困難を乗り越え、高度な住民サービスを提供できる行政体質に変革することです。

入間市では、手段を目的化せず、「るべき姿」を描き、それに向けて最適なデジタル技術を採用し、データ活用を継続します。また、DXの成果を最大化し、「誰一人取り残さない人に優しいデジタル化」を実現するため、地域社会のデジタル化とデジタルデバイド対策にも取り組みます。

以下に示す「DXの心得」は、これらの認識に基づき、既存の行政計画や現在の業務にDXの効果をもたらすための基本スタンスを示しています。

**DXの心得1 サービスをデザインし直す**

**DXの心得2 データを集める、使う、生み出す**

**DXの心得3 破壊的技術を使う**

**DXの心得4 デジタル化の基盤を整える**

**DXの心得5 入間市（行政経営体質）を変革する**

## DXの心得1 サービスをデザインし直す

現在の行政サービスは、アナログ時代からの「最適化されたアナログサービス」を基礎としています。情報化された事務事業も、アナログ時代のデザインを継承していることが多く、効率化や高速処理は可能でも、革新的な効果は期待ににくいとされています。そのため、「サービス設計12箇条」の理念に基づき、デジタル技術とデータを前提にサービスデザインや業務スタイルを再構築することが「DX」の本質です。

サービスをデザインし直す際には、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング：業務プロセスの見直し）の手法を用いて、デジタル化が適しているプロセス、不要なプロセス、アナログとデジタルが共存するプロセスを慎重に検討します。「最適化」の意味も、DX時代には大きく変わります。サービスをデザインし直すにはエネルギーと勇気が必要ですが、それを支えるのがこのビジョンです。



## DXの心得2 データを集める、使う、生み出す

データは、加工や分析を通じて価値を生み出します。従来、データは処理や管理の対象でしたが、AIの進化により、日本語を含む多様なデータが価値ある情報として活用できるようになりました。デジタル化が進む中、ビッグデータと呼ばれる膨大なデータが蓄積されています。価値のないデータではなく、まずアナログで管理されている情報をデジタル化することから始めます。これにより情報は活用可能となり、様々な場面で役立ちます。

データ活用には情報セキュリティ対策が必要ですが、政策立案や福祉サービスの充実、危機管理の向上にも効果が期待できます。また、市民にとっても一度提出した情報を繰り返し提出しないで済む「ワンストップ」や、複数の手



## 4. 目指す姿の実現に向けて

続やサービスが一箇所で完結する「コネクテッド・ワンストップ」といった利便性が、データ活用によって実現可能です。さらに、データを活用することで新たなデータが生まれ、その価値の連鎖は無限に広がります。

### DXの心得3 破壊的技術を使う

AIやRPAなどの破壊的技術は、導入が目的ではなく、手続きのプロセスを見直し、デジタル化を進めることで業務のあり方を根本から改革することが目的です。これらの技術は、従来の常識にとらわれずに活用されます。例えば、RPAを使えば、夜間や休日にもデータ入力や処理が可能です。また、AIは相談業務に対して助言や判断支援を行えます。このような目的と効果を理解し、業務をゼロからデザインし直すことが「DX」の本質です。

一方、AI-OCRによる手書き書類のデジタル化や音声からの自動文字起こしは、単にアナログからデジタルに変換するものであり、本質的な「DX」とは異なります。



### DXの心得4 デジタル化の基盤を整える

デジタル化の効果を最大限に引き出すには、データのシームレスな連携が不可欠です。すべての市民が初期段階からデジタルで手続きできる環境整備が求められます。例えば、マイナンバーカードを活用したサービスでは、「サービスが先か、カードの普及が先か」という議論がありますが、DXの観点では、まず利便性の高いサービスを拡充することが重要です。利用者がカードを取得し、デジタルの恩恵を実感すれば、カードの普及が進み、デジタル化推進のプラットフォームとして機能します。

このプラットフォームが確立されれば、電子申請やデジタル証明などのサービスが日常的に利用され、自治体や職員の負担軽減に寄与します。これにより、少子高齢化や人材不足といった問題に対しても、持続可能な体制を維持できま

す。

また、これはマイナンバーカードだけでなく、テレワーク推進や自治体情報システムの標準化など、他のデジタル施策も効果の最大化に必須です。これらの取組が住民目線のプッシュ型行政サービスを創出し、地域社会全体のデジタル化、市民の情報リテラシー向上、デジタルデバイドの解消といった効果を生み出します。効果の先にさらなる効果を見据える視点が、DX推進において大切です。

### DXの心得5 入間市（行政経営体質）を変革する

「DX」の本質は、デジタル化やデータ活用を手段として実現される根本的な「変革」にあります。「いるまDX宣言」では、デジタル技術を通じた意識改革、業務の効率化と働きやすさの向上、市民や企業からの信頼と満足の獲得、そして付加価値の共有を目指しています。

私たちは、日々の業務で小さな改善を重ねつつ、デジタルの力を取り入れ、従来の常識を見直すことを心がけています。また、市民も職員も恩恵を感じられる施策を重視しています。

デジタル技術を活用した「サービスデザイン」や「業務スタイルの変革」に挑戦することが、持続可能な行政経営体質への変革につながります。



## 4. 目指す姿の実現に向けて

### (4) 推進体制

#### ア 庁内体制

DX推進のための庁内組織体制は、次のとおりです。

##### (ア) 全厅的な意思決定の会議体

DX推進にかかる全厅的な意思決定の会議体は、市長・副市長・教育長・部長級職員で構成する「行政経営会議」とします。

##### (イ) DX推進担当部署の設置

DX推進を担当する部署として、「企画課デジタル行政推進室」を設置しています。

##### (ウ) 外部人材の登用

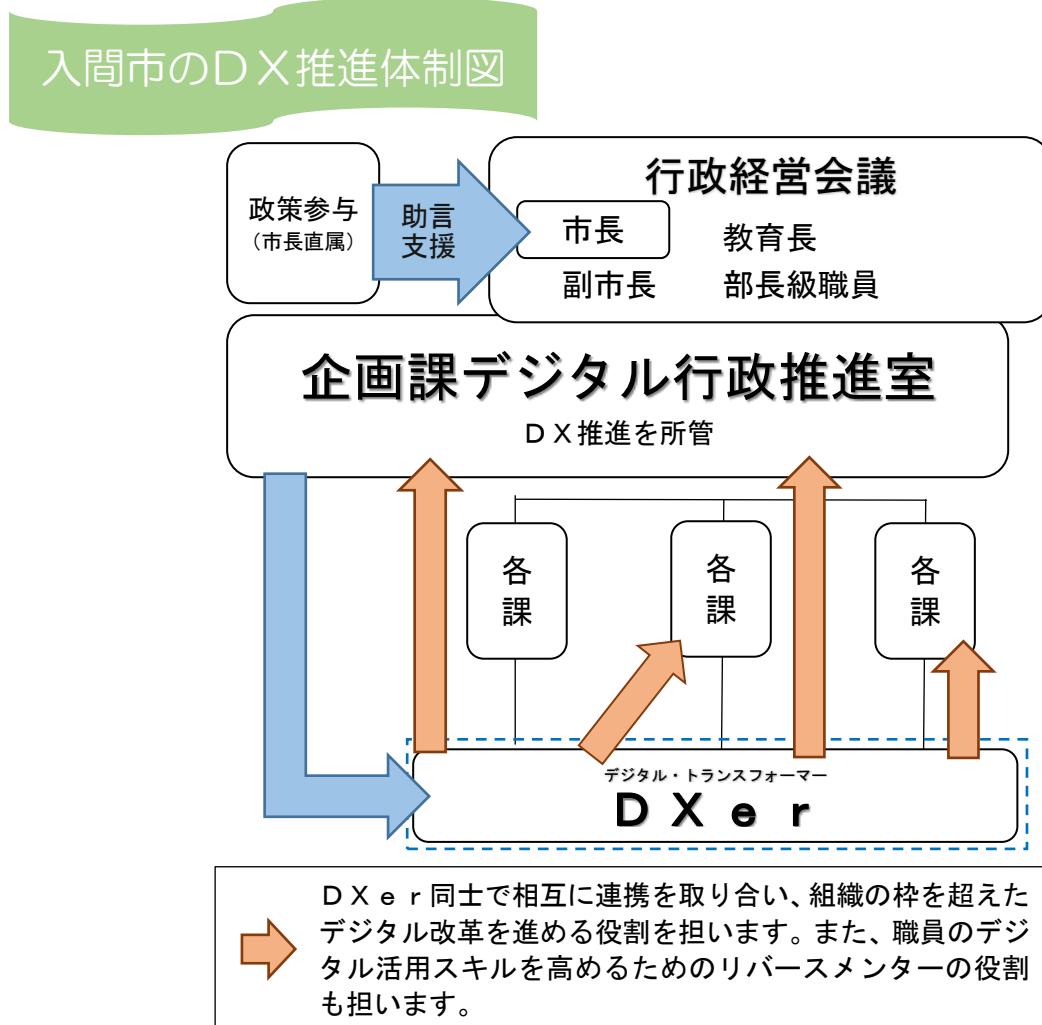
DXを推進するための司令塔として政策参与（自治体DX・行政改革）を登用します。

また、国における各種デジタル化に関する政策や最新のＩＣＴに関する専門的な知見を有するDX推進アドバイザーを登用します。

##### (エ) DXの取組を全厅的に推進していくための推進員の選任

DXの取組には職員の育成が欠かせません。知識向上やスキルアップを目的として、OJTによる応用力や課題解決力の習得、独自の研修の充実を図ります。また、全厅的なDXの取組の推進とデジタル人材の育成を目的に、各課1名の推進員（デジタル・トランسفォーマー=DXer）を選任します。





## イ 評価方法、効果測定

庁内の行政計画自体や、行政計画に位置づけられた事業、個別の事務事業に対し、本ビジョンを用いた効果測定を実施し、評価を行います。

年度当初に各部においてDXの観点を取り入れるポイントを設定し、当初設定したポイントの達成度、効果を年度末に各部で取りまとめて報告します。取りまとめたものは、DX推進担当部署が分析・考察し、年次報告として全庁に還元・共有します。

#### ウ 見直しサイクル

本ビジョン自体は、年次を定めた取組ではなく、常にビジョンの効果を最大化するために、国の施策や技術革新の速度に後れを取らないよう、隨時見直しを実施するとともに、ブラッシュアップを図ります。

# 用語集

No.	用語	読み方	意味
1	2040年問題	ニセンヨン ジュウネン モンダイ	少子化による急速な人口減少と団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）になることで、高齢者人口が最大となる2040年頃に、日本社会が直面すると予測されている内政上の危機のこと。
2	AI	エーアイ	Artificial Intelligence の略。人工知能と訳す。人工的な方法による学習、推論、判断などの知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。人間の脳がしている知的活動を行えるようにしたコンピューターシステムのこと。
3	AI-OCR	エーアイ オーシーアー ール	OCRは、Optical Character Reader（または Recognition）の略。OCRは、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能のこと。例えば、紙文書をスキャナーで読み込み、書かれている文字を認識してデジタル化する技術。「AI-OCR」は、OCRにAI技術を加えたもの。AI技術を組み合わせることで、機械学習による文字認識率の向上や、帳票フォーマットの設計をせずに、項目を抽出することが可能となる。
4	BPR	ビーピーア ール	Business Process Re-engineering の略。BPRは、業務の本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおす（リエンジニアリング）という考え方のこと。
5	Digitalization	デジタライ ゼーション	デジタイゼーションでデータ化されたものを、デジタル技術によって、ビジネスモデルの変革や新たな仕組みの創出をすること。
6	Digitization	デジタイゼ ーション	紙に手で文字を書くなどの手作業で行っていたことを、ワープロなどデジタル技術を使ってデータ化すること。デジタル技術を使って効率化を図ったり、生産性を向上させたりすること。デジタル化と略されることもある。
7	DX	ディーエッ クス	Digital Transformation の略。デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。「Trans」を「X」と略すことが英語圏では一般的なためDXと表記。単なるデジタル化ではなく、現在あるコト、モノを、デジタル技術をつかって変革すること。
8	EBPM	イービーピ ーエム	Evidence Based Policy Making の略。統計データや各種指標など、客観的エビデンス（根拠や証拠）を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと。
9	ICT	アイシーテ ィー	Information and Communication Technology の略。情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
10	IoT	アイオーテ ィー	Internet of Things の略。モノのインターネット。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトのこと。
11	RPA	アルピー エー	Robotic Process Automation の略。ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。

No.	用語	読み方	意味
12	SDGs	エスディーゼス	Sustainable Development Goals の略。17のゴール、169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」のこと。2015年開催の国連サミットで採択された。
13	SNS	エスエヌエス	Social Networking Service(Site)の略。個人間の交流を支援するサービス(サイト)で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。
14	Society 5.0	ソサエティゴーテンゼロ	「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」を指す。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会であり、「超スマート社会」とも表現される。経済発展と社会的課題の解決を両立させる社会であり、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会。
15	UX	ユーエックス	User eXperience の略。サービスを通じて得られるすべてのユーザー体験を意味するもの。
16	アナログ		アナログ(analog)とは、データを連続的に変化していく量で表すこと。区切られることなくゆるやかに止まることなく変化していくものを「アナログ」という。「曖昧」で「切れ目のない」もの。 例) アナログ時計の針：常に連続的に動き続けて時刻を示す。 水銀式体温計：数値と数値の間をゆるやかに上昇して温度を示す。
17	アプリ		application software の略。メールや地図などの特定の目的をもって作られた専用のソフトウェアのこと。
18	イノベーション		モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすことを意味する。
19	インターネット		世界中のコンピューターなどの情報機器を接続するネットワークのこと。
20	エンドツーエンド		コンピューターや電話などの通信ネットワークで、通信が行われる二者を結ぶ経路全体、またはその両端のこと。E2E(イーツーイー)とも言う。
21	オープンデータ		国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネットなどを通じて容易に利用(加工、編集、再配布など)できるよう、①営利目的・非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、これら全てに該当する形で公開されたデータのこと。
22	オンライン化		パソコンやスマートフォンなどの電子機器をインターネットに接続した状態にすること。
23	オンライン会議		モニターやカメラ、マイクを使って遠隔地の人と会議すること。
24	オンライン申請		窓口で行っている申請や届出などの手続が、インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンなどを使って自宅や出先でできること。
25	官民データ活用推進基本法		官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するための法律。平成28年12月公布・施行。

No.	用語	読み方	意味
26	キャッシュレス決済		クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。
27	クラウド		コンピューターの利用形態のひとつ。インターネットなどのネットワークに接続されたコンピューター(サーバ)が提供するサービスを、利用者がネットワーク経由で手元のパソコンやスマートフォンで使うこと。雲(クラウド)の中にシステムがあるかのように、提供されるシステムの物理的なコンピューター(サーバ)の所在地が意識されないことからこのように呼ばれている。また、クラウドの形態で提供されるサービスを「クラウドサービス」と言う。
28	コモディティ化		市場投入時には高付加価値の製品やサービスと認識されていたものが、市場に広く流通することにより、一般的になること。
29	コンビニ交付		マイナンバーカード(又は住民基本台帳カード)を利用して市区町村が発行する証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書など)が全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)から取得できるサービスのこと。
30	サービスデザイン		顧客(利用者)がサービスの利用を通して得られる体験価値を重視し、顧客の視点から事業やサービスを体系的に見直したり、新しいサービスを生み出したりする取組のこと。物を作るデザインとは違い、事象をデザインすること。
31	サービス設計12箇条		利用者中心の行政サービスを提供しプロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウを示したもの。「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の中で示された。
32	情報リテラシー		情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。リテラシー(literacy)は識字という意味。
33	スマート自治体		AIやRPAのような技術を駆使して、定型的な業務を自動化したり、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体のあり方のこと。
34	生産年齢人口		生産活動の中心にいる人口層のことで、15歳以上65歳未満の人口のこと。日本国内の生産年齢人口は1990年代がピークで、それ以降は減少傾向が続いており増加の見込みもないのが現状。
35	チャットボット		チャット(会話)とボット(ロボット)を組み合わせた言葉。問い合わせに自動的に対応したり、Web訪問者に語りかけたりすることができる自動的なコミュニケーションツール。「AIチャットボット」とはAIを活用した自動会話プログラム。
36	超スマート社会		Society 5.0の別称。No.14 Society 5.0を参照。
37	デジタル		デジタル(digital)とは「連続的な量を段階的に切って数字で表す」ことを指す。目盛りや指標などを使って一定の数値を表した場合を「デジタル」という。「正確」で「切れ目のある」もの。例) デジタル時計: デジタル時計は1秒や1分ごとに数字が切り替わり、時刻をわかりやすく示す。 デジタル体温計: 36.5°Cや36.6°Cと区切って数字でわかりやすく示す。

No.	用語	読み方	意味
38	デジタル・ガバメント		デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。
39	デジタル・トランスフォーマー		入間市役所で各課から選任されたDXの推進を担う職員のこと。入間市独自の造語で「DXer」と表記する。
40	デジタル3原則		「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッドワンストップ」という3つの原則のこと。
41	デジタルデバイド		インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
42	デジタル庁		2021年（令和3年）9月1日に設置された日本の行政機関。デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助け、その行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的として内閣に設置された。
43	テレワーク		ICTを活用し、サテライト勤務、モバイル勤務、在宅勤務など、場所や時間に有効に活用できる柔軟な働き方。
44	ナレッジ		知識を意味する「knowledge」から派生した和製英語。企業などの組織にとって有益な知見・経験・事例・ノウハウなど付加価値のある情報のこと。
45	認証基盤		認証に必要な利用者の情報を保持し、利用者に対してユーザーID／パスワード、または証明書の提示を要求して、利用者の認証を行うシステムのこと。
46	ノウハウ		英語の「know-how」から由来するカタカナ語。物事の方法や手順に関する知識、物事を行うための「コツ・秘訣・技術・知識」のこと。
47	破壊的技術		従来の価値基準のもとではむしろ性能を低下させるが、新しい価値基準の下では従来製品よりも優れた特長を持つ新技術のこと。また、このような技術、製品、ビジネスモデルがもたらす変化を破壊的イノベーションという。
48	バックキャスティング		未来の姿から逆算して現在の施策を考える発想のこと。現状からどんな改善ができるかを考えて、改善策をつみあけていくような考え方をフォアキャスティングという。
49	ビジネスチャット		業務利用を目的として開発されたコミュニケーションツールで、会社や地方公共団体などの同一組織内はもちろん組織外とのやりとりにも利用することができるもの。
50	ビッグデータ		ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例)ソーシャルメディア内のテキストデータや画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。
51	プッシュ型通知		システム側が外部のサーバーと連携して能動的に情報を取得してユーザーに通知する方式のこと。何らかの情報更新があった場合には、ユーザーが働きかけなくても更新されたことを知ることができる。
52	ブラッシュアップ		ブラシをかけるように磨き上げるという意味を持ち、能力や技術力など今あるものに対して磨きをかけさらに良くするというニュアンスで使われる言葉。

No.	用語	読み方	意味
53	プラットフォーム		サービスやシステム、ソフトウェアを提供・カスタマイズ・運営するために必要な「共通の土台（基盤）となる標準環境」のこと。IT の分野では、ある機器やソフトウェアを動作させるのに必要な、基盤となる装置やソフトウェア、サービス、あるいはそれらの組み合わせた動作環境のことをプラットフォームという。
54	ブロックチェーン技術		分散型ネットワークを構成する複数のコンピューターに、暗号技術を組み合わせ、データを共有することで、データの耐改ざん性・透明性を実現する仕組み。
55	マイナンバーカード		プラスチック製の IC チップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真などが表示されたもの。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax で電子証明書を利用した確定申告など、様々なサービスにも利用できる。
56	ライフイベント		生活上のさまざまな出来事。特に、結婚・就職・出産・大病など、その後の人生に影響のある、大きな出来事。
57	リバースメンター		上司や先輩職員が指導者（メンター）となって若手職員（メンティ）をサポートすることをメンタリングと言うが、それとは逆方向のメンタリング（リバースメンタリング）で若手職員が上司や先輩職員の指導者となること。
58	リモート授業		インターネットを介して教育学習を行うこと。インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンを使って、教員が講義を行い、学生が受講することによって、講義室に集まらなくても授業が行える。
59	ワンストップ		1 か所でさまざまな用事が足りる、何でも揃うという意味。行政においては、従来サービスによって複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて 1 力所で行えるようにすることを指す。行政におけるワンストップを、ワンストップサービスという。

## (参考) 令和3年12月24日デジタル大臣決定「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」から「サービス設計12箇条」の詳細を転載

### 第1条 利用者のニーズから出発する

提供者の視点ではなく、利用者の視点に立って、何が必要なのかを考える。様々な利用者がいる場合には、それぞれの利用者像を想定し、様々な立場から検討する。サービス提供側の職員も重要な利用者として考える。ニーズを把握するだけでなく、分析によって利用者が抱える課題・問題を浮き彫りにし、サービスの向上につなげる。

### 第2条 事実を詳細に把握する

実態の十分な分析を伴わない思い込みや仮説に基づいてサービスを設計するのではなく、現場では何が起きているのか、事実に基づいて細かな粒度で一つ一つ徹底的に実態を把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上でサービスの検討に反映する。データに基づく定量的な分析も重要である。

### 第3条 エンドツーエンドで考える

利用者のニーズの分析に当たっては、個々のサービスや手続のみを切り取って検討するのではなく、サービスを受ける必要が生じたときからサービスの提供後までエンドツーエンドの、他の行政機関や民間企業が担うサービスの利用まで含めた利用者の行動全体を一連の流れとして考える。

### 第4条 全ての関係者に気を配る

サービスは様々な関係者によって成り立っている。利用者だけでなく、全ての関係者についてどのような影響が発生するかを分析し、Win-Winを目指す。また、デジタル機器が使えない人も、デジタル技術を活用することによって便益を享受できるような仕組みを考える。

### 第5条 サービスはシンプルにする

利用者が容易に理解でき、かつ、容易に利用できるようにシンプルに設計する。初めて利用する人やデジタル技術に詳しくない人でも、複雑なマニュアルに頼らずとも、自力でサービスを利用して完結できる状態を目指す。また、行政が提供する情報や、利用者に提出や入力を求める情報は、真に必要なものに限定する。

### 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

サービスには一貫してデジタル技術を用い、利用者が受ける便益を向上させる。技術の進展に対応するため、IoT (Internet of Things) や AI (Artificial Intelligence) などの新技术の導入についても積極的に検討する。これまでデジタル以外の手段で提供してきたものであっても、業務の見直しによるデジタルへの移行の可能性を検討し、サービスの改善を図る。また、情報セキュリティ対策とプライバシーの確保はサービスの価値を向上させるための手段であることを認識した上で、デジタル技術の活用によってサービスをセキュアに構築する。

### 第7条 利用者の日常体験に溶け込む

サービスの利用費用を減らし、より多くの場面で利用者にサービスを届けるために、既存の民間サービスに融合された形で行政サービスの提供を行うなど、利用者が日常的に多くの接点を持つサービスやプラットフォームとともにサービスが提供されるような設計を心掛ける。

### 第8条 自分で作りすぎない

サービスを一から自分で作るのはなく、既存の情報システムの再利用やそこで得られたノウハウの活用、クラウドサービス等の民間サービスの利用を検討する。また、サービスによって実現したい状態は、既存の民間サービスで達成できないか等、行政自らがサービスを作る必要性についても検討する。過剰な機能や独自技術の活用を避け、API連携等によってほかで利用されることを考慮し、共有できるものとするよう心掛ける。

### 第9条 オープンにサービスを作る

サービスの質を向上させるために、サービス設計時には利用者や関係者を検討に巻き込み、意見を取り入れる。検討経緯や決定理由、サービス開始後の提供状況や品質等の状況について、可能な限り公開する。

### 第10条 何度も繰り返す

試行的にサービスの提供や業務を実施し、利用者や関係者からの意見を踏まえてサービスの見直しを行うなど、何度も確認と改善のプロセスを繰り返しながら品質を向上させる。サービス開始後も、継続的に利用者や関係者からの意見を収集し、常に改善を図る。

### 第11条 一遍にやらず、一貫してやる

困難なプロジェクトであればあるほど、全てを一度に実施しようとしてはならない。まずビジョンを明確にした上で、優先順位や実現可能性を考えて段階的に実施する。成功や失敗、それによる軌道修正を積み重ねながら一貫性をもって取り組む。

### 第12条 情報システムではなくサービスを作る

サービスによって利用者が得る便益を第一に考え、実現手段である情報システム化に固執しない。全てを情報システムで実現するのではなく、必要に応じて人手によるサービス等を組み合わせることによって、最良のサービスを利用者に提供することが目的である。



企画課デジタル行政推進室

令和4年4月発行

令和7年4月改訂

令和8年 月改訂

# 資料 10

「次期入間市行政改革大綱」及び「入間市DXビジョン」（素案）についての意見書

委員名	
-----	--

「次期入間市行政改革大綱」及び「入間市DXビジョン」（素案）について

- 素案に対する意見は、特にありません。
  - 以下のとおり素案に対する意見を提出します。
- ※ いずれかに✓を入れ、意見がある場合は意見を記載してください。
- ※ 12月12日（金）までにご提出ください。

ページ・項目名	意 見